

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和4年3月9日（水）午前10時00分～午後4時56分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長兼農業委員会事務局長 宮田雅人	
教 育 次 長 石川歳男	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第4号 大潟村課設置条例の一部を改正する条例案
議案第5号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号 大潟村集合型村営住宅条例案
議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について
議案第10号 普通財産の貸付について（追認）
議案第11号 普通財産の貸付について（追認）
議案第12号 普通財産の貸付について（追認）

- 議案第13号 普通財産の貸付について（追認）
議案第14号 普通財産の貸付について（追認）
議案第15号 普通財産の貸付について（追認）
議案第16号 普通財産の貸付について（追認）
議案第17号 普通財産の貸付について（追認）
議案第18号 普通財産の貸付について（追認）
議案第19号 普通財産の貸付について（追認）
議案第20号 普通財産の貸付について（追認）
議案第21号 普通財産の貸付について（追認）
議案第22号 普通財産の貸付について（追認）
議案第23号 普通財産の貸付について（追認）
議案第24号 普通財産の貸付について（追認）
議案第25号 普通財産の貸付について（追認）
議案第26号 普通財産の貸付について（追認）
議案第27号 普通財産の貸付について（追認）
議案第28号 普通財産の貸付について（追認）
議案第29号 普通財産の貸付について（追認）
議案第30号 第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について
議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案
議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第37号 令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第39号 令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第40号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第41号 令和4年度大潟村一般会計予算案
議案第42号 令和4年度大潟村診療所特別会計予算案
議案第43号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
議案第44号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
議案第45号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
議案第46号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
議案第47号 令和4年度大潟村水道事業特別会計予算案

議案第48号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案

発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議案

意見書案第1号 ロシアのウクライナ侵略に断固抗議するとともにロシアへの制裁及び
ウクライナへの支援を求める意見書案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和4年第2回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、三村敏子さんと、4番、菅原アキ子さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、11番、石井雅樹さん。

【議会運営委員長：石井雅樹】

11番、石井雅樹です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る3月1日、午後1時30分より、委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、進藤総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は7名で、提出議案は45件であります。提出議案の内訳は、条例関係5件、一部事務組合関係1件、財産関係20件、基本計画1件、補正予算8件、当初予算関係10件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問、陳情等の内容を確認し、会期や議事日程について協議を行ったところであります。

その結果、会期は本日3月9日から3月18日までの10日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月18日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、会期は3月9日から3月18日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』をいたします。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和3年11月分から令和4年1月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る2月10日、秋田県市町村会館において、理事会が開催され、自治功労者への表彰伝達が行われました。その後、令和3年度補正予算案、令和4年度事業計画及び当初予算案並びに令和4年度会費について審議が行われ、原案どおり可決されました。

次に、秋田県町村電算システム協同事業組合議会について報告いたします。

去る2月10日、秋田県市町村会館において、令和4年第1回秋田県町村電算システム協同事業組合議会定例会が開催され、令和3年度補正予算専決処分報告、令和3年度補正予算案、令和4年度当初予算案について審議が行われ、原案どおり可決・承認されました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について報告があります。

2番：工藤勝さん。

【2番：工藤 勝議員】

2番、工藤勝です。

私から、令和3年12月22日に開催された、男鹿地区消防一部事務組合議会第2回定例会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、議案上程に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。主な内容については次のとおりです。

1. 職員の懲戒処分と再発防止の取り組み。
2. 常備消防力適正配置調査の状況など。
3. 管内における火災救急業務の状況として、火災発生件数は11月末現在28件であり、前年同期と比較して13件の増であった。救急の出場件数は1978件であり、前年同期と比較して63件の増であった。

とのことでした。

次に、議案の審査に入り、議案第3号「令和2年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計

歳入歳出決算の認定について」が上程され、管理者から提案理由の説明の後、会計管理者から補足説明、監査委員から監査報告がありました。歳入では14億1,438万8,447円、歳出では13億8,914万1,490円で、歳入歳出差引金額は2,524万6,957円であるとのことでした。

質疑については、常備消防費職員等の不用額、会計事務の委託料、共通経費以外の男鹿市負担金、庁舎の維持管理修繕についてなどがありました。

質疑を集結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号は全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、議案第4号「令和3年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算（第2号）について」が上程され、管理者から提案理由の説明のあと、消防長から補足説明がありました。補正内容は、歳入では市村負担金、消防手数料繰越金及び雑入を措置し、歳出では職員の異動調整による人件費、新型コロナウイルス感染症に伴う各行事の中止による旅費、使用料及び賃借料、食糧費並びに負担金のほか、特定屋外タンク貯蔵所の検査延期による委託料、燃料価格の高騰に伴う需用費を措置したもので、歳入歳出それぞれ373万9千円を減額し、補正後の予算総額を13億9,184万8千円とするものであるとのことでした。

質疑については、職員の異動内容についてがありました。

質疑を集結し、討論はなく、採決に入り、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合議会第2回定例会の審査の経過と結果について、報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について報告があります。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会が開会されましたので、私から、その審議経過と結果についてご報告いたします。

令和3年12月21日に、男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和3年第2回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

会期の決定、会議録署名議員を指名した後、菅原管理者より諸般の報告がありました。令和2年度のごみ処理実績についてですが、ごみの搬入量は1万5,271トンで、前年度に比較して189トン、1.2%の減少となっていること、また施設の稼働日数は熱回収施設が305日、リサイクル施設が257日となっていることや、施設に近接する3町内会の代表の皆さんに廃棄物処理委員会において、ごみの処理状況や排ガスなどの分析結

果をもとに、組合業務の安全性をご確認いただいたこと等でございます。

続いて、議案第4号「令和2年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」が上程され、管理者より提案理由の説明がございました。本議案は、令和2年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるもので、歳入5億7,857万5,645円、歳出5億7,088万3,973円、歳入歳出差引残高は769万1,672円となったものであります。会計管理者より補足説明があり、監査委員から審査意見書の報告を受けた後、審議に入りましたが、委員より質疑、討論はなく、議案第4号「令和2年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第5号「令和3年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について」が上程されました。本補正予算は前年度繰越金のほか、財政調整基金積立金を措置するとともに決算見込みによる調整を図ったもので、歳入歳出それぞれ1,783万8千円を追加し、補正後の予算総額を5億8,748万4千円とするものであります。管理者より提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りました。委員より、今回の財政調整基金積立金は当初から予定された金額か、大きな金額になった要因は何か、財政調整基金の目的や目標額、その在り方について、また県が市町村と一緒に進めようとしている広域化についての財政調整基金の使いみちなどについての質問があり、審議の結果、議案第5号「令和3年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）について」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

また、令和2年度の大潟村の負担額は、事務費において3,034万6千円、公債費において756万5千円となっております。

なお、現行では男鹿市6名、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村それぞれ2名ずつの14名が組合議員となっておりますが、1月24日付で男鹿市議会議員の定数削減に伴い本組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、3月の各市町村議会に提案されるとの通知がございました。組合規約の一部変更については本組合議会の決議要件ではございませんが、変更後は男鹿市5名、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村2名ずつの13名とすると示されております。施行期日は男鹿市議会議員の任期満了日の翌日である令和4年4月22日になっておりますので、申し添えいたします。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和4年3月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、村内における新型コロナウイルスの感染症について申し上げます。

1月には一般村民1名、村内の事業所2か所で、職員それぞれ1名の感染がありました。その後の感染拡大はありませんでした。2月に入ると、県内でも感染が急拡大しました。村でも、こども園及び小学校、中学校において、児童・生徒及び教職員の感染が2月17日以降確認されるようになり、2月中に16名、3月に入り2名の感染が確認されております。児童・生徒を除いた一般村民においては、2月中に21名の感染が確認され、さらに3月に入り3名の感染が確認されております。

この度、感染された皆様に対し心からお見舞い申し上げますとともに、村民の皆様においては誹謗中傷を行わないでくださいますよう、お願いいたします。

村では、感染拡大防止のため、3月4日まで村内の各施設の休館・利用制限を行いました。5日からは村民のみの利用として再開しております。

こども園及び小学校、中学校においては、日々の健康管理、教室等の消毒の実施を徹底したほか、中学校では1学年の学年閉鎖を2月18日から22日まで行い、小学校では2月21日から25日まで全校の臨時休業、こども園では2月21日から26日まで登園の自粛協力依頼を行い、できる限り児童・生徒同士の接触を減らすなどの対策をとったところであります。また、臨時休業及び学年閉鎖の期間はオンライン学習による学習支援を行い学びの継続に努め、児童生徒の生活リズムを保ち、健康管理を行い、予定どおりこども園及び小学校、中学校を再開したところであります。

そうした中、3月に入り小学校・中学校で児童・生徒の感染が確認されました。小学校では3月7日と8日の2日間、6学年を学年閉鎖とし、中学校では3月9日から11日までの3日間、2学年を学年閉鎖としたところです。

村としましては、今後もワクチンの追加接種を含め、新型コロナウイルス感染防止対策に努めてまいりますので、村民の皆様におかれましても、基本的な感染防止対策であるマスクの着用や手指の消毒、不要不急の県外との往来を控えるなど、「感染しない・させない」を徹底されますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について申し上げます。

追加接種は、18歳以上で、これまで2回のワクチン接種が終了し、かつ接種後6か月を経過している方々が対象者となっております。

施設入所者については1月31日から、80歳以上の方々は2月7日から順次接種しており、現在は基礎疾患のある方ならびに52歳の方々まで接種が進んだところです。今後、休日接種希望者は3月12日と27日に、51歳以下の方は3月29日から4月4日までの期間に集団接種を行うこととしております。接種ワクチンについては、52歳以上の方々にはモデルナ社製を使用し、51歳以下の方々にはファイザー社製を予定しております。

また、これまで対象外であった5歳から11歳の幼児・児童への接種については、南秋

4町村合同により湖東厚生病院において行うこととしております。初回は4・5年生を対象に、希望者に対し3月23日から接種を実施する予定となっております。

なお、前回の接種時期の違いにより、村で実施する集団接種の期間に接種できなかった方や進学等により異動された方につきましては、今後日時を指定し、希望者全員がワクチンを接種できるよう進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、子育て世帯・住民税非課税世帯への給付事業について申し上げます。

12月と1月の臨時会において承認いただきました、村独自給付分を含む子育て世帯への臨時特別給付金について、所得制限を設けた国事業分は、現在まで183世帯の児童338人分、3,380万円を支給しております。また、所得制限のない村独自支給分については、これまで77世帯の児童137人分、1,370万円を支給しております。

今後は、新生児や別居等により申請が必要な世帯について、3月末までに随時すみやかに支給していく予定としております。

次に、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について申し上げます。

この給付金も1月臨時会において承認いただいたものであり、対象328世帯にすみやかに支給することとしております。なお、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯については、申請を9月30日まで受け付けているところです。

次に、脱炭素先行地域への応募について申し上げます。

2月18日に環境省東北地方環境事務所に申請書類を提出したところです。今後、3月下旬にヒアリングが予定され、4月下旬に認定の公表が見込まれております。村では認定の有無に係わらず、一昨年度に策定した「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！」を目指して取り組んでまいります。

次に、秋田県飲酒運転追放競争について申し上げます。

2月24日に、令和3年秋田県飲酒運転追放等の競争の優良市町村としての知事表彰伝達式が役場で行われました。大潟村では、令和3年中の飲酒運転違反件数、飲酒運転事故件数、飲酒運転以外による死亡事故件数がいずれも0件で、上小阿仁村、東成瀬村と並んで1位となり、令和2年に続き優良市町村として表彰されました。

今後も引き続き、村民及び関係団体、関係機関と協力しながら、飲酒運転の追放と交通安全に努めてまいります。

次に、令和4年産米の生産の目安について申し上げます。

村の生産の目安は12月16日に開催した大潟村地域農業再生協議会において、県に準じた54%と決定いたしました。農家への説明会は1月26日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とし、同日付けで文書により提示したところがあります。

営農計画の受付は、2月7日から10日にかけて行われ、3月4日現在で404名、8

3. 8%の農家から提出がありました。

国・県などの関係機関では、令和3年産米の取引価格が前年産に比べ1,443円下がったことや、主食用米の需要減少に見合った作付面積削減が進まなかったこと、さらには新型コロナ禍による需要減による在庫増大など、米価の下落は深刻な状況にあるとみており、令和4年産においても相当な作付転換が必要であるとしております。

農家の皆様におかれましても、需給予測など様々な情報を参考に、認定生産調整方針作成者と十分協議して、需要に応じたコメ生産の取り組みを進めていただくようお願いいたします。

次に、民産学官連携による農業振興推進事業について申し上げます。

令和3年度の畑作振興実証研究報告会を2月22日に開催いたしました。当初は、ホテルサンルーラル大潟を会場に一般参加も可能な形で開催する予定でありましたが、村内で新型コロナウイルスの新規感染者が増加したことから、会場を役場に変更し、かつ出席者も講師と関係者に限定し、一般向けはインターネットのライブ配信に切り替えて開催しました。

報告の内容は、秋田県立大学の先生が今年取り組んだ研究テーマである、

- ・複合経営モデルと多角化戦略に関する調査研究
- ・たまねぎの安定・多収生産のための実証研究
- ・畑作の作目、作付体型多様化のための作物学・土壌学研究
- ・RTK-GNSSやドローンのマルチユースによる生産コスト削減

についてであり、非常に有意義なものとなりました。

なお、当日の出席者は35名、動画配信の視聴者は最大34人、その後の閲覧数は3月7日時点で延べ205回でありました。

本事業は、たまねぎをはじめとする高収益作物の普及拡大だけでなく、村農業の諸課題の解決につながる非常に有用な事業だと認識しておりますので、令和4年度以降も新たな課題を加えながら継続して取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

令和3年度のふるさと納税の寄附は、2月末現在で6,912件、1億5,169万9千円となっており、前年度同期比の約58%となっております。減少の要因としては、昨年度非常に人気が高かった餃子計画大潟工場の「米粉餃子」の返礼品について、肉餃子の製造が中止となり、肉を使わないノンミート米粉餃子のみとなったことが挙げられます。しかしながら、多くの村内の事業者の協力を得て、米の定期便発送など返礼品を工夫し、充実させており、1件あたりの寄附額は約2万2千円と、昨年より1件あたり約8千円より大幅に増加しております。

今後は、より多くの方々から応援してもらえるよう、さらに返礼品を充実させるなどの取り組みを進めてまいります。

また、本年度より開始した企業版ふるさと納税につきましては、これまで4社から合計1,610万円のご寄附をいただいたところです。このご厚意につきましては、本年度、遊具の設置や中央3番地の分譲地の整備など、移住・定住の促進に係る事業等の財源に充当・活用しているところです。また、ご寄附をいただいた4社に対し、来る3月23日に感謝状を贈呈する予定としております。

次に、移住・定住促進事業について申し上げます。

北1丁目1番地に建設中の集合型村営住宅については、大雪のため外構工事に遅れがみられるものの、順調に工事が進められており、4月1日からの入居開始を予定しております。本定例会におきまして、集合型村営住宅条例案及び集合型村営住宅の借り上げや既存の村営住宅からの住み替え等に係る予算案を計上しておりますので、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

また、中央3番地の定住化促進住宅、北1丁目1番地の集合型村営住宅用地について、その建設、管理並びに村への賃貸のため、村の普通財産を事業者は無償で貸し付けているところですが、本来であれば地方自治法第96条第6項及び第237条第2項に基づき議会の議決を経なければならなかったところです。大変遺憾ながらこの点を失念してしまい、議会の議決を経ずに無償貸付の契約を締結してしまったものであります。このため、遡って無償貸付を有効とすることについて、改めて議会の可決を得たく、関連議案を提出しております。法令に基づく行政を推進する立場にありながら、このような事態を招いてしまったことに深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことが繰り返されないよう、再発防止に努めてまいりますので、ご審議のうえ、可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、中央3番地の分譲地整備について申し上げます。

現在、中央3番地の北側に10区画の分譲地を整備しているところです。1区画の面積は約300平方メートルであり、平米あたり単価は9千円を予定しております。募集開始は5月下旬を予定しており、分譲要項が決まり次第、村広報やホームページ等でお知らせしてまいります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」から、日程第49、議案第48号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

提出案件の説明に先立ち、令和4年度当初予算の編成方針及び重点施策について申し上げ

げます。

令和4年度の当初予算を編成するにあたり、国では内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新たな資本主義の実現を目指すとともに、デフレからの脱却に向け躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済状況に対して万全の対応を行うこととしております。そして、デジタル社会の実現をはじめ、高付加価値化と輸出強化を含む農林水産業の振興、防災・減災や国土強靱化、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現など、重要課題への取り組みを進めていくこととしております。

本村の令和4年度の予算案につきましては、国の動向を踏まえ、「第2期大潟村総合村づくり計画」に掲げる基本目標を実現するため、限られた財源を効率的に活用し、新型コロナウイルス対策はじめ各種施策を着実に推進する予算編成としたところであります。

令和4年度の重点施策については、

- ・新型コロナウイルス対策
- ・農業振興対策
- ・子育て支援・教育の充実
- ・地域福祉の充実
- ・健康づくりの推進
- ・環境・脱炭素施策の推進
- ・移住・定住の促進

の7項目に、特に力を入れて取り組んでまいります。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、コロナ禍の時代において農業（食糧生産）と農村（暮らし）がますます注目されております。村民の皆様とともに「住み継がれる元気な大潟村」の実現を目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。

議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」については、効率的な行政執行体制を整備し、行政サービスの充実を図るため、条例を改正するものです。

議案第5号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」については、押印等を求める手続きの見直しに伴い、関係条例において所要の規定を整備するものです。

議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」については、人事院規則に準じ、育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するなどの必要があることから、条例を改正するものです。

議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」については、北1丁目に建設中の集合型村営住宅について、適正な管理を行うため所要の規定を整備するものです。

議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」については、非常勤消防団員の処遇を改善するため、条例を改正するものです。

議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について」は、男鹿市議会議員の定数変更に伴い、八郎湖周辺清掃事務組合議会の定数を見直したことにより、同組合規約における議会議員の定数を改める必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

議案第10号から第29号「普通財産の貸付について（追認）」については、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したため、議会の議決を求めるものです。

議案第30号「第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について」は、第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画を策定したため、大潟村議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を経るものです。

次に、議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」の主なものを申し上げます。

総務企画課関係では、一般管理費において、退職手当負担金566万4千円、湖東厚生病院運営費補助金471万円、財政管理費においては積立金として、財政調整基金に9,600万円、減債基金に2,724万3千円、かんがい排水施設整備基金に4,900万円を計上するとともに、ふるさと応援基金積立金を1億1,400万円減額しております。

また、企画費において、マイタウンバス運行事業について、南秋地域公共交通活性化協議会負担金92万6千円を計上しております。

税務会計課関係では、財産管理費において、燃料費・光熱水費あわせて52万2千円を計上しております。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費において、過年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金として80万5千円、障害者福祉費において、過年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金等に10万1千円、老人保健費において、後期高齢者医療広域連合負担金並びに後期高齢者医療特別会計繰出金に310万3千円、保健センター費において、過年度特定感染症検査等事業費補助金返還金に56万3千円を計上しております。

産業振興課関係では、商工振興費において、秋田県経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策）利子助成費補助金に57万5千円、温泉保養センター費において、温泉保養センター指定管理料480万8千円を計上しております。

教育委員会関係では、小学校費・中学校費において、光熱水費をそれぞれ210万円、体育施設費においても、光熱水費を50万円計上しております。

このほか、各科目とも事業実績及び決算見込額の確定などにより補正を行ったところであり、最終的な補正総額2億767万9千円の減額となり、補正後の予算総額は38億1,

032万6千円となったところであります。なお、補正の財源としては、村税・地方交付税等に求めたところであります。

次に、議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案」から議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までについて、補正の主な内容を順次申し上げます。

診療所特別会計では、収入実績見込などによる調整を行い、財源を更正しております。

国民健康保険事業特別会計では、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費として5,091万8千円、国保財政調整基金積立金に1,269万9千円を計上しております。

介護保険事業特別会計では、介護予防サービス給付費負担金に45万4千円、介護給付費準備基金積立金に340万5千円、過年度負担金等返納金に872万6千円を計上しております。

介護サービス事業特別会計では、ひだまり苑財政調整基金積立金に900万円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金に535万7千円を計上しております。

水道事業特別会計では、水道事業基金積立金に3,771万6千円を計上しております。

公共下水道事業特別会計では、秋田湾・雄物川流域下水道関係の負担金に409万4千円を計上しております。

これらにより、特別会計の補正額は、総額で4,655万7千円の増額となり、補正後の総額は20億9,909万円となったところであります。

次に、議案第39号「令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」並びに議案第40号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」は、令和4年度大潟村一般会計からの繰り入れについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第41号「令和4年度大潟村一般会計予算案」の概要について申し上げます。

令和4年度一般会計当初予算案は、予算総額で36億2千万円、前年度対比で1億172万5千円、率にして2.7%の減となっております。

歳入予算の計上にあたっては、国の地方財政計画や前年度実績、基金の状況等を勘案して積算をしております。

村税については、農業収入の減少が見込まれることから、前年比1,835万2千円、2.6%減の6億9,893万5千円を計上しております。

地方交付税については、国が示す地方財政計画において前年度から総額が増となったことを踏まえ、令和4年度当初では前年度比で1,322万3千円、1.0%増の13億6,067万円を計上しております。

国庫支出金については、新型コロナウイルス対応関係の交付金等の減により、前年度比で5,055万円、25.2%減の1億4,967万6千円を計上しております。

県支出金については、多面的機能支払交付金の増などにより1,219万1千円、3.6%増の3億5,177万円を計上しております。

寄附金については、ふるさと応援寄附金として2億円を計上しております。

また、財源対策として、ふるさと応援基金から3億8千万円、財政調整基金から500万円を繰り入れることとしております。

村債については発行抑制に努め、前年度比で1億7,960万8千円、58.7%減の1億2,646万6千円を計上しております。

次に、歳出の主な施策について申し上げます。

総務部門では、大潟村公式ホームページを全面リニューアルし、情報発信を強化するとともに、人口減少対策として、移住・定住促進事業、婚活事業、子どもの遊び場創生事業など、良好な住環境の整備と移住・定住に向けた様々な支援を行ってまいります。また、ふるさと応援寄附推進事業、企業版ふるさと納税推進事業についても、引き続き力を入れて取り組んでまいります。

福祉・保健部門では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と重症化予防に引き続き取り組むとともに、医療と健診、予防事業の充実、多機関協働による重層的な相談支援体制の整備など、地域医療と福祉の充実に取り組んでまいります。また、医療費助成を高校生まで拡大するとともに、引き続きネウボラ事業を実施し、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行ってまいります。

環境・衛生部門においては、八郎湖水質改善対策事業として、無代かき栽培など八郎湖の水質改善につながる発生源対策の推進を行います。また、自然エネルギー100%の村づくり推進事業について、引き続き取り組んでまいります。

土木部門においては、道路メンテナンス事業補助制度を活用し、村内の橋梁の点検及び長寿命化修繕計画を策定するほか、引き続き社会資本整備総合交付金を活用した東2・3丁目中央線舗装補修工事、年次計画による格納庫用地の道路側溝高圧洗浄を実施いたします。また、南1号線・南3号線に街灯を整備します。

農林業部門においては、国営土地改良事業の推進、需要に応じた米生産の取り組み、高収益作物生産振興支援事業、共同利用機械購入促進事業、みどりの食料システム戦略推進事業、農産物・加工品輸出促進事業などにより、しなやかで強い農業を確立し、農業の競争力の強化と農家所得の向上を図るとともに、担い手の育成にも努めてまいります。

商工観光部門では、ふるさと交流施設、道の駅おおがた、温泉保養センターの施設整備事業を推進するとともに、観光情報発信を強化し、誘客や交流人口の増加を目指します。また、新型コロナウイルスによる影響への対策として雇用を維持するとともに、地域活力回復事業を行います。さらに、商店街のアーケードの改修を行います。

子ども園・学校教育部門においては、子育て支援の充実、英語教育の充実、ICT教育、園小中連携教育の推進を図るとともに、施設整備事業等により学習環境の充実も図ってまいります。また、学校給食について、多子世帯の負担軽減を図るため、第3子以降の学校給食を無償化するとともに、米飯給食に特別栽培米を使用することとし、さらに月1回有機栽培米の給食を提供いたします。

社会教育・体育部門においては、社会教育団体をはじめとする各種団体や住民の生涯学習・スポーツ活動を支援し、社会教育・体育の充実を図ってまいります。また、旧耐震基準で建設されている現在の村民体育館の老朽化が進んでいることから、新体育館等整備事業基本構想の検討委員会を立ち上げます。

次に、議案第42号「令和4年度大潟村診療所特別会計予算案」から議案第48号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」までの7特別会計につきましては、予算総額で19億9,299万8千円となり、前年度対比で1,957万7千円、1.0%の減となっております。

各特別会計における主な事業について申し上げます。

診療所特別会計では、人件費の減により、予算総額は5,957万6千円となり、前年度当初予算と比べ72万6千円、1.2%の減となっております。

国民健康保険事業特別会計では、医療費の増加傾向に伴う保険給付費及び国保事業費納付金の増により、予算総額で9億8,914万7千円となり、前年度当初予算と比べ8,013万9千円、8.8%の増となっております。

介護保険事業特別会計では、介護報酬の改定及び要介護サービス利用率の増に伴う保険給付費の増により、予算総額で3億3,111万9千円となり、前年度当初予算と比べ2,546万5千円、8.3%の増となっております。

介護サービス事業特別会計では、非常用発電機設置工事の減により、予算総額で2億6,096万5千円となり、前年度当初予算と比べ4,237万2千円、14%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増により、予算総額で8,211万9千円となり、前年度当初予算と比べ1,119万6千円、15.8%の増となっております。

水道事業特別会計では、平成3年度に借入した起債が償還完了したことから、予算総額で1億1,503万1千円となり、前年度当初予算と比べ2,946万3千円、20.4%の減となっております。

公共下水道事業特別会計では、公共下水道管渠改築事業の減により、予算総額で1億5,504万1千円となり、前年度当初予算と比べ6,381万6千円、29.2%の減となっております。

以上、提出案件についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては提

出しております、議案書、予算書その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、10日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

ここで、休憩します。

(午前11時03分)

(午前11時10分)

再開します。

ここで、追加案件がございます。

事務局に配布させますので、しばらくお待ちください。

《事務局追加案件資料を配布》

休憩いたします。

(午前11時12分)

(午前11時14分)

再開します。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、発議第1号及び意見書案第1号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2とし、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(異議なしの声)

それでは、追加日程第1、発議第1号「ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

発議第1号について、決議案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

発議第1号

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議案

上記の決議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月9日提出

提出者 大瀨村議会議員 菅原 史夫

提出者 大瀨村議会議員 山田 照雄

提出者 大瀨村議会議員 工藤 勝

提出者 大潟村議会議員 三村 敏子
提出者 大潟村議会議員 菅原アキ子
提出者 大潟村議会議員 松本 正明
提出者 大潟村議会議員 黒瀬 友基
提出者 大潟村議会議員 戸部 誉
提出者 大潟村議会議員 齊藤 知視
提出者 大潟村議会議員 川淵 文雄
提出者 大潟村議会議員 石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

提出理由

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議し、即時停戦および撤退を強く求めるとともに、ロシアへの強力な制裁及びウクライナへの絶大な支援を日本政府および国連、そして全世界の国々に要望する必要がある。

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議案

2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻は明確に他国への侵略であり、それまで平穏に暮らしていた人々の生活が一夜にして奪われ、ウクライナの国の主権、平和、安全、正義、国際法、人権がすべて侵害された。

このような従属を強いる行為には、世界平和のためにも断固として非難する態度を示さなければならない。

わが国の国民皆が遠い国のことではなく、このような侵略行為を容認すれば同じようなことが世界各地で起こりかねないことを十分認識する必要がある。

よって加害国ロシアへの強力な制裁はもとより被害国ウクライナへの絶大な支援を日本政府および国連、そして全世界の国々に要望するとともに、この軍事行動を強く非難し、即時停戦および撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

大潟村議会

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより質疑および討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認め、質疑および討論を省略し、これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。

発議第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、意見書案第1号「ロシアのウクライナ侵略に断固抗議するとともにロシアへの制裁及びウクライナへの支援を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

7番、菅原史夫さん

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

意見書案第1号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議するとともに
ロシアへの制裁及びウクライナへの支援を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月9日提出

提出者	大潟村議会議員	菅原 史夫
提出者	大潟村議会議員	山田 照雄
提出者	大潟村議会議員	工藤 勝
提出者	大潟村議会議員	三村 敏子
提出者	大潟村議会議員	菅原アキ子
提出者	大潟村議会議員	松本 正明
提出者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
提出者	大潟村議会議員	戸部 誉
提出者	大潟村議会議員	齊藤 知視
提出者	大潟村議会議員	川渕 文雄
提出者	大潟村議会議員	石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

ロシアのウクライナ侵略に断固抗議するとともに
ロシアへの制裁及びウクライナへの支援を求める意見書案

2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻は明確に他国への侵略であり、それまで

平穩に暮らしていた人々の生活を一夜にして奪ったこの軍事行動を強く非難し、即時停戦および撤退を強く求める。

ウクライナの国の主権、平和、安全、正義、国際法、人権がすべて侵害された。

このような従属を強いる行為には、世界平和のためにも断固として非難する態度を示さなければならない。

わが国の国民皆が遠い国のことではなく、このような侵略行為を容認すれば同じようなことが世界各地で起こりかねないことを十分認識する必要がある。

よって本議会は、国会及び政府に対し以下の事項を求めるものである。

記

1. 加害国ロシアに対し即時停戦および撤退を強く要請すること。
2. 加害国ロシアへの強力な制裁を行うこと。
3. 被害国ウクライナへの絶大な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月9日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 金子 恭之 様
外務大臣 林 芳正 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

これより質疑および討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認め、質疑および討論を省略し、これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。

意見書案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第50、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

2点質問させていただきたいと思いますが、はじめに、脱炭素先行地域計画についてお尋ねいたします。

豪雨や干ばつなど、地球温暖化が引き起こす気象災害の影響は、国内外を問わず深刻さを増しています。その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを出さない脱炭素社会をどう実現していくのか、気候変動対策とそれを裏打ちするエネルギー政策が大切になってきます。

二酸化炭素の削減には、発電の時に二酸化炭素を排出しない太陽光や風力などの再生可能エネルギーや原子力の割合を増やしていくことが重要と言われています。ただ原子力は安全性を高める取り組みが必要であり、再生可能エネルギーは発電量が天候に左右されやすく不安定などの課題があります。IPCC第5次評価報告書では、有効な温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末の世界の平均気温は2.6℃から4.8℃上昇し、厳しい温暖化対策を取った場合でも、0.3℃から1.7℃上昇する可能性が高くなり、さらに平均海面水位は最大82センチメートル上昇する可能性が高いと予測されております。良くテレビなどで想像を絶する長い年月、地球に存在していた氷河が、いとも簡単に崩れ落ちる映像を目にすることがありますが、私たちができることを始めなければ大変なことになるという危機感を抱いています。

COP26では、先進国と、中国、インドなど新興国との溝ははっきりするだけという見方もあります。二酸化炭素ゼロの道のりは険しく、先進国の間でも温度差があるように思いますが、化石燃料の急速な削減は、電気料金など生活費の増加につながります。安価で安定的なエネルギーの確保は国の安全保障の根幹を成す問題であり、資源に乏しい日本においてはなおさらで、財務省による気候変動対策のコスト試算は公表が先送りされております。

政府は気候変動による異常気象が世界の人々の暮らしに甚大な被害をもたらしている現状を踏まえ、2030年までに温室効果ガスの排出量を2013年と比べて46%削減するとの目標を設定し、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロの実現を目指しております。自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦を進めるため、政府目標の2050年に先駆けて、30年度までの脱炭素化を目指す先行地域の募集に、村は申請するとの説明を受けました。再生可能エネルギー導入や省エネ対策などを新たな交付金で環境省が支援しますが、応募する自治体は脱炭素先行地域として地域主導で脱炭素をどのように進めていくのか、工程など具体的に計画提案を提出しなければなりません。村の脱炭素への全体構想が示されることとなります。2030年までの目標に既に10年を切った現時点で、地域の力がとても大切な要素になると思います。村の4年度の施策でも環境・脱炭素施策を重点施策の1つに掲げております。課題はたくさんあると思いますが、視点を変えれば地域資源を最大限に活用することで課題の解決に貢献することにもなります。

1月25日から2月21日までの募集に102自治体から計79件の事業提案があった

ことを知りました。毎年度2回募集し、最終的に少なくとも100件を選定する方針のようですが、村民の理解を得ることが最も大切です。審査を経て、この春に第1弾として20～30件が選定されるようですが、村の認定はいつ頃で、村民への説明はいつ頃行う予定でしょうか。

また、省エネ電力供給とバイオマス熱供給が大きな柱であり、年度ごとに事業を申請し、認定を受けてから始まる事業であると理解しております。認可が得られれば事業は動くこととなります。差し当たって初年度はどういうことから始めようとしているのでしょうか。そして5年間の行程はどのように進められていくのでしょうか。

また、新しい事業会社の体制や、融資、出資など、村はどのように関わり、村の財政負担はどのように考えておられるでしょうか。

また、地域の人材育成や村民の出資についてはどのようにお考えでしょうか。

また、現段階での事業会社の設置場所、もみ殻ボイラーの設置場所はどこを想定しておられるでしょうか。

以上について、村長のお考えをお伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

4番、菅原議員の質問にお答えします。

村では令和元年度に、脱炭素型の地域づくりを目指す「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！」を策定したところです。また、令和3年度にはもみ殻や稲わらバイオマスの地域循環利活用を目指す構想を掲げ、バイオマス産業都市にも認定されたところです。加えて、国においても令和2年10月に当時の菅総理が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す」と宣言したところです。

それを受けて、環境省では国と地方が協働・共創してカーボンニュートラルを実現するため、今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援し、2030年までに少なくとも全国で100カ所の脱炭素先行地域をつくり、重点対策を実行し、その取り組みモデルが全国に伝播することで、2050年を待たずに脱炭素達成を図りたいというものです。

こうした状況を踏まえ、今回村では、先に申し上げた、自然エネルギー100%の村づくりやバイオマス産業都市構想の推進とも合致し、かつ手厚い財政支援が見込める脱炭素先行地域の公募に応募したところであります。

現在、環境省への計画を提出し、採択に係る審査を受けているところですので、これに差し障りが無い範囲でお答えしたいと思います。

1点目について、選定結果の連絡については、環境省から4月下旬以降と示されております。村民への説明については、まずは選定されることが重要ですので、選定されればそ

の後、予定したいと思っております。

2つめの5年間のスケジュールについてですが、計画では主に太陽光パネルによる発電、蓄電池設備の導入、公営住宅を含む公共施設の省エネ化や公用車のEV化、そしてもみ殻バイオマスによる地域熱供給が主な構成となっており、事業実施期間である今後5年間の事業実施を提案しているところです。

3つ目の新たな事業計画についてですが、現在、関係者等と事業主体である地域エネルギー会社の構成等について話し合いを進めているところであり、その中で村の関わりも検討しているところでもあります。

村の出資についても、その検討において話し合うこととなりますが、事業の目的からも一定の出資による関与が必要と考えております。また、財政負担についてですが、基本的には脱炭素先行地域で提案する再生可能エネルギー発電や、省エネへの取り組み、バイオマス熱供給等の各事業について、最大で事業費のうち4分の3は国による財源措置が見込めます。残りの4分の1についても自主的に事業実施するのは新たな地域エネルギー会社を予定しているところでありまして、この会社による負担となり、今のところ村の負担は直接的にはないと想定しております。ただし、計画内で掲げる公共施設の省エネ化については、村の所有財産の改修が発生しますので、検討によっては村による直接の省エネ化の実施の可能性もあります。

4について、人材育成と村民の出資に対する考えですが、この2点は地域としての村の関わりという点でとても重要なものと考えています。事業主体での地元人材の関わりを通じて、雇用の場の創出のみならず、今後益々加速する脱炭素を通じた地域づくりを主体的に牽引する人材の育成を今回の計画で実現したいと考えています。また、事業会社そのものに村民も関わって、地域づくりを一緒に進めてほしいという思いもありますので、例えば地域応援ファンドを活用すること等を、現在検討しております。

最後の事業会社とのもみ殻バイオマスボイラーの設置場所についてですが、事業会社の設置場所についてはまだ未定であります。現在、関係者と会社設立準備委員会を設置する予定としており、役場庁舎内に設けたいと考えております。もみ殻バイオマスボイラーの設置場所については、熱を供給する想定施設が複数あることや、もみ殻の運搬距離等も考慮して選定になるのですが、現状ではカントリーエレベーター公社の近郊にボイラーを設置するのが効率性が高いのではないかと検討しているところです。

いずれ、現在計画そのものの審査を受けている最中ですので、この結果がわかり次第、事業主体である地域エネルギー会社への村の関わりや、事業の進め方、住民への説明について、議会とも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

今、審査を受けている最中ということで、差し障りのない程度ということは十分理解しております。国によれば、複数自治体による共同事業の提案もあったということですが、事業会社は大潟村単独で、電力部門と熱供給を進めるために、今後年度ごとに事業を申請し、認可が得られてから予算化して事業を行っていくという理解でよろしいでしょうか。確認のためにお伺いいたします。

また、脱炭素先行地域計画は、電力部門と熱供給が事業の大きな部分を占めると理解しておりますが、既に村では太陽光発電が行われております。今後の事業にどのように活用できるとお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

また、もみ殻を利用して農業の方にも貢献していきたいということを以前から村長はおっしゃっております。今回、もみ殻を燃やすだけでも二酸化炭素を発生させることになるのではないかと、良質な燐炭は使い道もあると思うが、良質なものでなければその部分が病気の原因になるのではないかなど、いろいろな意見があります。村民の理解を深めるには、こと細かに丁寧な説明が必要だと思っております。燐炭についてはすでに実験が行われているようにお聞きしておりますが、実際に使えるようになるには何年くらいを目途に考えておられるでしょうか。熱供給についてもいろいろな村民等へ供給のあり方があると思うのですが、まだ正式な認定がされていない中ですけれども、もしそういう構想とかございましたらお聞かせいただきたいと思います。

4月以降の認定になるのではないかと国からの答えのようですけれども、村民への説明はもちろんそれ以降になる訳ですが、それまでには具体的な、実際計画を出されている訳ですから、それに伴って認定が下りるとということで、もう少し村民への説明に対しては今よりは具体的な説明がなされると思うのですが、その点に関してもお願いしたいと思っております。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、今回計画しているのは主にソーラー発電による、そして蓄電池を組み合わせた電気によるエネルギーの供給と、もみ殻を燃焼してそしてその熱エネルギーを供給する、その2つのエネルギーを供給する事業を行いながら、村での化石燃料の使用を減らしていくというようなことであります。それぞれ年次計画で区切りながら事業を具体的に進めることとしていまして、初年目においては主にはバイオマスボイラーの方と、あと特に電力需要の大きいホテルや温泉への電気の供給というようなところを想定し、順次その対象地域、今のところ、公共施設と北のエリア、そして県立大学というそうしたエリアを想定してい

まして、そういった所の、例えば村営住宅への太陽光パネルと蓄電池の設置であったり、そういったことを年次計画を立てながら具体的に事業を進めて、ゆくゆくはその自然エネルギーの100%のエリアとしていきたいということです。ただ、これはまず5年間の計画ですが、長い目では自然エネルギーの100%の村づくりで示したように、全ての村内の家庭であったり、そういった所でもまずはやりやすい太陽光パネルを設置していただいたり、そういったことにもつなげていきたいなど、併せて今、電気自動車についても一般の乗用車だけではなくて軽トラで、農業用に使う部門としてそういったことへの支援という形、または新たな開発であったり、そういったことにも取り組んでいくこととしていて、生活する部分とそうした農業に関わる分野でもこの脱炭素を少しでも増やしていきたいということで今考えているところです。そのひとつには軽トラの他にも農業機械であったり、そういったことにも取り組んでいければと思っています。

続いて、熱供給とソーラーの方ですが、今のメガソーラーはFIT電力として売電契約してしまっていて、FITの契約があるうちは一般に供給できない、またはカウントされない、発電した電気が一番近いところですから、村の中ですでに使われているのですが、それは脱炭素のCO₂削減でカウントはできないことになってしまっていて、ただそのFITが終われば当然それは使えることになりますので、今のソーラーパネルはFITが終わった後もまだ活用できると見込んでいて、その後は村内での活用ということにつなげていきたいと、その折には一般住宅も含めて活用できるものと思っています。ですので、今は新たなソーラーパネルを設置してFITと関係なく自前でそこを活用していくということ。

あと熱供給の方も、今公共施設も含めて中央ベルト、村の公共施設用地、カントリーエリアからホテルまで、そしてまた新たに体育館も今建設予定ですので、体育館の方まで引くのと、また県立大学まで熱供給の熱導管を敷設する予定にしています。ですので南北に1本本管が通ることになりますので、それから各施設へ繋ぐようなイメージでいます。また村営住宅も、今建てているものではなくこれから建てる分については、この熱供給から熱源を供給するというのを計画してしまっていて、そうした村営住宅にということで、その後、熱の実際の活用され方とかいろいろ、村民にもそういったものを使いたいという村民がある程度なってくると、また民間の住宅の方へも将来的には広げていければと思っています。今のところは公共施設と、ホテルや温泉などを中心にしながらまずはスタートして、村営住宅というようなこと、将来には一般の家庭にも広げていければと思っています。

もみ殻燻炭の活用ですが、県立大学の方でもう何回もいろいろな試験をしていただいて、燻炭そのものを単純に育苗に使う分にはまず問題がない、技術的な部分も解決されていて、床土で燻炭100%でも十分生育ができるし、田植えもそれでできると。ただそこまできなくても半分くらいまでであったらあまりpH調整とかそういったこともなく使えるというところであります。また軽くもなるのでその点もいいのかなど。そしてもみ殻自体を

直接使うことのもうひとつが、例えば暗渠資材への利用ということで、あとは永遠に腐らないので、今までの普通のもみ殻を入れると必ず腐ってきて最後それが水はけを悪くする要因にもなるので、そういったことはもう起こらずに半永久的にそのまま存在すると。上の方のもみ殻だけを普通のもみ殻にして入れ替えしたりとか、そういったこともやりやすくなったりするのではないかなという期待もあります。もうひとつが今の国の政策で炭素を農地に固定することについて奨励する、それに補助金が付くという環境直接支払の1つの項目にもなっていて、山形県はじめいくつかの県が既に取り組みを始めております。ですので秋田県にも、村としてもそうした要望を出して、燻炭を農地に散布して土壌改良であったり、肥料的な要素で使ったりすることで国の補助金ももらえるようなことにもつなげて炭素固定を農地でも行う。その時に散布しやすい形だと、ペレット化していると今の機械で撒きやすいので、今カントリーでそのペレットの試作をしてもらっているところです。鶏糞を10%混ぜた、重さの比重で燻炭9に対して鶏糞1でやった試作では、本当にガチガチのペレットになっていまして、今度燻炭100%でペレット化したらどうなるかとか、または逆に肥料として使う場合には燻炭を少なくして鶏糞を多くしたり、または今カントリーで使っている有機ペレットにもみ殻を入れているのですが、そのもみ殻を燻炭に置き換えたり、いろいろ試行して肥料としても使うことも今予定しているところです。ですので、もみ殻については、もみ殻そのものとして使う場合と、肥料化して肥料として使う、その2つの方向で今検討しております。

村民への説明については、先程も申しあげましたように、これの認定を受けてからでないとい説明はできないと思っております、4月下旬に発表ということで、まず農繁期にもなるので認定された後は6月以降、村民への説明というようなことを計画していきたいと思っております。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

ありがとうございます。燻炭に関してはいろいろなペレット化とか、使い道をかなり丁寧にやられているようで、使う人にしてみればきっとありがたい事業だなと思います。前は暗渠に使った残りのもみ殻の量がかなりあって、熱量に関しても十分だといいますけれども、今このペレット化を進めることによって今度需要が高まった場合、村内での人たちに対する供給といいますか、それは十分な量と見込まれているのでしょうか。

先程、燻炭に関しては今村長から丁寧なご説明をいただいたのですが、いつ頃実用化されて、村民に対してこういうことができますという公表といいますか、先程もちよっとお尋ねしたのですが、使える時期をお示ししてもらえたらと思います。

エネルギーに関してはみんな思っていることで、どうしても公的なものから最初施設に、今までもそうでした。いずれは長い目で見れば村民にも還元していきたいという村長の今のご答弁でしたけれども、ぜひそれは心がけていただきたいですし、もみ殻の使用に関しては本当に使っていない家庭からすればありがたい事業だと思います。それをなおさら村民に理解してもらうために、また村民への還元を含めたことを考えれば、公的な施設だけでなく各家庭に、先程村長は要望があった家庭にということですが、それはもし、これから年度ごとに事業を申請して認可を受けてやっていかれる事業だということは十分分かりますけれども、要望した家庭が多かった場合、どのようにして供給していくのでしょうか。実は平成26年に、デンマークで世界で一番の先進地といわれる所に、村長はじめ議長と一緒に、視察の研修に行かせていただく機会が得られました。デンマークではやはり日本と同じように山がないですので、あの時は麦の、大潟村みたいに水がありませんので米は作れないのですね。その代わりに畑作とかそういう小麦の残渣といいますか、それを熱源にして各家庭にお湯を配給しているそういう所も見せてもらいました。そして夜でしたけれども、本当に強行といいますか、本当に時間が無い中でいろいろな所を見せてもらいました。私たちは今、八郎湖の方の男鹿市の処理施設にお願いして焼却しているのですが、その時もそのごみですらデンマークではもう熱源として供給しているのですね。そういうことを私がお話しましたら、もったいないと言われました。そのことがずっと頭にあって、実際に今八郎湖周辺清掃事務組合の議員になっていますので、向こうの議会の方でも私、申し上げたことがあったのですが、ごみの量が少なくてそういう熱源にはできないと、逆にそう言われました。そういう量のこともあるのだなと思ったのですが、もしこれが村でも実現できれば大変ありがたいなとは思っています。

先程のことを村長から縷々説明されたのですが、もう一度、その各家庭に対して将来は考えていきたいということと、そういう世帯数が、手を挙げた家庭が多かった場合の選考方法といいますか、年度ごとにいろいろ今から決めていかれるとは思うのですが、今時点でのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まず、今のところですが、もみ殻を使う量としては生のもみ殻で2千トンまでいかない、そうすると3分の1ぐらいにいなるので600トンぐらいの燐炭が発生するというようなところでありまして、ただ燐炭の場合は土より比重が軽いというか、です。量としては土の1トンより燐炭の方が量が多いことになって、土に混ぜた時にはそれなりの量になると。そうすると村の農家で全員が使うことにはちょっと足りない、燐炭だけで、さらにペレット化して肥料化して使うとなるとまた足りない、両方にいろいろ使うと、現状はそう

いったところでありまして、ただ今それこそ化学肥料も値上がりしてきたり、また一部化学肥料ではいろいろな弊害もあつたりするので、できるだけ有機のこうした肥料を多く村で作って、村で使えるようなことにつなげていければなと思っています。今後、さらに熱供給先が増えればもみ殻の使用量も増えてくるので、そういった折にはさらに供給できるようになっていくのかなと思っています。

また、実際にいつどうなるんだということですが、まずもうすでに採択が4月以降、5月くらいになると、それからまた令和4年分の事業申請はまた別にしなければならないので、そうすると早くても6月以降の国の採択になるのかと、そうすると令和4年度中に設備が完成するのが精一杯なのかなというところで、実際に熱供給がスタートするのは令和5年にならざるを得ないのかと今感じています。そうするとそれから燐炭が出てくるのは燃焼してからになりますので、実際に本格的に営農に使うようになるのは令和6年からになるのかなと思っていますが、ただその前でもいろいろな機会には試験をしながら実際に燐炭が大量に出てくるのを見越していろいろ取り組んでいきたいと思っていますし、県立大の先生においても引き続き試験研究はしてくれるということでもありますので、一緒にやっていきたいと思っています。

また本当に、デンマークでは麦わらを熱源にしたり、またはごみ焼却場のごみで、デンマークの方では産業用のごみと家庭ごみの仕分けなく全部そこで燃料として燃やして、非常に効率よく、農業で使うビニールも燃やしていたのには自分も驚いた次第で、せっかくある資源ですのでああいう形で使っていけば本当に賢いやり方だなと自分も感じたところなんです。いろいろな国内の法律があらうかと思えますけれども、これからはより有効に資源を活用するにはだんだん向いていくと思えますので、こうした機会にいろいろなことに挑戦できたらとも思えますので、どうかよろしく願いいたします。

そうした中でやはり村民、一般家庭への熱供給というのも需要をみながら取り組んでいければと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

次に、高齢者の見守りについてお伺いいたします。

高齢化が急速に進展する中、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えております。近年は人口減少や少子化が進み、生活スタイルの多様化に伴い世帯構造も変化しており、誰もが当事者となり得る問題でもあります。多くの人にはできる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けたいと望んでおりますが、地域社会のつながりが希薄化する傾向にある中、高齢者の社会的孤立につながるのではと懸念されます。村でもいろいろな支援を行っております

が、異変に早く気づき、命を守る見守りは、安心して在宅生活を続けていくために最も大切な基盤であると思っております。コロナ禍が長期化しており、つながりの喪失感を無くさないように、大阪府阪南市ではコロナだからではなく、普段のつながりの延長線と捉えて新たにニュースターを発送し、一人暮らしの高齢者とのつながりを深めております。手紙には自宅でできる体操や、健康レシピ、持ち帰りメニューがあるお店や様々な相談窓口の情報を掲載し、中学生ボランティアの写真入りメッセージも添え、家に閉じこもりがちで会話できずにいる高齢者を励ましております。封筒には生活状況を把握するための返信用葉書を同封し、体調の変化や外出頻度、困りごとを書ける欄を設け、健康面の調査にも努め、元気がないと思われる人にはこまめに電話したり、接触せずにインターホン越しで言葉を交わすなど見守りを深めております。封筒に手紙を入れる作業は障がい者が働く事業所にお願ひし、減収していた利用者の工賃とやりがいにつなげております。また、青森県むつ市や東京都日野市の自治体や、福島県浪江町の社会福祉協議会では、コロナ禍でも離れた場所から通信SIMを内蔵した電球の点灯情報で、一人暮らしの高齢者を常に見守り、支援ができる「みまもり電球」を活用しております。現在、村でも3回目の新型コロナワクチン接種が行われておりますが、人と会うことを極力避けて家に閉じこもっているという方々がほとんどです。人と会いたいと思いつながらなかなかできず、だれもが初めての状況に置かれ、いろいろな不安を抱きながら暮らしております。特に一人暮らしの高齢者や障がいを抱えておられる方は、普段以上に生きづらさを感じていると思います。みまもり電球は毎月のコストが数百円で、SIMカードが内蔵されたLED電球を日常的に使用する玄関やトイレなどに取り付けるだけで、点灯情報が福祉担当者に通知されるという仕組みです。これまで村でも、誰にも気づかれずに亡くなるという痛ましい孤独死が起きております。コロナ禍で社会が大きく変わろうとしている今、誰かとつながっているという状況を作って安心感を持ってもらうことは、特に大切なことではないかと思ひます。状況に見合う支援策として、人的見守りとともにIoTを活用した見守りの導入は検討する必要があるのではないかと考えています。現在、コロナ禍における村の高齢者の見守り活動はどのような状況でしょうか。また支援を高めるためにIoTを活用したみまもり電球の導入を村の福祉事業として検討することはできないでしょうか。

以上について村長のお考えをお伺ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

まずはじめに、コロナ禍における高齢者の見守りについてですが、以前より、村内に身内のない世帯や、見守りが必要と思われるひとり暮らしの高齢者世帯は、月に一度包括支援センター職員と社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが自宅に訪問し、声かけな

どを行っております。また、介護サービスを利用している方についても、居宅介護支援センターの職員が月に一度訪問しており、民生児童委員も各自の判断により自主的に気になる世帯の訪問を行っております。さらに、毎月、役場と包括と社協の職員で高齢者のケース検討会を行っており、ひとり暮らしの高齢者と高齢者の夫婦のみ世帯など、見守りが必要な世帯の情報共有を行い、様子が確認できない高齢者世帯については直接訪問したり、民生児童委員により情報提供をいただいたりしているところでもあります。

次に、IoTを活用した「みまもり電球」を使用した高齢者の見守りについてですが、村では令和3年度において、高齢者救急通報システム事業として民間警備会社を活用した自宅の「緊急通報システム」と、外出先でも使用できる「みまもりホン」の試験導入を行いました。令和4年度から本格導入を予定しており、10台分の予算を計上をしております。これらは、急病時や緊急時等に活用できる機器となっており、有事の際は利用者の意思により簡単に救急通報ができ、民間警備会社の駆けつけと必要に応じて救急車等の手配、親族等への連絡が可能となっております。

また、みまもりホンには、見守り機能も搭載されており、GPSでの位置確認や安否・体調確認、みまもりホンの充電がされなかった時のご家族への連絡等の機能がありますので、ご本人もご家族も安心して利用できると考えております。

なお、質問のありましたNTTグループのみまもり電球は、昨年2月から3月にかけて、社会福祉協議会が主体となって1世帯に試験的に設置した実績がありますが、みまもり電球は通報機能がありません。村としては、今後、緊急通報システムとみまもりホンを活用したひとり暮らしの高齢者の見守り、有事の際の簡単な通報や親族等への緊急連絡を高齢者救急通報システム事業としてサポートすることで、ひとり暮らしの高齢者とそのご家族の方に安心して村での生活を送っていただけるよう事業を進めたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

ありがとうございます。

今はこういう状況であっても、村は十分に見守り活動ができているということで、とても安心をいたしました。

以前、村内で突然停電したことがありました。夜でしたので不安に感じていたら、遅い時間であったにも関わらず、「大丈夫ですか」と懐中電灯を手に見回りに来てくださった方がいて、とてもありがたくて、村に感謝の気持ちを伝えてほしいと高齢の方からお願いされて、この場でそのことを申し上げたことがございます。おそらく民生委員の方ではないかということでしたが、民生委員の方はじめ地域で支援していただいている皆様の日々

の活動に対し、改めて感謝を申し上げておきたいと思えます。

このみまもり電球以上に機能が高まっていることに関することに対して、村が去年の設置の試験的なことから更にこの4年度は行うということを知り、大変良かったと思えます。これは今回、4年度の施策でも地域福祉の充実ということで7点項目のうちの一つとして上げられております。そして一人暮らしの高齢者が今後も増加する中で、自治体における高齢者の見守りを兼ねた事業の重要性がますます高まっていくのではないかと感じております。このコロナ禍において、悩みや不安を持たれている方はたくさんいらっしゃると思えます。そうした方々の声に耳を傾けて励ましていくということがとても大事なことだと思います。自分は一人じゃない、そういうふうになんが思えるつながりを地域に広げていくことがとても大事ではないかと思っております。外出が制限され、高齢者等が孤立し、つながりを失わないよう、他市町村の状況をみながら様々な分野でご検討いただき、皆さんを見守っていくという姿勢をぜひ示していただきたいのですが、今伺って大変ありがたいと思いつつも、もう一度お聞かせいただけたらと思えます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

昨年、試験導入した緊急通報システムとみまもりホンについて、利用していただいた方々から、万が一の時の連絡手段があるということで非常に安心感が得られて良かったという話で、またみまもりホンというのは持ち運びができるので、GPS機能も付いているということで、田んぼや畑に行く際、またはウォーキングとか、いろいろ活動している際にも非常に安心感がある、そういうことからぜひこうしたことを進めてほしいということもあり、今年度はさらに台数を増やしていくこととしております。ただその中でもやはり費用もかかるので、利用者からは一部負担してもらいたい形も取っていきたく思っております。お互いに安心を得られる形で、しっかりこうした今の先端的な技術については引き続き関心を持ってより良いシステムで高齢者をサポートできればと思っておりますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

本当に持ち運びができて機能的にも本当に高い、持ち運びができるシステムを導入することですが、もちろん受益者負担はあって当然だと思いますし、村が考えているそれは大体負担的にはどのように考えていますでしょうか。何分の1とか、そのことをちょ

っとお聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

今のところ、月3、800円くらいかかる費用のうち、1,000円くらいを負担していただければということで考えているところです。ですので、そんなに高額な負担にもなりませんし、本人の安心もだし、家族の安心にもつながって、良いのではないかと考えております。

以上です。

【4番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで暫時休憩いたします。

(午後0時17分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

3点質問いたします。

はじめに高齢者の介護予防について質問いたします。

いよいよ団塊の世代が後期高齢者となり、いつまでも元気で介護状態とならないように、村としても様々な事業を行っています。健康館で行われる事業など、多くの高齢者の方が少しでも身体を動かそうという気持ちになってもらえないかと、昨年ボランティアで行っている体操の際、保健センターからおいでいただいて健康ポイントの説明をしていただきました。そうしたところ、「私は健診を受けていないので」とおっしゃる方がいました。また、健康ポイントの申し込みをしようと思っても、保健センターへ行かなければならないなど、いくつもの課題がありました。健康ポイント事業を高齢者には高齢者向けに見直したらどうかと思っていたところ、八郎潟町の広報を読む機会がありまして、その中に介護予防事業に参加してポイントを貯めよう！というお知らせ欄がありました。これは、65歳以上の方で、町地域包括支援センターが実施している介護予防事業や認知症予防事業に参加すると介護予防ポイントが貯まります。ポイントは事業によって1ポイントから2ポイントになっていて、7ポイントで町ポイントカード会500円分のお買物券がもらえ

ます。14ポイントで1,000円分、21ポイントで1,500円分のお買物券がもらえるというものです。八郎潟町地域包括支援センターにお話を伺ったところ、この事業は介護保険制度の地域支援事業交付金によって実施されていて、令和元年からスタートし、五城目町でも行っているそうです。保健センターの健康ポイントと同時にスタートし、このポイントの登録者は120名くらい、一回の参加者は20人～30人くらいだそうです。

この地域支援事業を調べてみましたら、事業の目的及び趣旨は被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する、とありました。高齢者となった時、家から出るのも億劫となり、引きこもりがちになります。様々な事業に多くの高齢者が進んで参加していつまでも元気で楽しく過ごせるように、八郎潟町で行っている介護予防のポイント事業を村でも取り入れてはいかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3番、三村議員の質問にお答えします。

八郎潟町で実施している介護予防ポイント事業は、町の介護予防事業に参加するとポイントが付与され、設定ポイントが貯まると、町内の商店で買い物ができる商品券と交換できる内容となっております。

村においては、65歳以上の方々が参加できる介護予防事業である「元気！はつらつ教室」は毎週水曜日、「脳いきいき教室」は月2回木曜日に実施しております。この事業は、健康づくりのきっかけや習慣化を目指したものであり、村においては介護予防事業に参加しやすい体制をつくることにより、健康づくりが習慣化していくことを狙いとしております。

村では、すでに20歳以上を対象にした健康ポイントを実施しております。取組目標を自分自身で設定し、取り組んでいく内容となっております。目標設定には、地域包括支援センターが実施している介護予防事業や、スポーレおおがたが実施している健康増進事業に参加することも対象であり、介護予防も含めたポイント事業となっております。今後、健康ポイント事業の目標に介護予防事業への参加も該当になることを、特に周知してまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

私もこの健康ポイントが非常に良いなと思ひまして、この制度は良いと思ひていて高齢者の方にもと思つたのですけれども、実際に話を聞いてみたら、85歳を超えている方達ですので、健診をもう受けていないと、基本的に健康ポイントの場合は健診を受けていないといけないので、その健診結果が運動することによってどういうふうになつたかといふところを見るようになっていまして、まずそこが、健診を受けていないということがまず健康ポイント制度の中に合致しない、だから健診を受けていない人は健康ポイントには対象とならないということと、それから保健センターに来て手続きしてくださいということなので、なかなか免許を返納した方達は健康館に来るのもやっと、あのバスに乗ってきている訳でして、また保健センターに行くというのが大変なのだということでした。そういうことを考えると、この八郎瀉町のポイント制度は、今村でやっている事業に関しては高齢者の方達も取り組みやすいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず健診については、年齢制限を設けている訳ではなく、85歳でも、90歳でも、まずは普通に暮らしているのであれば健診を受けていただきたいということを考えております。そのうえで、やはりそれぞれ健康な方でも毎年健診を受ければポイントになりますし、目標設定してそれに取り組むことでさらにポイントが溜まっていくということと、高齢の方なりに何かしら目標設定の中に、介護予防に特に力を入れるというようなことも目標設定できますので、ぜひ健診を受けて自分の身体の状態を把握した上で、それぞれに合った目標を設定していただくということでより効果が高まると思ひますので、また今保健センターで受付ということにしてありますが、例えば地域包括と連携して地域包括の方でこの介護予防事業の時にそうした受付をするということも考えられると思ひますので、そうした連携は取りながらも、この健康ポイント事業として介護予防も含めた事業として更に内容を充実、または村民へ周知を図っていければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

私も最初は健康ポイントを高齢者の方達の介護予防にと思ひていたのですけれども、なかなか高齢者の方にはハードルが高いのだなと思ひて、八郎瀉町のを見つけたので、おお、

探しているが見つかるものなのだと思います、これはいい仕組みだなと、高齢者にとってはと思ったので、今一般質問させてもらったのですけれども、そういうこともちょっと検討していただきながら、もし健康ポイントを進めるのであれば高齢者の方達に聞いてみて、まず健康館で手続きできるのであれば一番いいかと思うのですけれども、そういうことも踏まえて八郎潟町の状況等もみて検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

今回この質問に回答するにあたりまして、担当の方では八郎潟町等にその状況も確認させていただいた上で、やはり先程申し上げましたように、単に参加するだけではなかなか効果が薄い。やはり自分なりに目標を設定し、それも自分の身体の状態に合わせた目標を設定して取り組むことがより効果が出るということを再認識したようですので、ぜひこの形でさらに村民への周知を図っていければと思いますし、高齢者の方の受付については包括の方とも連携しながら健康館でもできるようなことも含めて、そこは検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

はい。次にデンマークからの国際交流員の仕事について質問いたします。

大潟村の地域おこし協力隊の募集では、活動内容として、

- (1) 農産物・加工品の輸出促進とブランド化に係る活動
- (2) 移住定住促進・婚活支援に係る活動
- (3) 地域熱供給事業の立ち上げと運営に係る活動
- (4) スポーツによる地域活性化につながる活動
- (5) 企画提案型（フリーテーマ）

このように活動内容が具体的です。

では、国際交流員の仕事に関して1月の全員協議会で村長にお尋ねしたところ、「村民との交流と国際交流全般を行う」ということでした。しかしながら、いかにも漠然としており、村からこのような仕事を行っていただきたいとの提示も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

一般的に国際交流員の仕事としては、国際交流業務の翻訳や通訳や、国際理解のための学校での授業や語学の講座などの仕事をされているようです。村で言えば、まずはデンマークとの交流事業である中学生や村民のデンマークでの交流・研修のためのデンマークとの連絡や事業の立案提案などもあるかと思います。その他、農業分野での輸出や、進んで

いるデンマークの有機農業や、デンマークのボート選手を受け入れた経験からスポーツコミッションの海外へのPRなどの仕事、または、自然エネルギー100%の村づくりを進める村がデンマークの自然エネルギーに学ぶなど、多岐にわたる仕事が思い浮かびます。特にジェンダー平等が進んでいるデンマークの社会はどんな社会なのか、日常生活は、政治は、といった幸福度の高い社会の有様を、村民へのジェンダー平等の啓蒙として、村民に浸透していくことを私としては大いに期待しています。

村長のお考えをお伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の、国際交流員に関する質問にお答えします。

国際交流員は、国のプログラムにより、自治体における国際交流を推進するために招致する青年であり、任用団体の求めや本人の資質に応じて様々な仕事を担うこととなります。

今回招致する国際交流員についても、村が実施する交流事業の他、外国語や国際理解などに関する様々な活動を行っていただく予定です。具体的には、毎年実施している村民を対象としたデンマークでの研修事業、中学生のデンマークとの交流事業や、駐日デンマーク大使館との連携に関する業務等があります。研修・交流事業においては、先方との連絡・調整、現地におけるアテンドが主な業務で、これには現地の知識やコミュニケーション力が求められます。そのため、JETプログラムには、県を通じて日本語、英語、デンマーク語を高度に扱える人材の配置を要望しているところです。また、それ以外にも国際交流イベント、講座、語学教室や、村の情報発信、書籍の翻訳から読み聞かせ等、子どもから大人までを対象にした様々な活動を想定しております。しかし具体的な内容は本人の希望や適性を考慮し、今後、本人が着任してから決めていくことになる予定です。

ただ、新型コロナウイルスの影響により、実際に国際交流員が来日するスケジュールは、JETプログラムの案内では早くも8月、遅ければ年末となる見込みです。こういった状況を鑑み、村では来年度デンマークを訪問しての研修は行わないこととしたところですが、状況を注視しつつ、先に述べたような活動を模索していく予定です。そして本人が来村した折には、まずは村内を知っていただくためにも、村内各団体等が開催する各種事業に積極的に参加してもらい、村のことを知り、また村民を理解し、国際交流員の顔を広めることから活動を始めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

そういうことだろうとは思いますが、本人の希望もあることでしょうし、ただ実際にデンマークで研修させていただいて、デンマークの様子が少し分かりまして、アントンさんとの交流もあり、本当に家事育児も一緒にやる、子育てに関しても本当に一緒にやるというようなそういう日常生活のことから、政治に関しても80何パーセントの投票率、国の選挙であっても、それが一体どうしてそういうことができているのかとか、幸福度が高い国ということは皆さんもう、世界で1、2位を争うデンマークだと思しますので、せっかくデンマークの社会が一体どういうふうにしてそういう幸福度の高い国になることができたのかというようなことが、ジェンダー平等を通してそういうことが言えてくると思うので、各団体と交流するという事は非常に良いことだと思いますし、それが進んだ時に、交流が進んだ時に、各団体との交流の中にジェンダー平等の視点での講話でもいいですし、何かデンマークを紹介するそういうような事業を取り入れていただければ、なかなか毎日の生活の中で人間の考えていることは変わっていかない、なかなか変わっていかない。どうしたらこういうふうになって変わっていくのか、それが変わることが良いことだとかそういうことではない訳ですけども、手本にしたいと、デンマークの幸福な国ってどういうふうにしたらなるのかというような、自分としてはやっぱりジェンダー平等が一番先に来るのかなと思ってまして、その辺の啓蒙の一端を担っていただくことはできないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

確かに私もデンマークに何回か行かせていただいて、デンマークの日本よりも優れているところがたくさんあると思います。また、本人なりに村民にしっかり伝えられる部分もあれば、そうでない部分もあろうかと思えますし、全て本人が直接村民に話をしたり、講座を設けるというよりは、彼を通じて日本に来たデンマークの専門の方々を招致して講演会をしてもらうとか、以前村でも福祉に関するそうした講演会を開いていただいたり、デンマークのいろいろな社会情勢について話をさせていただいたり、講師を招いてやったこともありましたし、いろいろな形ではぜひ開催してほしいなと自分も思っているところです。ますます今、今日、議会の議決もあったように、国際情勢が複雑化していく中で、やはりそうした国際理解のもとでより良い社会を作っていく、そうした人材を村からもぜひ育てていきたいと思えますし、また村民にもいろいろなことを理解してもらいながら、やはり我々が国際社会の一員として今いるのだというそうしたことも、国際交流員を通じながら共に学んでいけたらなとも思っている次第です。

いずれいろいろな期待も高いと思えますが、やはり本人の希望もあると思しますので、十分話をしながら、より良い形で活動できるようにサポートしていきたいと思しますので、

どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

アントンさんの時は教育委員会の所に机があったと思うのですが、今回いらっしゃる方はまた同じように教育委員会なのか。今、男女共同参画の担当がまた福祉保健課ということで条例改正ということが進んでいるようですけれど、男女共同参画、ジェンダー平等でいくと私は総務課の方が、全般に渡ってジェンダー平等の視点を持ちながら事業を進めることが必要だと思っていますので、県知事も今一生懸命取り組んでおられると思いますが、総務とかそういう所に属されるのか、ジェンダー平等に関してのどうしても自分の気持ちが先行してしまいますけれども、働きやすい場所というようなことを考えると、どの課に属して仕事をされるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず配置は、国際交流員ということで今回は総務企画課に席を置く予定としております。前回は特にオリンピックがありましたので、それで教育委員会に配置して頑張ってもらいましたが、ただ活動内容はオリンピックのみに留まらず、様々なことをやっていただきました。今回も配置は総務ですが、活動についてはいろいろな分野で頑張ってもらえればと思っていますので、よろしく願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

はい。では最後に、プラスチックコーティング肥料について質問いたします。

本年1月J A全農・全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会の3団体は、プラスチックで表面をコーティングした肥料の使用を2030年にゼロにする方針を発表しました。被膜部分の微小なプラスチックが河川を通じて海に流れ出して問題視されていたとのこと。

日本からのマイクロプラスチックの年間流出量は、推計で157トン。人工芝が23.4%、次に多かったのが被膜肥料15%。農林水産省によると、マイクロプラスチックの

海洋密度が東北地方北部と四国、南九州の沖合で高い密度を示す傾向がみられるとのことです。

村が行った大潟村農家へのアンケート調査によると、環境への影響を危惧しているものは何かの質問に、一番多かったのは「アオコの発生」でした。170名中127名です。4番目に多いのが「LPS肥料被覆材」でした。170名中57名です。村農家もプラスチックコーティング肥料の環境への影響を危惧していることがわかります。

プラスチックコーティング肥料について、八郎湖環境対策室にお尋ねしたところ、対策室としては、肥効調整型肥料のマイクロプラスチックの問題については、農家へ水質保全のため、なるべくプラスチック類を使わないようにパンフレット等で啓発普及する。2030年までにコーティング肥料のプラスチックをゼロにすることに関しては、発生源対策として国と歩調をとっていく、とのことでした。

農林水産省生産局農業環境対策室では、プラスチックと賢く付き合うための農業生産現場での取り組みとして、プラスチック被膜を流出させない水管理と他の機能性肥料の活用を上げています。

JA大潟村営農支援課にお尋ねしたところ、コーティング肥料は安くて溶出コントロールがしやすい。緩効性肥料であるCDUたまご化成やIB化成は、被膜コーティングではないので、溶出コントロールが難しい。コストがかさむ。プラスチック被膜については、苗箱まかせの肥料メーカーと取り組んでいく、とのことでした。

1970年代から被膜肥料は生産出荷されているとのことですが、いったいどのくらいのプラスチック被膜が八郎湖にそして海に流れ出しているのか、それによる海洋生物への影響など、大変心配されるようです。

昨年9月議会でも質問させて頂きました。その時の答弁では、村としては、今後の技術開発等を注視しつつ、被膜の殻が圃場の外にできる限り流出しないよう濁水流出防止と合わせて啓発を行っていききたい、とのことでした。具体的にはどのような啓発を行ったでしょうか。

また、まずはプラスチックコーティング被膜が八郎湖や海に流れ出さないことが、重要かと思いますが、結局は田んぼの中にプラスチックが残っていくことになります。マイクロプラスチックがさらに細かくなるとナノプラスチックとなります。マイクロプラスチックは5ミリ以下、ナノマイクロプラスチックは1000分の1ミリ以下だそうです。そのため自然環境に存在するナノプラスチックを計測することは非常に難しく今後の課題となっているそうですが、実験においては、ナノサイズのプラスチック粒子は細胞膜を通過することが確認されています。マイクロプラスチックからナノマイクロプラスチックとなり、田んぼの土壌中にもプラスチックが蓄積されていくことになるかと思っています。

肥料業界が2030年までにコーティング肥料の使用をゼロにする方針を出していても、まだ8年も先です。その上、それが確実かどうか不確実です。プラスチックゼロへの抜

本的な解決策としては、やはり側条施肥の促進が必要かと思います。そうでなければ、プラスチックコーティング肥料を使わない規制等が必要ではないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の、プラスチックコーティング肥料に関する質問にお答えします。

まず1点目について、9月議会の答弁において、被膜の殻が圃場の外にできる限り流出しないよう濁水流出防止と合わせて啓発を行ってまいりたいと話したところですが、濁水流出は年間の約9割が落水によるものとされていることから、浅水代掻きや、無代掻き、田植え前に強制落水をしない等の水管理が濁水流出防止の主な取り組みとなりますので、この時期に合わせてチラシ等による啓発を行いたいと考えております。

次に2点目について、9月議会で答弁した内容の繰り返しにはなりますが、現在、肥料業界ほか関連各種団体が「プラスチック資源循環アクション宣言」を掲げて、被膜の殻の流出防止や分解性向上技術の開発、他の機能性肥料の活用等に取り組んでおり、今のところ技術開発等を注視している段階ですので、当面の対策としては、あくまで流出防止を考えております。

なお、今年に入って、JA全農、全国複合肥料工業会、日本肥料アンモニア協会の3団体が、プラスチックコーティング肥料の使用を2030年にゼロにするための取組方針を発表したほか、農業研究機関で代替肥料の調査検証を進めているという話もあります。今後、取り組みが加速すると思われますので、これらの進展状況等を踏まえたうえで新たな対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

一番使われているのは多分、苗箱まかせかと思うのですがけれども、苗箱まかせとかの肥料の注文は終わっていると思います。ですので、その前にそういうプラスチックに関する課題があることとか、それから使うようであればなるべく流さないようにということを、肥料注文前に伝えて、お知らせしていただければありがたかったと思いますが、これから使う方に関してもなるべく流出させないということが重要ということではありますが、肥料メーカーのホームページを見ると、水が排出される所にネットを被せて、そのネットによってコーティング剤、皮膜をキャッチして、それで流出させないというようなことが写真で紹介してあります。なのでそういうことを農家に進んでやっていただくように村とし

でもそういうような啓発をしていただければと思いますが、そういうことは可能でしょうか。

プラスチックで表面をコーティングした肥料の使用を2030年にゼロにすると肥料業界が方針を発表したという新聞を読んだ時は、ようやくプラスチックコーティング肥料の削減に向けて動き出すのかと嬉しく思ったのですが、もしかしたら、これはプラスチック海洋汚染の批判から逃れ、これまで生産したコーティング肥料の販売や、さらに悪くとると2030年まではこれまで通りこの肥料を売り続けようということではないのかと、悪くともなると、そういうような疑念を持ちました。この肥料の被膜は分解しないので、なんとか早く農家の使用を止めて、豊かな大地である大潟村の大地がプラスチックで汚染されることに歯止めをかけ、海への流出も止めないと農業由来のプラスチック汚染が、人工芝に次いで2番目に海洋汚染している状況は悪くなる一方なのではないでしょうか。

村はSDGsに積極的に取り組む団体として「秋田県SDGsパートナー登録制度」に登録されているそうですので、「SDGs 14 海の豊かさを守ろう」を実践するためにも、早急な対策が必要ではないでしょうか。

また、劣化して小さくなって見えなくなっていくと思いますが、分解ではないということのようです。まったく分解しないというわけではありませんが、紫外線や熱によって分解もありうるようですが、そのような条件であっても分解するのは数百年から数千年かかると言われているそうです。

また、滋賀県の県農業技術センターでは、原料にプラスチックを使わない肥料で代替できないか調べる試験に乗り出しました。代替肥料として、プラスチックの代わりに硫黄で粒状肥料をコーティングした「硫黄被膜肥料」、時間をかけて分解される成分を利用した「ウレアホルム肥料」を使う。すでに早生のコシヒカリでは、収量や品質に差がないことが確かめられたそうです。

農協に聞いた時に、なかなか難しいというようなお話ではあるのですが、なるべく早くこのプラスチック皮膜が流出しないように、また土壌を汚染しないようにということに関して、どのようにお考えになるでしょうか。お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まずネットの利用については、農協の方でも試験はしたようではすけれども、なかなかうまくいかなかったと。それはいろいろなごみが溜まってネットそのものが目詰まりして機能を果たせなかったというようなことで、そうした呼びかけもしていないということでした。また、村の場合、なかなか富栄養化の問題もありまして、肥料成分が水に溶けて流れ出ることも止めなければいけない。そういう意味ではこの苗箱まかせは肥料の水への流出

というのは本当に少ないので、一般的な化成肥料を使った場合に比べると富栄養化の面では高い効果があるということです。ただ、おっしゃられるような、プラスチックが海洋流出等になるということで近年いろいろなことがいわれはじめまして、そこには細心の注意を払う必要があります。ですので、今の段階では富栄養化をさせないということの効果と併せ、圃場からプラスチックを流出させないということを徹底していただくように村としてはチラシ等によって啓発を行っていきたいと考えております。

併せて、新たな肥料の開発については、以前お話したかと思いますが、燐炭にアンモニアを吸着させてやるということが、その特殊な燐炭の作り方でアンモニアの吸着能力が何十倍にもなりまして十分肥料効果がある、それをゆっくり放出させる、そこも今研究が始まっています、そういったことも村も関わって今やっています、できるだけそういったことが早く農家が使える段階まで進むように連携して取り組んでいきたいと思っています。

いずれ様々な、それぞれの会社においても、プラスチック問題というのは真剣に捉えていると思いますので、いろいろな情報を入手しながら、また新しいものについては農協とも連携して農家への利用等促進できればとも思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

富栄養化の問題があるので、前から側条施肥を進めるべきではないかということを提案させていただいているのですけれども、課題もあるということではありましたけれど、やはり今ネットでも流出を防げないと、実験的にやったら他のごみも流れてきて詰まってできないということであれば、なかなか他に手立てがないと思うのですけれども、側条施肥であればプラスチックが流出する心配もないですし、今有機農業に進むのは方向として進んでいただきたいと思えますし、それが実現できれば非常に良いと思えますが、今のところ自分が考えるには、やっぱり側条施肥が一番いい方法ではないかと思うのですけれども、農協と連携しながらやっていくということだったのか、プラスチックを流出させないということに関してはどこ連携しながらと、連携というのはどこだったでしょう。側条施肥に関してはぜひ進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず、新しい技術や製品というのは農協とも連携しながら、そういうものがあればいち早く農家に周知していきたいと思っております。

また側条施肥ですが、自分の認識では側条施肥は稲の生育期間全部を賄えない、特に初期成育には有効ですけど、肥料切れをしてしまうと思いますので、そうするとまた追肥したりするとそれが結局水で流れたりとか、ですので本当に今のコーティング肥料のように根元に肥料がずっとあって常に稲が吸って他には出ないようなことというのは、今の段階では難しい面もあるのかと。ただそういった肥料開発は実際していますし、村も関わっていますので、いち早くそういったことが実用化されるように村も一緒に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【3番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、11番、石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。

3つ質問がありますけれども、まず最初に新型コロナウイルスの自宅療養者に対する生活必需品の支援の考えはということなのですが、2年にも及ぶ新型コロナウイルスでのパンデミックが一向に収まる気配がなく、オミクロン株が流行してからはこの村の中でも多くの感染者が出てきています。実際に家族が感染した人から話を聞くと、食料品などの生活必需品の買い出しが非常に大変だったという声を聞くことができました。

秋田県では、自宅療養者になると、申告した場合ですけれども3万円の給付金を出しています。3万円というのは、私が個人的に感じたのは、その3万円で宅配サービスを利用して食料品を確保してくれというふうな意味なのかなと思いましたが、しかしこの村には宅配サービスを行う事業所がありません。パソコン等ネットを使えば家まで届けてくれることは可能なのですが、高齢者の方であればパソコンやスマートフォンなどなかなか自在に使うことも困難な人が多くいらっしゃると思います。ですので、まずコロナが落ち着くまでの期間限定でもまずいいですので、自宅療養者の生活必需品を玄関まで届けるような支援をはたして村でできないものかというふうな質問でございます。

よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

11番、石井議員の質問にお答えします。

ご質問の、自宅療養者に対する生活必需品を支援する考えはないかということですが、

これまで直接村に対して、食料品等の調達が困難であるというような連絡は入っておりません。ではありますが、宅配サービスについて農協へ確認したところ、配達サービスは一部の商品を行っているものの、日常的な食料品を含む生活必需品については対応できないとのことでした。また、社会福祉協議会にも確認したところ、現在は人員等の理由で実施できないとのことでした。このコロナ禍でもありますので、生活必需品について、村民より相談・要望があれば、農協や社協と再度協議してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

まず声が無いから今までやっていなかった、声があれば考えるとの今の答弁だったと思いますけれども、ご存じだと思うのですけれども、ネットで調べれば自宅療養者に対する食材の支援というのは、東京、神奈川、兵庫、新潟など、各区あるいは市独自に食料品の支援をしていることはネットですぐ検索することができます。他でも実際にやっていることでもありますし、私もJAに聞いてみたところ、現状では人材や何かで、酒の宅配はやっているが、普段食べる食材の宅配は今のところやっていないという返事をいただいております。私のお話した知り合いというのは秋田市だったのですけれども、秋田市でも大分田舎の方の、言ってみればこの村と同じような感じで、顔も名前もみんな知っていて、噂もすぐ広まる所に住んでいる知り合いだったのですけれども、私の知り合いは家庭内感染はなかったと、自分は大丈夫だったけれども若夫婦が感染してしまって、やはりみんな名前も顔も知っているのも噂もすぐ広まるので、要は買い物をどうしたかという、夜の8時過ぎ、秋田市であれば9時くらいまでスーパーが開いているとは思いますが、閉店間際に、言ってみれば変装して普段行かない遠いスーパーまで出かけて行って、やっぱり大変だったというふうな話を聞きました。なので、ただで配ってくれというのは私は毛頭言うつもりはないので、とりあえず玄関まで食材を運んでいただければ、いろいろな風評も変に広まらずに、この間も私、村長にお話ししましたが、村内で「感染した人の家族が出歩いているぞ、おかしいんじゃないか」という声も私もいただいております。そこでご家庭で感染した人というのはもう完治して人にもうつらない状態になったから、もしかすると家族も出歩いたかもしれないのですけれども、要は人の噂というのは言ってみれば治ってから、「あそこの家コロナみたいよ」という噂も広まる可能性もあるので、この食材の宅配とはまた別にですけれども、例えば今現在、オミクロン株に関して、保健所がどういう指導をしているのかと、例えば何日間は家から出ないでくれというふうな指導をしていて、何日経ったらもう感染しないということは保健所が指導していますと村民に告知したら、「じゃあもうあの人の家族はうつったんだけど、出歩いているということは

もう大丈夫なんだな」というふうに多分村民も判断すると思うのですね。ですので、宅配サービスも含めて、言ってみればコロナの今現在のオミクロン株に対しては、保健所はどのような指導をしているのかということも村民に告知するのも必要なのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

石井議員の再質にお答えします。

宅配サービスについては先程申し上げましたが、残念ながら秋田市内では宅配サービスもあるようですが、村においてはそういうサービスはなく、それに関われそうな事業者も今の段階ではちょっとできないという話を伺っているところです。ただでやれということではなくて、ある程度料金設定をしたりすることで事業としてできないこともないかなとも思っていますので、この点については要望等があるようであれば再度協議していきたいと思っております。

また、濃厚接触者等の待機期間に関する考えですが、一般の方であれば今現在は7日間、医療機関等そうした職についていらっしゃる方は5日間ということでなされているということでもあります。今までこうした待機期間等について、村で村民にお知らせしたりということはしてはいませんし、それぞれ感染すると保健所の方でそういった指導を対象者にしてくれているということになっているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

まず宅配サービスに関しては村民の声がもし出てきたらJAもしくは社協なりとも協議して、もし声が出てきましたら対応していただければなというふうに思います。

保健所の指導についても、ぜひやはり今のオミクロン株は潜伏期間が短いという話も聞いていますので、その代わりすぐ出て、治ったら何日間か待機して保健所ではこういう指導をしていますよと村民に告知していただきましたら、多分村民も安心して、「ああ、なのであそこの家はもう出てきているのだな」という判断が多分できると思いますので、ぜひそういう告知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁は結構です。次の質問にいきます。

村民球場のことなのですが、昭和55年に完成した村民野球場は大分経年劣化がしているのは見受けられております。お隣、若美中央公園野球場、3年後の昭和58年に完成しております。話を聞きましたら、2年に一度、大分古くなってから向かいにある体

育館と一緒に安全確認を業者に依頼していると、それが数年前からバックネットの腐食が指摘されて危険だというふうに、ただ男鹿市でも簡単に予算をつけるのも大変なのでちょっと我慢して、令和2年にはバックネット裏への立ち入り禁止、令和3年、去年の秋10月から、支柱も含めバックネットを張り替えして、今年の野球シーズンが始まるまでに完成、だからそろそろできる頃だと思います。できているかもしれませんが。そういう対策をしているという話は聞きまして、より古い村民球場はどうなっているのだろう、大丈夫なのかなというふうな疑問がわきましたので、質問したいと思います。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

11番、石井議員のご質問にお答えいたします。

村民野球場はご承知のとおり昭和55年の完成以降、大規模改修は行っていません。必要に応じて随時、修繕を行いながら、運用してきているところは承知のとおりであります。

安全確認についても、担当職員が目視等々によって点検を行っております。こうした中で、現在、緊急に使用を禁止する、若美球場の禁止の例が出されましたが、現段階で緊急に使用を禁止するような危険な箇所はないものと思っておりますが、ただし経年劣化は年々進んでおりますので、議員ご指摘のように、今後は専門業者による検査を行って利用者の安全確保にさらに努めてまいりたいと思っております。

大規模改修も必要な時期に入ってきているかと思っておりますが、まずは安全を保てるように、随時修繕そしてまた工事を進めてまいりたいと思っておりますが、令和4年度の計画、今回の議会に予算を計上してございますが、バックネット裏の観客席部分に雨水が溜まりやすい状況になっておりまして、早急に修理が必要になってございます。従いまして、排水設備の修繕工事は4年度に予定してございますし、また議員にもご覧いただきましたとおり、場内放送設備等々もかなり劣化してございます。そういうものも含めて4年度予算で更新を行うとともに、グラウンド等の土の補給はもちろんです、非常に試合中でもうまくないところをたくさんご指摘いただいておりますので、そういうものも含めて施設利用者の利便性の向上にさらに努めてまいりたいというふうに思っております。なお、バックネット裏については、今の段階で極めて危険という訳ではないにしても、やはり近いうちにはかなり相当な費用を見込んで修理をする必要があるというふうには認識しております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

教育長も、かなりの経年劣化が進んでいることは認識しているというお話でしたけれど

も、昨年も確かに大雨が降った時に雨漏りがして、放送設備がショートしてもう使えなくなって、先週はアナウンスできていたのに、大雨が降って1週間後にはもう全然放送設備が使えなくなっていたということも現実がありました。思い起こせば25年前、30年くらい前か、春に球場に行ったらライトのポールが倒れていたということもあったことにはあったのですね。なのでやはり30年くらい前だと思うのですけれども、その頃はまだ20年くらいのポールが、多分腐食、風で倒れたと思うのですね。その後、ポールが新しくなったのは私も見ていませんので、またさらに腐食なり何なりが進んでいるとは思いますが。また、大潟の球場が55年、若美が58年、たった年の差なのですけれども、若美が全面ラバーフェンスなんですね。若美の管理人の方に聞きましたら、当時やはり、最初のラバーフェンスと言えば語弊はあるかもしれませんが、ラバーフェンスが普及し始めて、たった3年の差で大潟村はコンクリートのフェンスで、若美は3年後にそのラバーフェンスを使ったと。でも初期のものだったのでやはり不具合があって、色がすぐ霞んでしまったりとか何かがあって、一度確かフェンス自体は修理しているはずだというようなお話も聞きましたけれども、やはりコンクリートフェンス自体がもう県内でもかなり珍しくなっていますので、本当に新体育館の、今回の予算にも調査費みたいなものが上がっていますが、確かに体育館も体育館で必要なのは十分分かりますけれども、やはり野外の施設というのは雨ざらしといえば雨ざらしで、特に大潟村の場合は作ったきりみたいなイメージもありますので、すぐ取りかかってくれという訳ではないですけれども、やはり計画的に、近い将来ラバーフェンスも含めて整備、大規模なリニューアルが必要なのではないかなと私は思っていますけれども、当局はどのように考えていますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

石井議員の再質問にお答えいたします。

経年劣化で非常に古くなってきているというようなことは、先程申し上げましたとおり、そういう認識でありますし、議員ご指摘のように、そろそろ大規模改修をして利用しやすい野球場、そして安全に、小学生から高齢者まで使っている球場ですので、当然これは大規模改修の時期が早々に来るであろうという認識は議員と全く同じであります。従って予算があればすぐにでも取りかかりたい気持ちはあるのですが、ご承知のとおり教育委員会関係でもスポーツ施設等々の新体育館の検討にも入るところでございますし、そういうものができてからというよりも、並行して検討していく必要があるのかなというふうに思っております。なお、先程申し上げましたとおり、外野のポールの話もありましたとおり、バックネット裏、放送設備、今年度改修を行って、それで後は全てだという考えは毛頭ございませんので、順次安全に、そして唯一の村営球場でございますので、ぜひ効果的に効率的に利用できるように今後も行っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろし

くお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

いえ、次の質問に移ります。

県道の除雪が立ち遅れたと、私は今年思っておりましたけれども、村から県に素早い除雪の要請は出していたのかというふうな質問なのですけれども、年末から年始にかけての大雪に始まり今年是非常に雪の多い年になりました。特にシーズン始めの大雪に対して除雪が間に合わず、間に合わずというか、最初の年末の除雪で、村も含め動かなかったのではないかなと私は思っていましたけれども、非常に道路が荒れて車のバンパーが壊れたとか、村に向かってきたのだけれども、途中で諦めてUターンして戻ったというふうな話も聞きました。多くの苦情が出て、交通が麻痺した状態になった訳なのですけれども、県道は県が除雪するのは私も当然存じ上げておりますが、県道と言っても村の生活道路であることには間違いはないので、その県道の状態を把握している村が、県に対して迅速に除雪要請は出したのかという質問です。

よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

石井議員の、除雪に関する質問にお答えします。

村内を通る県道は男鹿八竜線、男鹿琴丘線、道村大川線の3路線であり、いずれも今年度は昨年度以上に多くの苦情が村にも寄せられました。

当然のことながら、県道は県が管理するものであり、除雪についても県が随時パトロールを実施し、状況を把握しながら適切な道路管理に努めています。

村としましては、県道の状態は利用者からの情報や村外から通勤している職員からの情報等により把握し、必要に応じて迅速に県に伝え、対応いただいております。また、休日や夜間は県の緊急時連絡携帯へ連絡する場合もございます。県道の除雪は降雪時に適正に行っているものの、吹雪によりすぐに吹きだまりができてしまい、通行に支障が出る状況となりました。そのような場合は村からの要請で、その日の午後に対応いただいたりしております。村では引き続き県との連絡を密にし、県道の安全性を高めるよう努めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

要請はすぐに出したということだったのですが、要請を出して果たして業者が動いたのかどうか、そこが問題ですよね。村から県に対して除雪の要請を出して、県も業者に走るようにというふうな指示、指令は出しても、業者が果たして動いたのかどうかというのが私はそこが疑問で、この話題をここで喋ってもどうしようもないかもしれませんが、私の知り合いで除雪をやっているオペレーターがいます、うちの従業員なのですけれども、11月までうちで働いて、12月、1月、2月は除雪に乗っています。彼とも話をしたのですが、路線の名前は間違っているかもしれませんが、いわゆる県道の船越線と県道の八郎潟線、八郎潟に向かう道路と船越に向かう道路、同じ業者が落札したらしいです。彼が言うには、今までその業者は県道の除雪で見たことがなかった。もしかすると初めてきた業者ではないかという話をしていたのですよね。その業者は潟上市の業者だったのですけれども、潟上市にこの業者は除雪の実績があるのと聞いたら、「市の除雪はしています。今年もしています。」という返事が返ってきました。ということは、今までずっと市の除雪をしていたのに、プラス県道、この船越線と八郎潟線の落札を取って、もしかすると能力以上の除雪の入札をしてしまったのではないかなというふうに私は思ったのですよね。船越線に今年、今まで見たことのない看板が立ちましたよね。通行止めになる可能性がありますよって。私、うちの従業員と話をしたのですけれども、私はこれは県が不安に思ってああいう看板を立てたのではないかと言ったら、除雪をやっているオペレーター達の中でもそういう話だったらしいです。この業者、本当に大丈夫かと、だからああいう看板が立ったんじゃないかという話をしていました。私は毎朝、八郎潟駅まで娘を送って行っていましたが、道路が悪い、雪が溜まっている状態なのに、八郎潟のカントリーの横に重機が2台置いているのを見た覚えはないですか。あれは八郎潟線の除雪をする重機なんですよ。吹きだまりがありながら、私は八郎潟駅まで走って行っても、そこに重機が動かず置かれたままなんです。機械はあるけど走ってないのです。ここでこういう話をするのは適切じゃないかもしれませんが、ちょっと能力以上の仕事を取ってしまったんじゃないかなという感じがしまして、うちの従業員が言うには、幹線道路であればグレーダーじゃないと話にならないと、ドーザーとかフロントローダーでは無理だよと、でこぼこになった轍の道路を削るのはやはり、前輪と後輪の間に排土版がある、あれじゃないと話にならないと言っているのですが、八郎潟のカントリーに置いていた2台は確かに2台ともドーザーだったと、グレーダーじゃなくて、氷をはだけることができないドーザーだったと思うのですよね。なので、もう過ぎてしまったことを今ここで喋ってもどうしようもないので、少なくとも県に対して、この幹線道路は仕事を取った業者に対してはグレーダーをちゃんと確保して配備するような要望というのは、これはできないものですか。すみません、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

石井議員の再質にお答えします。

まず、村では県道も基本的には夜に除雪して、朝の通勤に間に合わせるようなオペレーションをしているということで、日中は待機している、余程ひどいとまた出動するということで、村もその状況がひどい時にまた県にお願いして再度、特に吹きだまりのひどいところを除雪していただいたりということでありましたし、また本当に年明けの始まってからちょっとひどい時が続いた時は、県から除雪が出たけれど、応援の部隊も出したからというような連絡をいただいたりもしていたところでした。八竜船越線が、特に八竜の今防風林がなくなった辺がひどかったりして、そういうことはありました。

県が業者とどういった機種の契約をしているかについては今把握しておりませんが、いずれ適正な除雪ができるように、また吹きだまりができやすい場所もあるので、そういったものに対応できるようには引き続き県に要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

質問という訳ではないのですが、その潟上市の業者はグレーダーは持っていないそうです。うちの従業員が証言しています、あそこの業者はグレーダーを持っていないと。途中、1月中旬に1回轍を剥いだのですね。剥いだ業者はどこがやったのかちょっと分からないのですが、1月途中から五城目の業者が助っ人という形で八郎潟線なり船越線を除雪にかなり入っていました。それは私の知り合いの会社なので、来ているなというふうに思っていましたので。ぜひともやはり、少なくとも幹線道路はグレーダーを配備してでこぼこになったらそれをガツと剥ぐような形の除雪体系を取ってもらうように、県に強く要望していただきたいと思っております。

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、9番、齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。

通告に従い、2点質問いたします。

午前中の村長説明によって若干村長も触れられたのですが、有機栽培米の学校給

食への導入をということで、環境に配慮した農林水産業の推進を目指してみどりの食料システム法案の成立が見込まれる中で、有機農業に取り組む生産者、あるいは環境負荷の少ない技術開発を進める食品事業者の認定制度を創設し、税金を軽減するなどをして支援するのが柱になっております。これに呼応するように、村の方でも第2期の総合村づくり計画、この計画におきまして農業分野での取り組みのひとつとして所得の向上あるいは環境保全型農業の推進のために有機農産物の生産拡大を目指すということになっております。

近年、有機農産物をこの学校給食に取り入れる動き、これが徐々に増えつつあるところではあります。子どもの成長過程におきまして学校給食の果たす役割も大きく、有機米の導入を村でもいち早く取り組むべきではないかと思っております。

これに加えて、村内で食事ができる事業者全てで有機米を食べることができるということになりますと、これはもちろん村にとって大きなPRになりますし、村の価値を高めて活性化につながると思います。大潟村は食事ができる場所というと4、5カ所ですけれども、少ないからこそできるというメリットもある訳ですから、村のどこで食事をしてでも有機米が食べられるというロコミですとか、SNSで広がれば、村の魅力がどんどん増すと思えますけれども、当局の考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、齊藤議員の質問にお答えします。

村では令和4年度より農林水産省の進める「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、有機農業の振興を図ることとしております。

令和4年度の大潟小中学校・こども園給食への取り組みといたしましては、供給元であるカントリーエレベーター公社と協議のうえ、現在供給できる量の月1回を有機米、それ以外の日は特別栽培米を提供することを計画しているところです。令和5年度以降についてはカントリーエレベーター公社や有機農業推進協議会とも調整しながら、更に給食への回数を増やしていきたいと考えております。

また、村内飲食店については数量や価格のこともありますので、飲食店の意向も確認しつつ今後検討してまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

まず食育と言いますと、地域でどんな農業が行われているのか、それからそれを食べている子ども達が大人になった時にどういう食べ物を選ぶかということを知ってもらうため

にも非常に大きな意義があるということで、大事なことだと思います。そういう意味ではこの有機米を給食に使用するという事は、非常に私は素晴らしいことだと思っております。農水省の方でもこのみどりの食料システム戦略、これを2050年までに今の耕地面積に占める有機農業の取り組みの面積の割合を25%まで広げたいという方針を決めたところです。これは昨年5月ですけれども、具体的な取り組みのひとつに持続可能な地場産の農産物ですとか、国産の有機農産物、これを学校給食に導入する取り組みを進めていくという明確な方針も出しているところです。これらに関しましても様々な支援策もありますので、それらも十分に活用しながら村でも進めていってほしいと思います。

参考までに聞きたいのですが、有機米を導入した場合に村の負担というのはどれくらい増えるものでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

今回は月1回、数量の関係でそれしか提供できなかったということでありまして、それに関わる予算としては26万円を見込んでいます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

一般的な計算として、有機米と一般米、要するに慣行米との価格差、それがキロいくらか、一食当たりどれくらいの量を子ども達が食べるのか、一般的には85グラムくらいですか。それから米飯給食の月の平均回数、これらから算出するといずれ大した大きい金額ではないのですよ。村長もお話したように26万円ということで予算計上をしているということで、できればもう少し早く取り組んでいただきたかったなと思いますけれども、今年度から実施するという事で、子ども達も保護者も非常に喜んでいてくれることと思いますので、やっていただきたいと思います。

次の質問よろしいですか。

【議長：丹野敏彦】

はい。

【9番：齊藤知視議員】

2点目ですけれども、村が策定した後期基本計画におきまして、この人口目標値というのが出ているのですけれども、これはパブリックコメントを求めるために村でもホームページに掲載したもののなのですけれども、その資料の中で村は令和42年度、目標人口3,

015人としております。同じ表の中に国立社会保障・人口問題研究所というところが村の令和42年の人口の推計をしているのですけれども、1,411人という数字を出しております。これを見ますと実に1,604人の開きがある訳ですけれども、これは村の目標の46.8%で半分にも満たない数字となっております。村でも今後も引き続きこの人口減少対策、例えば移住・定住の促進ですとか、結婚・子育て支援等々、人口減少問題に取り組んでいく訳ですけれども、目標値の設定というのが本当に妥当なのかなという疑問を持ったところです。

今後の施策の計画・実施において、当然人口というのがいろいろな基礎のひとつになる訳ですから、この公共施設の数あるいは規模、そういうことを考慮すれば私はより現実的な数字の方がいいのかなと思います。もちろん、目標値が悪いと言っている訳ではないのですよ。目標はこの目標値で私はいいと思うのですけれども、より現実的なものの方がこれからは施策を考える上では必要なのかなと思いますが、当局のお考えはどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の後期計画における人口目標についての質問にお答えします。

村では、平成28年2月に「大潟村人口ビジョン」を策定し、大潟村コミュニティ創生戦略に基づく取り組みにより人口減少の速度を抑制することで、2060年に3,015人の人口を維持することを長期目標として掲げております。

人口推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに、2030年までに合計特殊出生率を2.3に上昇させ、また転出と転入を均衡させると仮定し、将来人口のシミュレーションを行ったところです。

社人研推計では人口減少が今後さらに加速化し、さらに2040年には15歳から64歳の生産人口が1,000人を下回るという深刻な状況となっております。しかし、これはあくまでも、今後、人口減少対策の取り組みを行わない場合の推計であります。村では、中間の年である2040年の生産人口減少を抑制させ、さらには増加させる取り組みとして、産業振興や結婚・出産・子育ての支援、そして移住・定住の促進を図っていきたいと考えており、これらの対策を講じて2060年の人口3,015人を目指しているところです。

今後も人口規模3,000人を維持し、「住み継がれる元気な大潟村」の実現に向け、第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画、第2期大潟村コミュニティ創生戦略に基づいて各種施策を講じてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

今村長の説明があったとおりなのですが、これは平成28年に村が人口ビジョンを出しているのですが、その中で同じ社人研の方では2060年、2,622人というふうに予測しているのです。同じ社人研がこの村の村づくり計画後期計画の中では1,411人、同じところが同じ年にもう1,000人以上減るというふうな予測をしています。これは予想を遥かに上回るスピードでこの村も人口減少が進んでいくということになるのかなと思います。人口ピラミッドというのは普通に人口が増えている場合には三角形、下が広くて三角形で、それが少子高齢化が進んでいくと真ん中の部分が膨らんで壺型になって、さらに少子高齢化が進むとピラミッドがほぼ長方形の形になるということで、そうなる就非常に全てにおいていろいろな弊害が出てくるということで、村としても確かに今まではいろいろな政策をやってきた訳ですが、決して効果がなかったとは言いませんけれども、少し違った視点でこれから取り組む必要もあるのかと思うのですが、当局の考えはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、先程も述べたように、社人研の推計でいくと、何もしないと1,000人台になってしまうということでありまして、そうしたことからすでに社人研の推計でいくともう2,700人くらいの人口になっているところを、村では今3,050人くらいでしたか、今のところ3,000人を維持して頑張っているところでありまして。これも単純な出生だけではなくて、近年取り組んできた移住・定住による移住者の増ということも大きな要因になっておりますので、今村では新たな分譲地の開発や村営住宅の集合型住宅の建て替えでさらに居住者を増やせる状況をつくっています。併せて、今村内での仕事をする場所が増えていて、働く人が増えてきている状況です。ぜひそうした方々が村にしっかり住んで村で暮らしながらそうした仕事に関わる、そうしたことにも結びつけていくことで人口3,000人を今後もできるだけ維持するように取り組んでいきたいと思っております。

そうした施策を総動員しながらも、人口をある程度、3,000人というひとつの目安を維持しながら、今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

村の、確かに移住・定住の政策はやっていますけれども、案外村内の中での移動が多いのではないかと、そんなに外から入ってきているのかなという思いと、やっぱり今の農業情勢です。今の情勢がもうちょっと続くと農家も非常に厳しくなるということで、やっぱり農家自体が減る可能性もあるのではないかと思うのですけれども、農家の減少を止めるために村として、もちろんいろいろなことを取り組んでいる訳ですけれども、これをまたひとつ、また別な視点で村農業の将来というものを私は考えるべきだと思うのですけれども、村ではそういったビジョンはあるでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再々質にお答えします。

移住実績として、令和2年度が46人、令和3年度、1月31日時点で25人となっております。先程話をしたように、パックご飯の方では社員を募集していて、さらに事業をしている状況でありますし、八郎瀉の国営事業の事業所も今9人のところを30人まで増やす予定で、それは正職員で、それにまた臨時だったりするとさらにまた増えますし、民間の事業をやる会社の人達も今後来ることになるので、それ相応の職場にはなってくるので、ですのでそういう人達にも村に住んでもらうように進めていきたいと思っております。

また何よりも村の産業の基幹は農業ですので、そこをしっかりと進める。ただ今までのような考えでやるのではなくて、やっぱりこれからの新しい時代に求められる農業生産物をしっかりと生産していくという意味でも、今国で示したみどりの食料システム戦略にもとづいたような生産だったり、食品加工だったり、そうしたものに関連づけてやっていければと思いますし、村としては今オーガニックビレッジへの応募も予定しているところです。ですので、これからはみどりの食料システム戦略のモデル農村と言われるよう、農業の方では取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【9番：齊藤知視議員】

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時12分)

(午後3時24分)

再開いたします。

次に、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から3点質問させていただきますが、質問する前に1つ訂正させてください。一番最初の県道101号というのがちょっと間違いで、県道42号線だそうです。名称についてもいろいろ名称があるらしいのですが、一般的に男鹿八竜線ということで訂正の方をよろしくお願いします。

それでは質問させていただきます。

県道42号、男鹿八竜線に防雪柵設置の要望をとということで、この冬は雪が多く、吹雪のためホワイトアウトで視界がきかなくなり、車の運転は大変危険でありました。特に防風林がないところは雪が舞って前が全く見えず交通に支障をきたし、立ち往生したり、事故を起こした例もありました。本村は起伏がなく平坦であり、また西風の影響も強く、冬は地吹雪になることが多い地形であります。危険と思われる箇所は村外へ向かう幹線道路で数か所ありますが、特に県道男鹿八竜線は交通量や大型車の通行が多く、重大事故につながりかねないと懸念しております。

また八竜寄りの防風林は松くい虫の影響で昨年伐採されました。遮るものが何もないため吹雪の際、視界不良となり非常に危険であります。植林する案もあるらしいですが、それでは防風林として育つまでにはかなりの年数がかかってしまいます。通行の危険を少しでも早く回避するために伐採後の場所も含め、県道の危険箇所へ防雪柵の設置を県へ要望する必要があると考えますが、村のお考えをお聞かせ願えればと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

7番、菅原議員の県道42号線に関する質問にお答えします。

今年度の冬は雪が多く、天候によって吹雪の日も多かったため、県道42号男鹿八竜線の道路状況は例年になく悪いものでした。そのため、村内の方のみならず、村外の方からも多くの苦情が寄せられ、対応に苦慮しました。

菅原議員のおっしゃるとおり、防風林の無い箇所では吹雪によりホワイトアウトが起こり、さらに吹きだまりになって車両の通行が困難になりました。これは除雪だけでは対応できないことであり、風を遮るものが必要であると認識しております。

昨年度に防風林を伐採した八竜方面の県道においては、県に強風対策として植栽をお願いしており、令和4年度に実施する方向で検討されているところです。このため、現在のところは植栽による対策を考えているところですが、並行して当面の対策として防雪柵の設置についても県と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

まず認識としては、私が今回質問した認識とまず一緒だというふうに理解しました。そして県の方にも防雪柵の設置の方を要望していくということで、まず植林か防雪柵かと、両方という訳にもいかないと思うのですけれども、これは県道の場合は県がやることになるのですよね。何か条件みたいなものがあるんですか。この男鹿八竜線、男鹿方面に向かって瀧端橋を渡って男鹿市に入りますけれども、そこから払戸までは結構防雪柵が西側にずっとあって、逆に言うと向こうから来る場合には、そこを過ぎたら村の中は1個も無いと、八竜まで1個も無いと思ったのですけれども、途中でちょっとあるのか、いずれにしろ何か条件があるのかというふうに思うのですが、これは県の方も防雪柵等を設置する際は社会資本なり何なりの補助金もあるというふうに聞いているのですけれども、そういうものも併せて、ぜひこの冬、今回はもう終わったので、来年度予算ももう県の方は決まっていますが、それに補正ももし可能ならばやってもらえるような、そういう本当に危険な状態だと思うので、かなり強く県の方にもお願いするとともに、こういうことは県議会の方でもやはり1つの題材として地元の要望みたいな形で、県議会の方もやっていただいた方がよりいろいろと理解が得られるのではないかというふうに思うのですよ。特に県議会の議員の先生方も含め地元の要望ということで、でき得れば県議会の中に質問の1つとして入れてもらって認識を高めてもらうという方法もあると思うので、そういう形でぜひ進めていただきたいと思うのですが、再度村長の方からお言葉をいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず県とまだ具体的な話はしていない状況ですが、防風林の植栽については来年度からやっていただくような方向で、それは県の県営治山事業というような事業の中でやってもらうこととなります。また道路については県の道路予算の中でやることとなりますので、それぞれ事業としては別であります。最近植栽しているのはマツなどの常緑の植栽を止めて、マツ枯れもあるので、どちらかというところと落葉のヤチダモやハルニレで植栽しておりますが、すでにある程度大きくなって間伐した所もかなり防風効果が薄いというか、吹雪になりやすい状況ですので、ちょうど南部排水機場から八郎瀧線のT字路位の間が。ですので、そういったことも考えると治山事業での防風効果はあるものの、危険を排除する意味では暴風柵も必要ではないかなと感じているところです。こうしたことも含め、地元県議もいらっしゃいますので、そちらとも連携しながら県と協議をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

長期化するコロナ禍の影響についてということで、長期化する新型コロナウイルスによるパンデミックはいまだ衰えを見せません。この間、感染対策が強く呼びかけられ、社会生活で様々な行動制限や規制がなされました。長期間に及ぶ行動の規制は様々な分野で影響が出てきております。それを踏まえまして、

①家族全員が感染または濃厚接触者等になり自宅隔離された場合、買い物等の生活支援に対する村の考えはどうか。これは先程石井議員からも質問がありましたので、重複すると思いますけれど、再度よろしくお願ひします。

②先月、国産の飲み薬が承認されました。これはコロナ禍終息に向けて朗報ではありますが、供給はどのようになるのか。身近な医療機関、例えば村では診療所などでも処方できるのか、その辺をお聞かせ願ひれぱと思います。

③長期間にわたる行動制限は特に成長過程にある子どもたちに影響を及ぼしているのではないのでしょうか。全国の教育現場では、子ども達のマスク常用による表情が見えないコミュニケーション、給食の黙食、部活動自粛、大会中止や無観客、学校閉鎖、リモート学習、課外授業縮小、学校行事の中止や縮小など、感染拡大防止のためやむを得ず行っております。学力もさることながら、人間形成に必要な集団生活の中で育まれる社会性や情操教育が様々な規制で阻害されるのではないかと懸念しています。村当局はこの状況をどのように捉え今後支援していくのか、お考えをお聞かせ願ひたいと思います。また全国的にコロナ禍において不登校の児童・生徒が増加しているようですが、本村の現状はどうかということで、よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

1点目のコロナウイルスの家族全員の感染あるいは濃厚接触者となり、自宅隔離された場合の買い物等の生活支援に対する村の考えはどうかについてですが、先ほどの石井議員への答弁にて申し上げましたように、村民からの要望をみて、今後農協や社協と協議していきたいと考えております。

2点目のコロナウイルスの経口治療薬について申し上げます。

この経口治療薬については、診療所に確認したところ、製造会社が2月25日に厚労省

に対し申請を行ったもので、正式な承認はまだされておられませんので、その点を踏まえお話しさせていただきます。

診療所においては、発熱患者等の診療及び検査（季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス）を行うため、令和4年2月24日付けで、診療・検査医療機関の指定申請を行い、現在は3月1日より実施できる状況となっております。併せて、厚労省が所有権を持つ抗ウイルス剤「ラゲブリオ」の登録センターに、希望時に供給されるよう診療所を登録したところですが、その使用はひだまり苑内においてコロナ感染が発生し、医療機関への入院がままならない場合など、診療・検査を行う際に使用を限定するものであり、現段階では一般診療で処方する予定ではありません。現状では、抗ウイルス薬は安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚労省が所有した上で、対象となる患者が発生した又は発生が見込まれる医療機関及び対応薬局からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしております。

診療所外来でのコロナウイルス関連の診療・検査は、治療のための経口薬の供給が安定し、インフルエンザ治療薬のように処方できるようになれば実施する予定で今のところ考えておりますので、よろしく願いいたします。

3点目については、教育長から答弁いたします。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

3点目につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、文部科学省が示す「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」というのがあります。これを踏まえつつ、健康観察をはじめ3密を作らないなど、日常の基本的な感染症対策の徹底に、学校と家庭の連携により取り組んでいるところであります。

こども園及び小学校、中学校の各教育活動においては、感染症対策を講じながらも、修学旅行の行き先を変更しての実施や、中学校文化祭のオンライン配信による無観客開催など、やむを得ず一部校外学習の中止もありましたが、可能な限り柔軟に教育活動を継続実施することを基本とし、この一年間対応してきたところであります。しかしながら、明日の中学校の卒業式も、現在学級閉鎖、学年閉鎖をしている学年もあり、在校生については自宅待機で、卒業式は保護者と先生方、そして卒業生と、もちろん学校設置者である教育委員と私、村長、議長は出席しますが、最少人数でということになっていまして、在校生には大変気の毒な状況になりました。

また、不登校の増加についてですが、ご指摘のように国の調査によれば、令和2年度における不登校の小・中学生が過去最多となっている状況ではありますが、本村においては、議員ご指摘の、いわゆるコロナ禍に起因する不登校の増加は、現段階で小中学校とも無い

ものと思っております。学校の詳しい報告等からもコロナ禍が起因ではないというふうに思っていますが、いずれ長い期間でございますから間接的な要因となっていることもあろうかと思っておりますが、現段階ではそのように理解しております。

それから、長期にわたるコロナ禍により、社会生活や学校生活をとおして様々な制約を受ける中で、子どもたちもストレスを抱えこむことも当然考えられます。今まで以上に、家庭との連携を密にしながら、気をつけて子どもたちに目配りをしているところでありまして、先生方も朝は7時半くらいから子ども達が安全に下校するまで、大変気を遣っていたりしながら1人ひとりの変化に目を配っていただいているところでもあります。

学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことを考えながら、学校教育ならではの学びを大切に、今後とも充実した教育活動ができるように、最大限子どもたちの健やかな学びの保障と成長を支援してまいりたいと思っておりますので、何卒ご理解をいただきたいと思っております。

議員もご指摘のように、学力だけではなく、やはりいろいろな体験活動等々が子ども達を大きく成長させる要因となっていることはもう確かでございます。従って議員ご指摘のように、そういうような体験活動等々、それから部活動等々が中止、休止、延期であればいいのですが、中止、休止が相次ぐという中で子ども達は伸び伸びと活動ができないのがやはりストレスとなっているというふうに私どもも捉えておりまして、議員ご指摘のとおりであります。今後、でき得れば1日も早く新型コロナウイルス感染症の収束をみて、子ども達の伸び伸びとした活動と明るい笑顔を元通りに、1日も早く戻したいものだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありがとうございます。

まず①、先程、石井議員からの質問とほぼ同じなので、答えの方も要望をみて、JAと社協の方といろいろと対応策を考えていきたいということなのですが、要望をみてということなのですが、そういうサービスというのが村民の方、皆さん、今村に存在していませんけれども、できないということを前提にして考えていけば要望も出てこないと思うので、その辺はどうするのかなということが非常に疑問だったので、いずれこのコロナというのは2年経ちました。いろいろ変異株になって、今度毒性が低くなってくるという話がありますけれども、こういうことが今後もあり得るということを前提に一度検討してみたいかどうでしょうか。買い物も含め、普段の生活物資の支援だとかそういうものを検討してみて、実際に要望がなければいいのですが、やはりそれこそどこに要望したらいいかわからない、こういうことを困っているというふうなところが分からな

いので、こちらからはなかなか調べようがないですけども、まずそういう場合を想定して対策を立てると、体制を検討するというふうにさせていただければいいかなと思うんですけども、それについてどう思っているか。

休憩をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午後3時49分)

(午後3時49分)

再開いたします。

【7番：菅原史夫議員】

すみません。

②の方の飲み薬の件なんですけれども、確かシオノギ製薬の飲み薬は2月中に承認になったとのニュースではなかったかと、いずれ3月1日よりというように説明があったと思うんですけども、まだ承認されていないということなのですか。いずれただ、承認になったとしても、インフルエンザの飲み薬のように、近くの病院でまたは医療機関で誰でも手に入るものではないと、当面の間はという理解でよろしいのですよね。再度そこを確認したいと思います。

③については、教育長から説明いただいて、やはり私の気持ちと共通な部分でいろいろ危惧しているというお話を聞きまして、今後の子ども達の支援というのも積極的に考えていくという理解をしました。

お聞きしたいのですけれども、マスクの常用について、今児童・生徒は基本的にはマスクを常用して、それこそこども園の子ども達も原則マスク着用ということだと思うのですが、私も教育を専門に勉強した訳ではないので分からないので、あえてお聞きしたいのですけれども、相手がマスクをしていれば当然表情は、特に子どもの場合分からないですよ。それが子どもと先生がお互いにマスクをしていて、先生も子どもの表情が、それはもうある程度経験則で分かると思うのですけれども、子どもは先生の表情が分からない、子ども同士は当然表情が分からないとは言いませんが、なかなか分かりづらい。それこそ昔の人は目は口ほどにものを言うと言って、目だけ見ていれば分かるみたいなことを言いますが、今にして思えばそれはマスクをしていれば表情は分かりませんから、ものは言っていないと思います。やはり全体の表情を見て喋ってなくても分かるというその能力が、子どもの時にこのマスクを長期間やることによってどのような影響が考えられるのか。本当に分かりやすく簡単でいいので、ちょっと教えていただければ。コロナ禍がある程度収まった時に、それを挽回というか普通の状態に戻すためにどういうふうな支援が必要なのか、ちょっと専門的なことが分かればお聞かせ願えればと思います。

すみません、以上3つ。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

買い物支援については先程お話ししたように、今村で対応できそうな農協と社会福祉協議会で確認したところ、現段階では対応が難しいというお話でありました。ただ、おっしゃるように今後のこともありますので、今一度、三者で協議するような場を設けて、何ができるかを少し整理できたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ラゲブリオについてですが、まだ一般流通は行わず、厚労省が所有した上で、対象となる患者が発生したまたは発生が見込まれる医療機関に無償で譲渡するという内容になっているので、診療所ではそれを扱える資格は得ましたが、現段階ではひだまり苑内で患者が発生し、それが広がるような場合には他の医療機関に行けないというようなことになれば使用を見込んであるということでもあります。まだ一般に流通する段階ではありませんので、一般流通がなるようになれば今度は診療所での使用も一般村民に向けてやっていきたいということでもありますので、どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が長い期間続いておる中で、子ども達への影響ということで、心理的な影響もあるのではないかとご指摘だったと思います。専門的にどんな影響が考えられるのかとこういうことですが、これにつきましては私どもも臨床心理の専門家ではございませんので、教育の現場としては、子ども達のマスクはもちろんですが行動が狭められることによって経験に基づく学習や活動が制限されることによって、心理的な抑圧を受けているというふうなことは当然考えてございますが、心理学的にどのようなことが危惧されるかということについては、毎月本校にも臨床心理士でありますスクールカウンセラーが来校しておりますのでその点も含めて、これから学校の校長からいろいろどのようなことが起きているかということも含めて、臨床心理士等々からいろいろ指導をしていただきたいというふうに思っておりますが、少なからず影響があることは確かであろうと思いますが、ただそれがマスクだけなのかということとそうではないところもあろうかと思いますが、ただ顔の表情が分からないことによって人間性を瞬時にして理解しようとする能力が働くのを制限している訳ですから、そういうことも含めていつまで続くか分からない新型コロナウイルス感染症でございますので、その点もこれから幅広く相談しながら、協議しながら進めてまいりたいと思います。特に中学生くらいだとある程度成長してきている段

階にある訳ですが、もちろんナイーブな面もある訳ですが、やはり小学校低学年、そしてこども園の年中、年長のあたりの子どもについては、去年、一昨年あたりはこども園はマスクをしないということでしたが、昨年から急激に夏場そして12月以降増えましたので、全てではありませんがマスクを着用させております。そういうことも含めてご指摘の点についてはこれからいろいろ協議しながら、または専門家のご意見も聞きながら適切に進めていければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ご指摘ありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

まず教育現場ではいろいろと、先程教育長もおっしゃったように、なるべく行事を中止しないようにいろいろ工夫しながらやっただいていただくことは重々承知して、現場の先生方、こども園も含めてですね、大変なご苦勞をなさっていることは重々承知して感謝しております。そういう中であえてこのコロナ禍の現状で、教育、子育てに関わる影響というのはやはり我々地域全体で考えていかなければいけないと思ひまして、今回あえてこのようなことを聞かせていただいたということで、決して現場の先生達のご苦勞を理解していないつもりはないので、理解していますので、よろしく願いいたします。

質問ではないので、次の質問をさせていただきます。

【議長：丹野敏彦】

お願いします。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

3番目の質問で、脱炭素社会と農業の両立にカーボンクレジットの検討をということで、地球温暖化を止めるために温室効果ガス（GHG）を削減し、脱炭素社会を目指す取り組みが世界中で加速しています。日本も2013年比で2030年に46%削減を目標に国を挙げて取り組んでおり、先月本村が脱炭素先行地域募集に応募したこともその取り組みの一環であると承知しております。しかし脱炭素社会の実現には、ハード面だけではなく、生活者がGHG発生をもたらす消費行動、生活様式を変えて、また農業では栽培方法もGHGを削減する方向にシフトしていかなければなりません。これには地域住民の理解と協力が不可欠であります。

そこで炭素貯留によるカーボンクレジットの活用を検討してみたいかでしょうか。もみ殻を燃焼しバイオ炭を作り圃場へ還元することにより土壤に炭素が固定され、大気中には出ないということになる。この貯留した分をクレジットとして相対で売買できるシステムがあるそうです。農業生産手段や方法の変革を求めるだけではなく、それによる実施

者へのインセンティブを提示し理解と協力を求め、脱炭素社会を実現していく有効な手段と考えますが当局のお考えはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の、脱炭素社会と農業の両立に関する質問にお答えします。

脱炭素に対する基本的な考えについては、私も議員の言われることと同感であります。今回、脱炭素先行地域を提案する訳ですが、国の要件もあり、提案の中身は住民の消費や生活面へのアプローチが主な内容となっております。一方、本村農業分野での取り組みについては、もみ殻バイオマスの熱利用だけではなく、様々な観点での検討が必要と認識しております。

議員が提唱する、圃場等の農地への炭素貯留については、農林水産省のみどりの食料システムでも強調されており、例えば環境保全型農業直接支払事業での各都道府県地域特認要件でバイオ炭の炭素貯留を設定し、交付金の対象としている地域も増加していると伺っております。加えて、炭素貯留によるカーボンクレジットである「J-クレジット」の仕組みも整いつつあり、炭素を貯留した生産者が享受できるものと伺っております。

更には、こうしたバイオ炭を施用した土壌で栽培した作物を「クールベジタブル」として承認する仕組みもあり、消費者へのブランド性と環境配慮志向の強い消費者への販売を目指す活動もあると承知しております。村においても、昨年、民間企業による大潟村でのバイオ炭の炭素貯留によるJ-クレジットの実現可能性について、情報交換と地域の実情等について意見を交わしたところです。

また現在、村で事業実施に向けて取り組んでいるもみ殻バイオマス熱供給事業において副次的に産出されるもみ殻燻炭について、圃場へ土壌改良剤や肥料、暗渠疎水資材等として活用することとしております。その上で、まず村では環境保全型農業直接支払事業上の県特認要件にバイオ炭の炭素貯留を設定してもらえるよう、県に要望したいと考えており、これをJ-クレジット取引に繋ぐ事ができないかについても調査検討したいと考えております。いずれこの調査検討においては、村だけではなく先に申し上げた民間企業等と一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

これも1つの手段だというふうな認識だというふうに理解させていただきました。各商社、銀行系の企業だとかそういうところがこのカーボンクレジットの環境整備の状況だと

かいろいろな仕組みを今研究して、海外ではもうすでに当然実施しているのですけれども、そういう中でやはり、単にいろいろなことをカーボンニュートラルのためにいろいろ変革するだけではなくてやはり、インセンティブというものが、やることによってこういうメリットがありますよということも必要だと思うのですよ、実際に。ですからそのところをやはり強調しすぎても困るのですけれども、そこもちゃんとあって持続可能なので、持続可能な社会をつくらなければいけないので、短期的な話ではないので、だからお互いに Win-Win になりますよとか、これを続けることによって、経済活動にも生きてきますよというような、今後カーボンニュートラルの社会に向けての進め方をされるのも1つの方策なのかなと思うのですけれども、再度それについて村長のお考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

今、まさに世界中でこの脱炭素の取り組みが行われていて、その脱炭素を行った分がそうしたカーボンクレジットということでの取引対象にもなってきているというところであり、こうしたことを有効に組み合わせていくとか、取り組みに活かしていくことは非常に重要なことだと思っています。その上で村としては、国の方でもみどりの食料システムの中でも、農地への炭素貯留を環境保全型農業直接支払の地域特認要件として認めていますので、まずは県に対してここを地域特認としてこの炭素貯留を認めてもらうように要望していきたいと思っています。併せてこのカーボンクレジットの取り組みがどのような形でできるのかというのは、それに関わる企業等とも相談しながら調査をしていきたいと思っています。またそうした取り組みをすることで今地域の特徴ある農作物ということで、クールベジタブルという認証もあるようでして、いずれこうした環境に配慮した農業プラスそれも脱炭素で行っているというそういったことが地域農業の特徴を活かすことにもつながっていくと思いますので、そういったことも含め一体的に進めていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、1番、山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

1 番、山田照雄です。

私から 1 点ご質問申し上げます。

総中内の道路の利便性を高めようということでございます。

大潟村の総合中心地内の道路が問題であります。自動車中心の社会にあつて道路がいかに利便性に富んだ状況にあるかは重要な点であります。大潟村の住区と住区の連絡道路があまりにも不便に造られております。私もいつもお知らせ等のチラシを村内の皆様に配布して連絡を取り合っております。あまりにも回り道で非効率であります。また、それが危険なのであります。

年次計画でも結構ですので、村内総中内の住区間の連絡道路の利便性を高める改革に取り組んでいただきたい、これが私の願いであります。

村長、よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

1 番、山田議員の質問にお答えします。

大潟村の住区内道路は、居住者の安全性を重視し、一般の自動車の通行を防止する目的からループ型で整備されました。そのため、住区と住区をつなぐ道路は設置されませんでした。また、向き合った住区間の交差点も直線にならないよう配慮されております。

住区と住区の間スペースにはコミュニティ広場や村民センター分館といった施設があり、憩いの場として活用されております。そこに住区間をつなぐ道路を配置した場合は、利便性が向上するとは思いますが、その反面、場所によって交通量が多くなり、事故の危険性が高まることが懸念されます。また、住区間には歩道を設置しており利便性の向上に努めておりますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

山田照雄さん。

【1 番：山田照雄議員】

まず村長はやらないという方向みたいですがけれども、私は数十人、この問題を村内の皆さんに問いかけました。若い人達はあきれています。何でこんな不便なものを造ったのだらうと。昔は車がなかったから、車があると危険だとそういうふうにみんな思っていたのだらうと、だからこんな道路を造ったのだらうとあきれている人が大半です。それと反対に年配者達はどういうふうに思っているのかというと、諦めているのですね。これはもう何十年住んでこういうものだということで、非常に不便だということはみんな言っています。これは何とかしないと本当にかえって危険なのですよ、大回りするということは。

近くに回り道しなくても行ける直近の道路を20メートル程走れば隣の住区に行けるものを、何百メートルも走らないと隣の住区に行けない、その方式そのものが時代遅れだと私はそう思います。村内の大多数の人もそういうふうに思っています。だけどやはりこういうものだとすることをずっと考えているのでしょうかね。だからやっぱりこれから我々の年代になると、もうちょっとすると車椅子になるのかも分かりません。そうなった時に、車椅子では隣の住区に行けないのですよ、今の状態では。だから友達に会いたいと思ってももう諦めの状況に陥る訳です。村長、これを何とかしましょうよ。安全を向こうにおいてその問題だけをひとつのターゲットにして、やらないという答えを出すというのは、もう1つの利便性、それともう1つはそういう生活の手段を置き去りにしたそういう設置をこれからも続けていくということになる訳ですよ。

この前、デンマークに行った時も私はずっと気をつけて見たのだけれども、やっぱり住宅地から出る時には道路に突起物を置いて、ぼんっと出ないようにしているのですよ。公園から出る時もそういう施設をつくっているのですよ。やっぱり私がアメリカにいる時もそのことをずっと見てきたのです。日本にはそういうものはないのだろうと思っていたら、この間、ある町に行ったら公園の出口にそういうものをつくっているのですよ。だから心ある所ではそういうものをつくっています。だからそういうことも施設の中に考慮しながら、安全性を保ちながら、今のこの道路の改革をやはりすべきではないかと私はそう思うのですよ。村長、何とか前向きに考えてください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

山田議員の再質にお答えします。

議員の質問があつてから、改めて村の総合中心地内の道路を見たところ、先程お話ししたように、やはり車社会の中で安全性を確保するという、非常にそういう視点を改めて感じまして、住区内のループはもちろんです、道路を挟んで住区と住区が向き合った所も直線では結ばないで必ず交差してまっすぐ行けないように、すごい配慮をしているところ、そういうことを考えると、車であれば多少遠回りしても歩く訳ではないので、そこまで配慮してつくった先人の考えだなと感じたところです。今はそうした不便を解消するために全ての住区間には、歩道は設置させていただいています。ですので歩いたり自転車などではすぐに行ける訳ですが、そうしたことを考えるとこのままでもいいのではないのかなと今は思っているところであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

村長がやらないと言うのだから、いくらこれ以上言ってもやらないのだから、それは仕方がない。でもこれは諦めませんよ。村長、これからも事あるごとに言いますから。やっぱりこれから不便は不便のまま残すのではなくて、やっぱり利便性を高めながら安全性を確保するという、こういう視点でやはりこれから考えていきましょうよ。そうしないといつまでも、道路を設計した人は私は自動車社会を知らない人が設計したのだろうと私は思っています。だけれども、改革することに躊躇はないと私はそう思います。良い方向で改革を進める方向で考えてください。

以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで会議時間の延長をしたいと思います。

本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。延長時間は30分といたします。

次に、6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

それでは通告に従い3点質問させていただきます。

まず1つめ、ソーラースポーツラインについてです。

ソーラースポーツラインは1994年の完成から間もなく30年が経過しようとしています。これまでソーラースポーツラインを利用し太陽光・電気自動車などのイベントがさまざま行われてきていますが、それらは太陽光など自然エネルギー普及に向けた技術利用の促進、また普及啓蒙活動であったと考えられます。それらの取り組みを継続してきたことも一因となり、村でも脱炭素の取り組みや目標が設定され、国の支援を受けながら新たな太陽光発電やバイオマス熱供給などの事業が村の中で動き出そうとしています。

また、村外に目を向けても、電気自動車の普及期に入りつつあり、また国の事業においてもこれまで開発された技術をどのように導入をしていくかという実用化に向けた段階に入ってきています。商用化、実用化以前の30年前に作られ、太陽光や蓄電池に関する技術交流や普及啓蒙を目的とした各種イベントを開催してきたソーラースポーツラインは、30年間活用されてきた中で一定の役目を果たしたと考えられます。

そこでですが、1つめとして、太陽光をはじめとする再生エネルギーの実用化、商用化が進んできた中で、これまでソーラースポーツラインの一定役割は果たして終えたと考えられ、ソーラースポーツラインの運営は終了を考えてはいかがでしょうか。もちろん、自然エネルギーの活用に向けた取り組みを一切止めるのではなく、跡地を排水機場や太陽光による電力発電に向けた太陽光パネルの設置場所にするなど、再生可能エネルギーの実用化、商用化に向けた用地として新たな活用をしてはいかがでしょうか。

2つめとして、もし今後も引き続きソーラースポーツラインを活用するのであれば、社会の状況が一步進んでいく中で、従来と同じではなく、ソーラー、電気自動車、その他再生可能エネルギーなどの技術が実用化、商用化されていることを受けたソーラースポーツラインの活用の姿を打ち出していくべきではないでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

大潟村ソーラースポーツラインの維持管理については、大潟村ソーラースポーツラインはスポーツレクリエーションの普及振興を図り、もって村民の心身の健全な発達に寄与するという設置目的のもと国有地を借り受け、設置しております。

現在はソーラーカーラリーやワールドエコノムーブ等のクリーンエネルギーを追求するイベントの開催や、大学、企業等の実験、実証研究が行われていることから、村においても、地球温暖化防止や脱炭素社会形成に向けた取り組みと、スポーツ振興の一環として位置づけ維持管理しているところです。

ソーラーカーラリーについては来年度30周年を迎えますし、これまでの間に燃料電池耐久競技等の幅広いカテゴリーが生まれております。関わった方々においては、国内企業等でものづくりを担う人材として幅広く活躍している等、人材育成の場としての寄与してきたという側面もあります。イベントについては、当初は村主催であったものが、近年では燃料電池等を手がける民間企業からの支援もいただき、NPO法人による運営がなされているところであり、議員の言われるとおり、実用、商用されている再生可能エネルギーを更に振興させるような工夫を凝らしていきたいと考えております。加えて、八郎潟干拓駅伝大会等のスポーツイベントにも供されているところです。

このようなことから、基本的にはソーラースポーツラインそのものは継続して維持運営していくと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。イベントに関して言えば、運営主体も変わりつつあり、NPOへという形で村が主体となってという形ではなく、また一部補助はされていますけれどもそれほど確かに大きい訳でもないの、ひとつやり方としては有りかなと思うのですけれども、やはりここの指定管理料等を考えた時にあまりにも費用対効果という部分で利用率

が低いのではないのかというふうに考えています。もし今後もこれを活用し続けてやっていくということであれば、もう少しそこ辺り利用促進というのを図っていくべきではないかと思えますし、クリーンエネルギーですとか太陽光ということでの人材育成という目的があるのであれば、そこは今度それがどう村にとってのメリットとなってきたのかというところをもう少し明確にしていかないと、この事業を続けていくというのはなかなか難しいのではないかと思うのですけれども、その点、もう少し利用促進というところと、その辺りの人材育成とかですね。このイベントをやることでの村内への波及というところをもう少し明確にご説明いただければと思いますけれども、その点をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まずソーラーカーラリーをやって30年になるということでありまして、この間まさにこれに関わった人達がいろいろな分野で活躍していると、それは村内においても言えることでして、特に今のメガソーラーを設置するにあたってもここに関わられた人達がそうした知識と技術をもって今事業を推進していただいているところです。今後、村で進める脱炭素の取り組みにおいても、非常に重要な位置づけとなってくると思っております。また単に村にそうした人材がいるということだけではなくて、こうした事業を通じて様々な企業や関わる人達のネットワークができていまして、大学もはじめ、そうしたことも大きな財産だと思っております。引き続きそうした関わる人達とともに、これからの新しい技術の取り組みであったり、また大潟村が今後取り組もうとする脱炭素に向けた取り組みへの支援であったり、いろいろな形で提携をしていけるのではないかと思っております。

また、今国内でこうしたレースができる会場というのはだんだん減ってきていると伺ってしまして、そういう意味でも貴重なコースとなってきたところですから、村としても継続して場所を提供していけたらと思います。

併せてソーラースポーツラインでの、例えば駅伝やいろいろな競技だけではなくて、ボートコースでの競技をやる時にもあのソーラースポーツラインを活用してしまして、あのスポーツラインがあるおかげでボートコースがさらに活かされているという側面もあります。ですから、ソーラースポーツラインとボートコース、漕艇場を合わせた形の一体的に活用していくことでさらにスポーツでの活用というのは幅が広がると思っておりますので、そうしたことも併せて取り組んでいければと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

次にいきます。

2番目の質問に移らせていただきます。

ウィズコロナ・アフターコロナも見据えたオンライン配信環境の整備についてということで質問させていただきます。

新型コロナ以降、村内外問わず様々な会議やイベントが中止、規模縮小、またオンラインでの開催等に移行してきました。先日も畑作振興実証研究報告会が村民向けにオンライン配信となりました。ただ、会場の音声が聞き取りづらいなどの課題も村民から聞かれています。またちょうど明日行われる中学校の卒業式は、卒業生と保護者、他は送辞を述べる在校生代表1名のみでの参加となり、他の在校生はオンラインでの試聴・参加となったと聞いております。また来週の小学校の卒業式についても同様の方針と聞いております。

ワクチン接種や治療薬の開発・普及に伴い、新型コロナは徐々に収束していくと考えられますが、今回の卒業式のように、まだまだコロナの影響は止まりません。また仮に新型コロナが収束したとしても、今回をきっかけに普及が進んだオンラインでのイベント、セミナー配信は、その利便性から今後も活用され続けることが予想されます。特に東京など都市部から距離のある大潟村では、講師を招いてのセミナー、また、都市部に向けた農産物の販促、観光振興にかかるイベント、小中学校の交流事業などのオンライン化は、費用対効果を考えても重要な取り組みになっていくのではないかと思います。そのような中で、役場や学校においてオンライン会議・授業の活用は進んできていますが、先日の報告会のように大人数が参加するイベントやセミナーの配信などはまだまだ課題も多いと思います。

そこで1つめとして、村として、会議だけではなくある程度の規模のオンラインイベントやセミナー実施に向けた機材の導入や職員の技術習得などを行うべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、2つめとして、仮に役場や村の職員だけでそういった技術の習得やイベントの配信を行うのがマンパワー的にも難しいということであれば、村の事業への協力・委託を前提として、村内のNPOですとか各種団体などへの機材の提供、機材導入の支援や貸与、技術習得の支援などを検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の、オンライン配信に関わる質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、昨年度以降、全国的にWEB会議やオンラインセミナーの普及が進んできており、村においても専用の回線や端末の整備等、対応可能な環境づくりを行ってきております。

2月22日に開催された畑作振興実証研究報告会につきましては、当初サンルーラル大

潟を会場に、広く一般村民にも参加を呼びかける形で予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、急遽オンラインでの配信へ変更いたしました。議員ご指摘のとおり、実際の配信の際には音声聞き取りづらい、カメラの切替がスムーズにできないなど、改善していくべき点も多いと感じたところです。今後は、主催者として報告会やセミナーのオンライン配信の機会も増えていくことが予想されますので、配信用機材の整備を進めるとともに、各種手順のマニュアル化や、操作研修を通じて職員の技術向上に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、村の議会中継業務を村内NPO法人に委託しており、オンライン配信の実績もあります。今後、NPO法人との協力体制についても検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。職員だけでなく、NPO等も含めて前向きに実施の方を検討いただけるということでありがとうございます。

今日の村長の報告の方にもありましたけれども、先日の報告会の方、当日の動画配信の視聴者、ライブで34名ということだったので、その後閲覧数が205回まであったということで、そう考えると205回がそのまま205人ではないのかもしれないですけれども、やはり皆さん様々忙しくなっている中で、なかなか1つのイベントにその場に集まってその日にというのは難しくなっていると思いますので、そういった後日視聴するという意味でもぜひやっていただきたいと思います。

ただ一方で、明日の卒業式についてもですけれども、こういったものが突発的に、やはりこれからどんどんコロナの感染拡大が出てくれば急遽変更しなければいけないところが出てくると思いますので、ぜひその点、今後NPOとも協議をしながらという部分はありますけれども、ぜひ配信できる環境をスピード感をもって揃えていただきたいと思いますが、改めてそのスピード感というかできるだけ早急にという部分について、どのようにお考えか教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、今ある機材も使えるには使えるということで、少し増やせばさらにその効果を発揮できるということでありまして、今すぐ追加したいのはビデオカメラ1台と、スイッチ

ヤーという機械を1台。また今村ではZOOMのアカウントを有料のは持っていない訳ですが、今後は有料のアカウントも所有してやっていきたいと思っております。またNPOともどういった形でやれるかということは具体的に一緒になって協議できればと思っております。いずれ、すぐできるものはすぐ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

ぜひやれるところからやっていっていただきたいと思っておりますけれども、ちょうど2、3日前に中学校の卒業式の状況が変わったということで、その話を聞いた時にですね、2年前の卒業式のことを思い出しました。その時は新型コロナがちょうど流行し始めた頃でして、最終的には保護者を排しての開催となりました。小学校の卒業式の日は当日玄関前にテレビが用意されて、保護者はそこでパソコンのWEBカメラから送られている映像で卒業式を見守りました。当日、教育委員会の方いらっしゃられなかったと思っておりますけれども、パソコンのWEBカメラから送られた、自分の子どもも判別できるかどうか、そして音も途切れ途切れで途中割れたりする中をですね、一生懸命保護者は見守っていました。個人的にびっくりしたのですけれども、それを見ながらですね、こちらの状況は全然届かないのですけれども、自分の子どもなり、同級生の子どもがそこで卒業証書を受け取って壇上で自分の将来の夢を発表した時にですね、その場で皆さん拍手をされていたのです。今回また、そういう状況になりかねないのかなというふうにはちょっと危惧しておりました。そういった時に、果たしてオンライン配信ができれば保護者の方が納得されるかどうかということにはちょっと分からないですけれども、そういった点も含めてですね、2年前であれば想定外だという状況にはなるとは思っておりますけれども、現状でいけば整備されていて当然と思われる可能性もありますので、ぜひともその辺り早急に準備、あとは技術の習得等をしていただければと思います。

特に答弁は求めませんので、次に移らせていただきます。

続いて、若手農業者向けの研修事業について質問させていただきます。

稲作農業の厳しさが増す中、高収益作物の取り組みや新たな販路開拓、加工などへの取り組みなど、これまで以上に多様な農業経営を検討していく必要が生じています。そのような中で、若手農業者の育成については、村ではこれまでも村内の若手農業者の団体への支援などを行ってきていますが、団体への加入率の低下など、これまで同様の事業ではなかなか支援が届きづらくなっていると感じます。

今年度、若手農業者向けに3回開催しました農業人材育成に関する研修会は、若手農業者の参加率も高く、またその後の質疑応答でも講師と活発な意見交換がなされて、とても有意義な内容であったと考えています。これに関しては今後もぜひ続けていただくとともに、さらに内容を充実させていっていただきたいというふうに考えております。

また、数年前から行われている若手農業者が自分で企画・研修などに行った際に補助が受けられる農業自主研修支援事業に関しては、とてもいい取り組みでありながら、新たな取り組みであったり、またコロナ禍で研修に行きづらいということもあり、利用者が少ない状況と聞いています。ただ、経営の多様性が必要となり画一的な研修などではフォローしきれない中で、個々の経営者の自主性に委ねる素晴らしい事業であると思いますので、この事業をぜひこれからも継続していただくと共に、活用してもらえるように事業の周知を図っていただきたいと願っています。

そこで質問ですけれども、3点ほど。

1つめとして、若手農家向けの研修事業、支援を増やして欲しいと願っていますが、来年度以降の若手農家を中心とした研修事業はどのようなものを考えているか教えてください。

また、事業活用者の少ない自主研修支援に関しては、今後の周知方法に工夫が必要だと思うが、どのように周知をしていくのか教えてください。

3つめとして、新型コロナでここ数年はなかなか研修などに行きにくい状況であったと思います。そういった意味で一時的に、年齢制限のある自主研修支援事業に関してはコロナの影響を考えて、一時的な年齢制限の引き上げなども検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、お答えください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の、研修に関する質問にお答えいたします。

令和3年度は新規に農業人材育成事業の一環として、若手農業者の育成を目的とした研修会を行い、農業者同士の情報共有や意見交換を行いました。また、農業の新たな活動領域を広げ、農業経営発展に必要な実践技術と知識習得や国際感覚を身に付けた優れた担い手の育成を図ることを目的とした、農業研修支援事業も引き続き予算措置いたしました。

今年度の若手農業者向けの研修は、全部で3回開催しております。参加者は農協青年部や農業近代化ゼミナールの会員を中心に延べ47名となりました。講師は、県内の集落型営農法人の先進的な取り組みをしている方や、SNSを利用した経営に取り組んでいる方などで、これからの農業経営に必要な知識や実践技術など、多種多様な内容について学べたのではないかと感じております。

なお、研修の内容は村広報誌に掲載し、参加できなかった村民にも周知させていただいたところでもあります。

次に、農業自主研修支援事業については、ここ数年はコロナ禍の影響もあり、積極的な研修の機会が減っている状況です。その中でも今年度は申込みが1件あり、2名の方が研修を実施しております。

次に、ご質問に対する回答であります。1点目の来年度の研修についてですが、まず回数を3回から6回に増やして開催したいと考えております。また、受講生が能動的に取り組めるように、新たにグループワークの時間を設けるなど、充実した内容にしていきたいと計画しております。

次に2点目の周知方法については、毎年農家の皆さまへ配布している農業振興施策の概要をはじめ、村広報誌やホームページを活用した情報発信による事業周知を引き続き進めるほか、更には若手農家が所属している団体にも個別に周知して進めてまいります。

最後に3点目の年齢制限については、令和2年度に45歳から50歳へ対象年齢を引き上げ、より事業を活用してもらえるように条件の緩和を行いました。しかし、コロナ禍による県外との往来自粛要請などやむを得ない理由により、対象年齢を過ぎてしまった方については、弾力的な対応を検討いたします。

今後とも若手農業者の育成につきましては、第2期大潟村農業チャレンジプランに基づき、幅広く農業人材の育成・支援を進めてまいりますので、事業実施に際しましては引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。研修の方も充実させるということで、また年齢制限の方も弾力的に運用いただけるということで、ありがとうございます。

人材育成に関する研修会の方を3回から6回で、グループワークもということですがけれども、今までいろいろな研修、村外の研修なども参加させていただくとですね、グループワークがあるとすごい実りがあるのですね。実りがあるのですがけれども、やはり参加者がそういう手を動かす研修になると、異様に参加者の数が少なくなるというか、なかなか参加しづらくなるという傾向がありますので、ぜひそこ辺りはうまく周知をしながら、ぜひこれまで以上の参加者になるようにしていただきたいなというふうに思います。

もう1点、自主研修の方なのでありますが、様々な研修、告知をいただくということなのでありますが、今年まだ1件、2名ということですが、もし可能であればこの後こういう研修を受けた方が増えてくればですね、支援を受けた方がどのような研修をした

かということをも具体的にそこを事例として、何か募集の時に案内として載せていただくことによって、こういった形の研修もいいのだな、できるんだな、みたいなそういうイメージがもっと具体的に湧いてくると、皆さんもう少しその事業を活用しやすくなっていくのかというふうに思います。正確に覚えていないのですけれども、以前この事業が始まった頃に、多分住区担当の方がさなぶりなどでこの案内をしていただいたと思うのですけれども、その時の一例がカリフォルニアに行って農業研修をしますみたいな例だったと思うのですね。それはそれで、そこまで使えるということはあるありがたいのですけれども、なかなか皆さんが、「よし、じゃあカリフォルニアに行こう」とはならないかなということもありますので、もう少し身近で、皆さんがこういう感じでいいのだったら自分もこういう感じでやってみたいなと思えるような意味でいくと、実際に使われた方の例なども紹介していただくことで、さらに普及、活用が進むかなと思うので、その点広報の方をぜひやっていただければと思いますが、最後、その点も含めていかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

研修のあり方で、一方的にただ話を聞いて終わるのではなくて、その後やはり参加者同士意見交換の場をしっかりと持ってやった方がお互いに有意義にさらになっていくということも考えているところです。ただそれがあまりいきすぎると参加者がちょっと億劫になってしまったりということもあろうかと思しますので、その辺は臨機応変に状況をみながら、ただできれば、ただ聞くだけで終わるのではなくて、意見交換の場はしっかりと持つことは大事だなと思っています。

あとは自主研修について、確かに漠然と案内しても何だかイメージがわかなくなったりしますので、案内に事例を載せながらこういったことも過去にあったのでぜひこの研修を活用してほしいということは案内には載せられますので、そういう工夫もしながら自主研修も有意義に活用してもらえるように取り組んでいければと思います。ちなみに今年度は北海道に行かれておりまして、麦・大豆の栽培体系とか、水稻栽培の更なるコスト削減というようなことをテーマに研修してきているようです。ぜひ大潟村の若手農家の皆さんが、担い手の皆さんが、こうしたことを活用してよりいろいろなことに挑戦してもらえるようにつなげていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありません。以上で終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後4時56分)

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和4年3月10日（木）午前10時00分～午前11時59分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
農業委員会会長 大島和夫	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長兼農業委員会事務局長 宮田雅人	
教 育 次 長 石川歳男	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第4号 大潟村課設置条例の一部を改正する条例案
議案第5号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号 大潟村集合型村営住宅条例案
議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について
議案第10号 普通財産の貸付について（追認）
議案第11号 普通財産の貸付について（追認）
議案第12号 普通財産の貸付について（追認）

- 議案第13号 普通財産の貸付について（追認）
議案第14号 普通財産の貸付について（追認）
議案第15号 普通財産の貸付について（追認）
議案第16号 普通財産の貸付について（追認）
議案第17号 普通財産の貸付について（追認）
議案第18号 普通財産の貸付について（追認）
議案第19号 普通財産の貸付について（追認）
議案第20号 普通財産の貸付について（追認）
議案第21号 普通財産の貸付について（追認）
議案第22号 普通財産の貸付について（追認）
議案第23号 普通財産の貸付について（追認）
議案第24号 普通財産の貸付について（追認）
議案第25号 普通財産の貸付について（追認）
議案第26号 普通財産の貸付について（追認）
議案第27号 普通財産の貸付について（追認）
議案第28号 普通財産の貸付について（追認）
議案第29号 普通財産の貸付について（追認）
議案第30号 第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について
議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案
議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第37号 令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第39号 令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第40号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第41号 令和4年度大潟村一般会計予算案
議案第42号 令和4年度大潟村診療所特別会計予算案
議案第43号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
議案第44号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
議案第45号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
議案第46号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
議案第47号 令和4年度大潟村水道事業特別会計予算案

議案第48号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案

令和4年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について

要望第1号 要望書（大潟土地改良区）

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、昨日の一般質問において、菅原史夫議員のコロナに関する質問の中で「飲み薬が承認された」との発言を「飲み薬が承認申請された」とする訂正の申し出があり、これを許可しましたのでご報告します。

次に、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」から、日程第45、議案第48号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第46、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

1点質問いたします。6ページの脱炭素先行地域への応募についてですが、「村では認定の有無に係わらず、一昨年度に策定した『自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！』を目指して取り組んでまいります」ということですが、認可は4月下旬ということでもまだ分からない訳ですけれど、この認可されない場合ということなのですが、私たちへの認可に向けての説明では総額70億くらいという、そして青写真を見せていただいた訳ですが、もし認定されなかった場合でも一昨年度に策定した自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦を目指して取り組んでまいりますというこの取り組み方というのは、どのような取り組み方をされるのかということと、それから、以前から村民への説明のことを何度も話をさせてもらっていますけれど、畑作進行実証研究会での動画配信が大変良かったというお話もありましたので、そのような形での説明というのも結構いいのではないかと思いますので、そういう点に関していかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

まず、この認定、仮にされなくても、引き続き環境省の方では公募をして、この5年間で100地区をとということで、今の段階で仮に認定されないとすれば、何が原因で認定されなかったのか、どういうところが悪かったのかということが分かると思っていて、もう一回そうしたところを改善した上で応募したいと、さらにそれもだめだったという時も、例えばバイオマス産業都市の承認をいただいていますので、農水省のそうした事業を活用しやすい条件はありますからそういったものを有効に活用しながらも、まずこの村で策定した自然エネルギー100%目標に向かって少しずつでも進んでいきたいという思いであります。

また、村民への説明については、そうした施策が具体的に何をするのだということがはっきりできないうちからあまり話をしてもそれは現実味がないので、ある程度しっかりした中でということで、認定を受ければ受けた後で説明会を開催したいということで話をしてきたところです。その説明のあり方については、議員おっしゃるように、コロナが仮にまた増えてきているような状況であればウェブでの配信も含めたやり方というのは十分考えられると思いますので、その時に状況をみて対応を検討したいと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

そうすれば、認定、今回もしされなかった場合は、認定を目指してまた頑張っていくということでよろしいということですね。バイオマスに関しては4分の3、そしてまた太陽光に関しては3分の2、大変良い条件だと思っていますので、それを目指すということであれば、はい、理解できました。ですが、数字的なものがまだ全然示されていませんので、そういうところもなるべく早く示していただければいいかなと思います。

それから動画配信ですけれど、コロナの状況に関わらず、動画配信も入れていただければ来れなかった方達も家にいて見ることができますので、これは本当に非常に良いやり方だなと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず1点目は、できるだけ有利な補助金を活用するという意味でも、今の環境省の事業

は非常に、他に無いような補助率ですので、ぜひこういったものを活用しながら進められればと思っていますので、仮にだめでももう1回応募はしていきたいと思っています。

その説明会のあり方ですが、確かにウェブでのやり方も今回も有効であったということがありますのでその状況をみながら、また逆に長くウェブ上に置いておくと、いろいろまた問題があったりもするので、その置き方とかそういったことも少し整理しながら、今後いろいろな村でやる研修会等いろいろありますので、そういったことも含めながら少し整理してやっていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

その数値的なものに関しても、なるべく早く分かりたいという思いがあるのですが、そういうのはいつ頃に、認可の後に示されるものなのか。説明会に関しても、どういう方達が関わりながらやっているのかというようなことは、村民はあまり知っていないと思いますので、そういう関わっている方達の紹介もできると思いますので、そういうところも考慮しながら説明会を開いていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

数値的な部分というのは、まず認定されれば申請している大枠の、こういった事業にはいくらぐらいずつという枠はあるのですが、ただ話をしてきたように、年度ごとでまた補助金の申請もすることにしていて、それはさらに詳細な事業の組み立ての上での数字になってきますので、ですので最終的には議会に予算をお願いする時がその年度ごとの具体的な事業の予算ということになります。ただ、大枠では毎年これくらいずつの事業はしていきたいというものは今出していますので、認定を受ければそれに基づいて全体の説明はできることになりますので、ただそれが確定ではないということだけのご理解をいただきたいと思います。毎年、毎年度ごとにまた議会の方へ予算をお願いしますので、その折には確定した数字でということになります。どうかその点はご了承いただきたいと思います。

また、どういった人が関わってこれから進んでいくかということについても、6月ぐらいにはまだ会社は、仮に認定を受けたとしても立ち上がるかどうかというのは微妙なところでして、会社が立ち上がれば主体的に説明するのはその新エネルギー会社の方が、村と一緒に説明するようなことになろうかと思っています。ですので、その折にはどういう構成でということにもなるでしょうし、そういったことも含めながら、新しい新エネルギー

一会社とともに村も村民への説明会というのは進めていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【3番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

3点について質問させていただきたいと思います。

はじめに、3ページの新型コロナウイルス感染防止対策ですが、感染に不安を感じる無症状の方が、無料で受けられる県のPCR検査と抗原検査が、当初は3月4日まででしたが、3月末日まで延長されております。村からの全戸配布のチラシで、3月4日まで受けられますと書かれていたので、村内の薬局で受けようと思い行った方が受けることができなかった、場所は決まっているというふうに言われて帰ってきてしまったみたいなのですが、私のように簡単に受けられると思っ込んでいる人もいると思うので、県の事業であるかもしれないけれども、どこで、どのような手続きで受けられるのかを詳細に伝えていただきたいかった。今後もし周知をされるのであれば、もう少し工夫していただきたい。そうしたらありがたいな、という声が寄せられております。若い方達はスマホなどで調べることができるかもしれませんが、調べるのが苦手な人もおります。今後、周知される時は、県の無料PCR検査を、どこで、どのような手続きで受けられるのかを簡単に付け加えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原アキ子議員のワクチンに関する県の事業であります、PCR検査の件についてお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、確かにこちらの方で3月4日付ではありましたが、再度、3月4日から3月31日まで、県の事業が延長されたという旨のお知らせ文書の方を流しております。ただしその時は、大変申し訳なかったのですが、以前出したものであれば、県内のその時点で決まっていた検査を受けられるそういった薬局等々のものは掲載しておりましたが、今回は裏面を使用していなかったということで、少し配慮が足りなかったということで反省はしております。そういった関係もあります、先程若い人もというふうな話もありましたけれども、こちらの方でも県のホームページあるいは村の方には確かに掲載はしていなかったと思いますし、今後、次回出すお知らせ文書の方では県内事業所、村の

ツルハさんの方ではできると、近辺であれば男鹿市あるいは能代市、そういったところの薬局さんでもかなりできる状況ではあると、ただし予約は確かに必要ですし、また受ける際に少しでも体調が悪い、熱がある、のどが痛い、そういった場合は検査はできない、されないというようなこともいろいろな制約はあるようですので、そういったものは薬局さんの方に確認して受けていただければというふうに思います。参考までに、県内では今のところ51カ所でできると、それは県北から県南までという広い範囲ではある訳ですが、中央地区でも約30カ所くらいあったかと思しますので、そちらの方については後程、周知していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

村内のツルハさんの方にはできると行って行ったところが、もうできないとそういうふうと言われて、木下グループの方では県内何カ所、一番村から近い所では男鹿市とか、あるいは能代市、それから大館市とか、そして昨日、一昨日あたりでしたか、秋田空港内でも設置したというふうに聞いていますけれども、そういう調べられる方、若い人は特にすぐもう検索できる訳なのですが、やはり高齢の方はなかなかそういう調べることが苦手ですので、村からの周知、先程も言いましたように、県の事業ではあるのですが、近い所ではこういうところがあります、こういう手続きで予約する必要がありますとか、本当に簡単で結構ですので、そういうことをお知らせしてもらえれば、直接ただ行ってだめですと言われるとやっぱりショックって大きいと思いますので、受けようと思って行ったのにそういうふうにしてできないというところがちょっと大きいので、今後、周知されるということをお聞きしましたので、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、同じく3ページの新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてお尋ねいたします。

秋田県の昨日のコロナの感染者は230人でした。連日、感染者が200人を超える日が続いており、亡くなる方もいて、秋田県は増加傾向にあります。本村でも3回目のワクチンの追加接種が行われており、4月4日が最終日と理解しておりますが、秋田県の3回目の接種率は現在、全国最下位となっております。本村の希望者による接種率は、現在どのような状況でしょうか。当局が考えているように推移しているかも併せてお伺ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原アキ子議員の、ワクチン追加接種の接種率の関係についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

村では、接種券、第4クールまでの分ということで、今現在2,500名弱の接種券を配布しているところであります。これまで3月4日までの接種者については1,587名ということで、それでいきますと接種率は約64%になる予定ということとなっております。

今後ですが、3月12日、27日の休日、それから4日まで残り7日間ある訳ですが、その時点での予定者が830名ということになりますので、希望者ということではあります。ほぼ前回どおり約9割前後になるかと思いますが、その方々が接種できる予定になっているというふうに考えております。100%になればもしかしたら一番いいのかもしれませんが、中にはキャンセルの理由としては、3回目はもう打たないよ、ですとか、あるいは現在入院中で打てない、その中にはそちらの方で接種するという方もおられます。施設入所者も含めてですけれども、そういった形になっておりますので、残り7日間ということではあります。最後までしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

9割が見込めるということで、本村にとっては良いなというふうに思っているのですが、これは希望者ですのとやかく言うことではないのですけれども、秋田県が全国最下位ということは、やっぱりちょっとショックな状況でして、本村に関しては9割が見込めるということでもいいのですけれども、接種率が低い要因というのは、どのようなことが考えられるでしょうか。大潟村に関してはいいのですけれども、もし参考までにお聞かせいただけたらと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原議員の再質の方にお答えいたします。

全国的に低い要因ということですので、専門的なことにはなろうかと思っておりますので、軽々しくは言えない訳ですが、中にはやはりかなり副反応が強い、そういった報道もかなりあるかと思っております。村の方もそういったことで、もう3回目は受けたくないといったこともあろうかと思っております。あるいは、地域によっては接種したい人はバスで輸送で

すとかそういった反面、体調面で打てない、あるいは自分の信念といいますか、そういったことで打たない、そういった要因が考えられるのかというふうに思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

質問ではないのですけれども、早く本当に、このマスクのない生活に戻りたいものだと本当に思っていますし、自分もうつらないようにしたいし、またうつらせないとか、そういう気持ちでみんながお互いに協力し合いながら、早く普通の生活をしたいなというふうに思っています。

3点目ですが、次に10ページのふるさと納税について質問させていただきます。

ふるさと納税は、地域の発展や課題解決に貢献しており、貴重な財源になっております。人気が高かった米粉餃子の肉餃子の製造が中止となり、残念に思っている村民も多いですが、職員の日々の努力もあって、定期便発送などの返礼品を工夫し、一件あたりの寄附額が大幅に増加していることは嬉しく、有難く思っております。今後はさらに返礼品を充実させるなどの取り組みを進めていきたい、とありますが、昨年12月議会でふるさと納税について質問させていただいた時、今後は新たにスポーツ体験や農業体験など、村で楽しんでもらえる体験型の返礼品を検討していきたいとご答弁をいただいております。現在、取り組みについて検討されていると思っておりますが、その進捗状況はいかがでしょうか。

また、企業版ふるさと納税についてですが、4社からのご厚意を大変ありがたく思います。3月23日に感謝状を贈呈されるようですが、4社は主にどのような業務を行っている会社でしょうか。差し支えなければ伺いたしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、ふるさと納税の返礼品について、様々な体験事業と、物品以外のサービスを提供することの検討状況でございますけれども、現時点ではまだ具体的な検討には至っておりません。ただ実際、今返礼品といたしましては、お米の定期便はじめ商品に偏っている訳ですけれども、今、菅原議員がおっしゃいましたスポーツや農業体験といったそういった体験活動、あるいは体験ツアーと食事の組み合わせとか、そういったサービスの提供について、やっぱり重要な返礼品だと考えておりますので、こちらについては来年度、関係機関とともに検討してまいりたいと思います。また、その際にはどうしても寄附者のニーズというものをきちんと把握して、村で差別化を図れるようなサービスの提供が必要

ではないかというふうに考えているところでおりますので、そういった調査も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の、企業版のふるさと納税についてでございますけれども、4件ございました。事業者名を申し上げますと、鹿島道路株式会社様、こちらは東京都になります。そして2社目が、秋田市の株式会社三木設計事務所様、こちらは設計業務になります。3社目が、秋田市の加藤建設株式会社様、こちらは建設事業者になります。最後、4社目ですが、大阪市の株式会社積水ハウス様、以上4社になります。

なお、いずれの4社とも寄附金額は公表しないということですので、そこはご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

来年度、具体的に返礼品についてはいろいろ考えていきたい、大潟村は農業の村ですけども、知名度としてはやはり高いのではないかと考えていますし、大潟村ならではの返礼品を十分に検討されまして、皆さんが、さすが大潟村というふうな、楽しんでいただけるようなものを考えていただきたいと思います。

先程課長が、差別化を図ることも必要だということをおっしゃっていましたが、例えばどういう差別化、来年度から実際検討されるということですが、今の時点で考えておられる差別化ということをもう少しおっしゃっていただければと思います。

それと、この4社に関しては本当に、去年デンマークの選手団が来た時にも、垂れ幕とか、横断幕とか、いろいろな設計事務所から何かみんな大潟村に貢献してくださっている会社だなというふうに、今お聞きして思いました。大変ありがたいことだと思っておりますので、今後とも引き続き、大潟村のことを見てもらえればありがたいなと思います。

先程の、差別化に関してお願いできますか。今現在、考えている差別化ということです。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員の再質問にお答え申し上げます。

差別化ということでございますけれども、大潟村の特徴を示す、あるいは大潟村ならではの個性というか、そういったものが感じられるような返礼品であったり、あるいはサービスの提供であったりといったものが、個人的には今考えているところでございます。例えばサービスの提供であれば、例えばボート競技というのは、干拓地の中央幹線排水路でボートを漕ぐというのはなかなか他の地域では体験できない、大潟村の魅力あるスポーツのひとつというふうには考えております。これがすぐできるかどうかはまた別といたしま

しても、そういった村ならではのサービスというものを関係機関や事業者も含めて、誰が主体となってやれそうなのかも含めて、また今後検討してまいりたいというふうに考えているところがございますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

本当に、村ならではの、この特徴ある、例えば今課長がおっしゃったボート、こういうのは他の方ではやっぱりなかなかできないと思いますし、その場合ある程度の、ふるさと納税の額とかも関係されてくると思うのですよね。そういう上限みたいなものは、現在考えておられますか。例えば、一例としてこういうボートの体験をする場合の寄附額ですね。これからいろいろ検討されて、いろいろな関係の人達とも協議しながら進めていかれるとは思いますが、大体の上限の額みたいなものは決められているのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

菅原アキ子議員の再々質問にお答えいたします。

返礼品、あるいは返礼サービスの寄附額に関してのご質問かと思っておりますけれども、先程の質問への回答にも申しあげましたが、やっぱり寄附者のニーズがどの程度に設定すればこういったサービスが満足いただけるのかというような観点をきちんと調査することが非常に重要ではないかというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、寄附者のニーズ、あるいは先進地の返礼品、返礼サービスの状況も含めて十分調査をした上で、こういった寄附額であれば、こういうふうな差別化を図った村独自の返礼品が工夫できるのかなといったところも検討してまいりたいなというふうに思っているところですので、どうかよろしくお願いいたします。

【4番：菅原アキ子議員】

先程も申しましたけれども、大潟ならではの、皆さんが楽しんでいただける、特色あるサービスを兼ねた返礼品を、来年度十分に検討されまして、喜んでいただけるようなものをと期待しております。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

5番、松本正明です。

私からは大きく1点、新型コロナウイルス関係についてお聞きします。

まず、今回は年が明けてから急に感染拡大が広まりまして、感染された方にはお見舞い申し上げますとともに、また一刻も早い回復を望んでおります。また、感染拡大による職員の方々も大変ご苦労なされていますので、その業務を一生懸命なされていることに本当に感謝申し上げます。

私からお聞きしたいのは、コロナウイルスの感染症で陽性だった場合の療養解除については、厚生労働省の方から、症状がある場合は10日間、症状が無い場合は7日間ということで療養の期間が決められております。その中でひとつお聞きしたいのは、いわゆる社会機能維持者といわれる、エッセンシャルワーカーといわれる方々の待機期間が5日間に短縮可能というということで厚生労働省から出ております。今年の1月25日に変更になりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針というところに、別添で事業の継続が求められる事業者を掲げております。その中で、これは厚生労働省で例は出しているのですけれども、自治体が適当と認める事業に従事する者とするということで、各自治体の判断に定義を任せているところであります。この中で、事業の継続を求められている事業者というところで、大きく分けて5つあるのですが、1つめが医療体制の維持、2つめが支援が必要な方々の保護の継続、3つめが国民の安定的な生活の確保、4つめが社会の安定の維持、5番にその他とあります。

この中で細かいところ、大きくは分かれていますのですが、例えば1番の医療体制の維持というところであれば、この大潟村の中でいけば診療所とか、医師、保健師等が該当するのかなと思います。

2番の支援が必要な方々保護の継続ということで、高齢者、障がい者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者ということで、ひだまり苑だったり、特養だったり、つくし苑だったりということが該当するのかなと思います。

3つ目は国民の安定的な生活の確保ということで、インフラ関係、上下水道であったり、電力も含まれるのですけれども、村の中で考えれば、例えば、給油所ですとか、店舗、温泉、ホテルも入るかも分かりません、コンビニ、ごみ収集。

4つめ、社会の安定の維持ということで、金融機関ですとか、バス、タクシー、警察、消防、育児サービス。

5つめとしては、学校等がありますけれども、学校については学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものがありますので、そちらの方が対応できると思うのですが、このエッセンシャルワーカーの定義づけが各自治体に任せられているということで、感染された方の療養機関の短縮ができるということですが、この点で、エッセンシャルワーカーというのは村としてどのように定義づけされているのかということ、ひとつお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

松本議員の、コロナの関係の待機期間といいますか、エッセンシャルワーカーの考え方といいますか、についてのご質問であります。議員のおっしゃるとおり、先程の医療の関係、それから支援者その他、いろいろお話いただきましたが、そのとおりであるというふうに考えております。村としましては、県の方でも行政に関わるものというふうな形でそういうふうな体制の方のマニュアルもありますし、それも参考にしながら村でも防災計画といったものによりまして業務に支障が無いように、そういった形で継続させていきたいというふうに考えております。まずは、医療が一番先に来ようということ、それからやっていきたいと、ただし、これについてもコロナ関係の症状が出なければ5日間ということにもなっておりますのでその点を踏まえながら、期間の方は独自といえば変ですけれども、ある程度、5日間ですとか、10日間、7日間、それを守りながらこちらの方で判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

厳密に決めていないというふうには聞こえたのですが、今現在、県内においてもこれが200人、250人、300人近いところで高止まりしていることがあるのですが、これで終わるとみるか、さらに爆発するか、もしかすれば第7波というものがあるとしたらさらにこれ以上感染して、当村においても相当な広がりを見せるということがなくはないと思います。またこれは、社会機能維持者、エッセンシャルワーカーは、コロナだけに関連するものではなくていろいろなところで、これも本当に防災の管理、危機管理のところにも通じると思うのですけれども、これをある程度定義しないと、エッセンシャルワーカーといわれている大潟村の中で本当に代替えがきかない職員とかそういうところでしっかり定義して、そこも安全管理だとかということにもつながってくると思うので、がっちり線引きして決めるというのではなく、待機期間等も関わってきますので、この中でちらっと考えてみると、診療所の先生とか、保健師さんの今の勤務の人数とかを見てもあまり余裕がないようにも見えていますし、こういった時にはどういう対応をしていくのかというところ。2番目としては、支援が必要な方々ということで、ひだまり苑等は職員がある程度感染があっても、代替えの職員ということで補充は可能かなと、その辺もはっきりは分からないので事業者とも確認をしっかりとっておかなければいけないのかということ。あと村でいくインフラとしたら、例えば上下水道に関わる職員の方は村の職員の方としているので、感染したとしても多分、代替えで誰かできるのかどうかということも、毎日のイ

ンフラとして必要なところですので、職員の体制がそこで感染したりしても大丈夫なのかということ。あとは、スタンドとかであれば農協の職員の方が誰か代わりにということで補充も可能なのかと思いますけれども、いろいろなことで連携してそこがうまく対応できるのかということ、感染爆発した時に村の機能がはっきり維持できるかということもある程度確認しておかなければいけないのかなと思います。店舗ですとかコンビニとかもそうですし、金融機関であれば代替えはきくのかということもありますが、ある程度感染爆発した時に職員が感染した場合、対応できるのかどうかということ、改めて詰めておかなければいけないと思うのですが、そこら辺ができていくのかどうかということをお聞きしたいと思ひまして、もう一度お願いします。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

松本議員の再質の方にお答えしたいと思います。

感染爆発、拡大があった際にどうするのだというようなことではありますが、医療の関係につきましては、診療所の先生がもし感染等々、もしの話で申し訳ないのですがなった場合であれば、清和会の方に委託しておりますのでそちらの方から、コロナだけに限らずですが派遣していただけるものというふうに考えております。上下水道等々のインフラ、スタンド等になればまた農協さんの方にもお願いすることにはなろうかと思いますが、まずは村民の生活の維持のために、代替えがきく、きかない、あるかもしれませんが、一丸となってそういったものには立ち向かっていかなければならないというふうに思っております。なお、庁内であれば前業務で担当していたですとかそういった職員の方で対応していきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【5番：松本正明議員】

分かりました。これは今、いろいろな災害の時にも連携しなければいけない部分があると思うので、なかなかコロナが本当に思ったように収まらなくて、だんだん感染力が増していった感染する人が増えてきているということで、去年と比べても本当に大瀧村の中でも大分増えていますし、時期が時期だからかもしれませんが、これが本当にまた第7波とかが来てさらにこれよりひどかった場合に、村としても本当に最低限の社会機能維持がしっかりできるのかということも考えておくべきなのかなと思って、今回質問させていただきましたけれども、もうひとつ、この中で見ていった中で、例えば公共施設であれば感染が拡大していった感染防止ということで村内の施設を閉めるということは可能かもしれな

いですがけれども、ひとつ気になったのはごみの収集のところ、例えば本当に収集の方がかかたりしたときに代替えがきくのかということがひとつ。あとは今回自宅療養の方が結構増えていますので、家庭から出るごみに関しても結構リスクがあるのかというふうには思っています。当然、だれが感染されて自宅療養されているかということは、多分分からないのではないかと思いますし、収集する際に結構圧縮していきますので、ごみの出し方ということで村内にチラシが配られていましたので出来るだけ空気を抜いて、マスクだとかそういったものとかのごみを処分してくださいといわれた時に、こういったところで結構感染リスクも高いところがあるなというふうには、エッセンシャルワーカーの分類の中においてもリスクが高いところかなというふうに思いますので、そういった安全管理、感染する可能性をゼロにするということは難しいですが、そういった方々が感染してしまった場合には代替えがきくのかどうかということで、毎日ではないですが1週間に何日か収集される訳ですので、そこが止まってしまうと生活も大変になってしまうのかなというところもあったりして、いろいろな意味で社会機能を維持していかなければいけない人が、改めて見るとこういったところでも出てきているので、こういったところもしっかりとある程度認識しておきながら、これからこれ以上に来る感染爆発に備えてある程度いくということも必要なかと思うのですが、最後にもうひとつご意見をお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長：近藤比成】

松本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ごみの収集に関してですが、お話にありましたように、家庭からのごみのリスクというのをまず減らすということで、今回もコロナ禍で2回か3回、チラシで周知させていただきました。ただその中でも感染のリスクはあるということで、リスクを減らすということと、また何かあった場合はまた対策を取ってやらなければいけないということですが、業者に委託しているところですので、業者の方と相談しながらということとやってまいりたいと思います。

役場としては、業務継続マニュアルというものを作っております。感染爆発というところまでいくとなかなかマニュアルどおりいくとは限りませんが、そういったものを参考にしながら実際の現場に合わせて進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【5番：松本正明議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

8番、戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

8番、戸部誉です。

私から1点質問させていただきます。

先程も出ましたけれども、企業版ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

今回4社からの1,610万円という大変大きな額の寄附をいただいたことに対して、大変有難く感じているところであります。この企業版ふるさと納税というのに関して言えば、企業さん側の方に大潟村のコミュニティ総合戦略をご理解いただいて、それに対しての応援というものがあって寄附があったというふうに理解はしています。実際に現在いただいている4社の会社の方々、この村の総合戦略の中で実際に今4つの基本目標がある訳で、その中でどういったところに応援をしていただけたのか、具体的なところを、もし分かれば教えてください。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

戸部議員のご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の寄附金の用途のご質問でございますけれども、個別に申し上げますと、鹿島道路株式会社様については、遊び場創生事業に財源を充当しております。遊具を整備いたしましたけれども、こちらの財源に充当しております。その他の株式会社三木設計事務所様、加藤建設株式会社様、そして株式会社積水ハウス様の3社におきましては、新しい人の流れづくりに賛同されてくださいますと、現在工事を行っております北1丁目インフラの整備事業であったり、中央3番地の宅地分譲事業等にご厚意を活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

分かりました。

これというのは非常に大事なことだというふうに思うのですね。村の中にいけばなかなか見えないことなのですけれども、この企業版というのは村外が基本となる訳で、村外から見た中でこの村に対してどういう魅力があって、どこを、そこを応援していこうかということをしっかり分かるということは、フィードバックしながら村づくりにも活用できるのかというふうに思うのですね。実際にそういう部分というのが企業さん側のいろいろな思惑もあるだろうけれども、ただやはりそこをぜひフィードバックしながら村づくりに使っていただきたいというふうに思います。

この先の話になっていくのだけれども、ふるさと納税の企業版というのは最終的にはパートナーシップを構築していく、企業と。そうした中で人材派遣型も今あったりします。人材派遣型については今後どのように進めていく考えがあるのかという点。あとはパートナーシップということになっていくと、今後その企業さん側といろいろなつながりを持ちながら、例えば積水さんに至っては、被災地での仮設住宅というもので非常に東日本大震災の時に貢献した点があります。個人的に言えばやはりそういった部分で協定を結んでいくというつながりも出てきてもいいのかなと、企業さんと、そういった部分をもし考えがあればお知らせさせていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

戸部議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、最初の人材派遣型のふるさと納税でございますけれども、現在、そういったことを含めて検討をしているところでございますので、詳細が固まりましたら、また皆様にお伝えしたいと思っております

2点目の企業とのパートナーシップの確立に関してのご質問でございますが、こちらはやはり非常に重要なことと認識しております。特に企業版ふるさと納税におきましては、村の考え方、そして将来の進む方向、そして具体的な施策であったりそういったものを理解していただいて、その上でその企業様の貴重な浄財をご寄附いただいたというふうに認識しているところでございます。ですので、これで寄附していただいてそれを財源として活用してそれで終わりということではなく、村民の皆様にも、これはこういった、この事業はこの会社の寄附で作られたということを周知することも必要でございますし、寄附をいただいた企業についてはホームページ等で紹介はしております。ただそれだけではやはり不十分だと思っておりますので、ご寄附をいただいた企業の方々と今後こういった部分で協力し合える体制ができるのか、連携が取れるのか、そういった可能性を今後探ってまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

再々質ではありませんけれども、非常に混沌とした情勢になっております。やはり民間との連携というか、官だけではなく、民間の力も借りながらやはり村づくりというのは進めていかなければいけないというふうに思っていますので、これで終わることなく、出来るだけ村長に出ていただいて、つながっていける企業が1社でも多くあるようにぜひ頑張

っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

1 番、山田照雄さん。

【1 番：山田照雄議員】

1 番、山田照雄です。

私から 2 点についてお伺いいたします。

1 点目は、コロナに関しての質問でございます。村では約 40 数名の方が感染されて、非常に苦しんだのではないかなと本当にお見舞い申し上げます。また、こども園、学校関係、そしてまた医療関係、役場の接種に参加された皆さん方のご苦勞を本当に有難く思っております。

私がお質問申し上げたいのは、子ども達が就職あるいは進学で村から出て行く訳でありますけれども、この人たちがまだ 3 回目の接種を受けられないでいるのではないかと思います。あるいは仙台、東京、大阪と大都会に行くのに、やはり憂いなく 3 回目の接種を済ませて送り出してあげたいものだともそういうふうに思っておりますけれども、この点はどのように対処されていくものでしょうか。ご質問申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

山田議員の就職、進学に伴って 3 回目を受けられない方がいるのではないかとご質問ですが、村としましては、大前提に前回接種してから 6 カ月という縛りがありますので、それを超えた方についてはこちらの方で接種できるものというふうに考えております。大前提には住民票がある自治体で受けるというものもありますので、こういった村に入ってくる、出ていかれる、そういった方々についても、今回 4 月 4 日で村の集団接種の方は終了する予定ではありますが、個別にどうしても対応しなければならない方々については別に日にちを設けまして、接種ができるよう努めていきたいというふうなスケジュールで動いておりますので、ご了解いただければというふうに思います。

今回、休日接種 2 日間、12 日と 27 日に設けております。18 歳以上の進学される方々についてはその期間で対応できるものというふうには考えております。ただし、先程も申しあげましたが、各々の接種した期間から 6 カ月というものがありますので、それはそれで個別で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

進学されて行かれる方は3月末から4月上旬に村を出ていかれると思いますけれども、就職はほとんど3月中に出ていくことになるのではないかなと想像する訳ですけれども、その人たちもやっぱり何とか早めに接種できるように配慮できないものかなと、そういうふうに思いますけれども、6カ月という縛りはあるのでしょうか、そういう条件が揃ったとしたら52歳以下とかではなくて、休日は12日と27日ですか、これはやっぱり村の人達はその辺が理解できているのかなと思っているのですが、その辺はどうでしょうかね。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

山田議員の再質の方にお答えいたします。

村の方々、皆さんに共通理解していただければ大変ありがたいのですが、皆さんに送付した接種の日時の指定票、そちらの方で対象者の方には周知はしているということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

次にいきます。

2点目は、12ページの中央3番地の定住促進住宅、北1丁目1番地の集合型村営住宅用地について、この議会の議決を経るところであるけれど、大変遺憾ながら失念してしまいましたと、そういうことで数年前も体育指導員の方々に対する報酬を忘れていて、6月議会で補正したという事態も記憶にあります。人間である以上は失念は当然あることでもありますけれども、やはり行政のひとつのシステムの中で、やっぱりこういうものはどこかできちんとしたシステムの中でチェックが行われるべきではないかと思うのですが、今回このことが判明した経緯とかですね、今後こういうことが起きないためどういう手段を講じていくのかという部分を質問したいと思います。よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

山田議員のご質問にお答えいたします。

今回の普通財産の貸し付けに関して、議会の承認を得るべきところを、得ずに契約を締

結をしてしまったということで、今回追認議案を出しております。改めてお詫び申し上げます。

この経緯でございますけれども、北1丁目の集合型村営住宅につきまして、12月から建設が始まって、その後入居者の募集などを庁内で検討していた訳なのですが、それにあたり一通り関係法令を確認していたところでございます。関係法令といいますのは、村の条例であったり、村の財務規則であったりといった範囲だけでなく、その上流の地方自治法も含めて確認をしたところ、この手続きは議会の議決が必要ではないかと判断するに至ったところでございます。具体的には財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が定められておまして、この条例では普通財産を村が無償で貸し付けることができる場合を示しているところでございますけれども、これを誤って解釈をしていたと、そしてそのチェック機能が、山田議員おっしゃるように十分に働いていなかったといったことが挙げられます。

それを今後どういうふうに改善をしていくのかといったところでございますけれども、来年度になります、村の中で村の職員に対して、村の条例や規則だけではなくて、その上流に位置する地方自治法も含めて研修する機会を設けてまいりたいというふうに考えており、それが1点。そして2点目は、実際の職員が役場の中で各種手続き等、契約も含めて様々な事務処理を行っている訳でございますけれども、特に契約とか物品の購入、財産といった部分に関しては、村の財務規則に則って事務が行われております。この村の財務規則について、来年度見直したいというふうに考えております。その見直す中で、ただ見直ただけで実際どうなのかというところが重要でありまして、見直して具体的に事務手続きを含めていく上で、そういった法令に基づいてきちんと適切に行われているか、チェック機能が働くような形で何とか工夫してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

はい。いずれこういう事務手続きの中でのミスというのはどこかで誰かがその後にもう一回追認するというのが、そういうチェックをどう働かせるのかというのがシステム上必要なのではないかなと私はそう思うのですよ。条例を変えたりそういうことも必要なのかも分かりませんが、チェックというのは一人だけで事務をやると必ずそういうシステムのいわゆる抜け穴というのか、失念というのは人間には当然あることなので、一人だけだとそこで穴に落ち込んだらずっとそのまま通り越していくという危険があるので、その辺をどう工夫するのか、それを聞きたいのです。

【議長：丹野敏彦】

工藤副村長。

【副村長：工藤敏行】

チェックというのは非常に大切なのですが、今回の場合は根本的な問題で、理解不足であったということが要因だと思っております。事務方のトップである私の理解不足から、最終的にはこのように追認という形でお願いすることになりまして、大変申し訳ないと思っておりますけれども、要するに法令等の、先程、総務企画課長も話したように、きちんと関係法令に基づいた条例の制定、その理解をしっかりとしないともたこういうことが起こりうるのかなと今感じているところです。特に今回は新しく事業をやる場合ですね、その時にやっぱりしっかりと関係法令、条例を調べながら、再三注意しながらあたっていかなければならないのかなと感じている次第であります。これから公務員としての関係法令、条例、これを研修をしっかりとやって理解していくというのが一番大事なことかと思っておりますので、これからも十分注意していきますので、なにとぞよろしくお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

今の質問で私は納得したという訳ではありませんけれども、一応期待をしながらですね、今後ともいわゆる不正のない事務手続きをきちんとやっていただきたいということを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

4点ほど質問させていただきます。

1点目ですけれども、2ページのコロナ関係に関してです。村の施設の利用休止に関して、5日から村民のみの利用を再開しているということなのですから、これに関連してなのですから、おそらく4日の日に対策会議の方を開いてそこ辺りを決めてということだったと思うのですけれども、これの村民への周知方法としてですね、おそらくチラシが配布されたのではないかなと思うのですけれども、これが各住区によってタイムラグがあってですね、5日以降、施設を使おうとしていた方が、連絡が来る住区、来ない住区でいろいろと混乱があったようなのですけれども、改めてこの点をお聞きしたいのですけれども、ここ辺りのそういった村からの配布文書、全戸配布する場合にですね、どういっ

た形で、どういった配布をいつまでにするとかですね、そういった委託の契約というか依頼になっているのか、どういう形でお願いしているのかというのが1点と、あともう1点、コロナ対策ですとか、以前もこれはお願いしたような気もするのですが、コロナ対策等で急を要する場合はですね、それとは別にタイムラグのないような形でのそういった全戸配布のチラシの配布体制ですとか、あと今までと違うところをお願いするという形もひとつあるでしょうし、そういった形で、もしくは今までお願いしているところであっても委託ですとかの内容を変えて早急に配布いただくとか、そういった形が必要なのではないかと思いますので、その点、教えてください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

黒瀬議員のコロナに関する文書の配布方法についてのご質問です。こちらとしましては普段の配布物等々については全てシルバー人材センターの方をお願いしております。住区によって多少の日にちの変化といいますか、分かれてしまっている場合も、配達員の方々の都合により発生はしているのかなということで、その点については大変申し訳なく思っているところであります。急を要する場合等々であっても、シルバーの方をお願いすればその時のお願いした時間帯にもよる訳ですが、どうしてもすぐに対応できる方、配布する住区が決まっている方もいますが、その方がいなければ若干遅れてしまうというような状況にもなっております。また、定時の配布ということで、第1、第3金曜日を広報の配布ですとか、毎月のお知らせ文書の配布日としておりますが、それについても木曜日の昼までに用意しておれば金曜日になっているというような状況になっております。ただしこのコロナに関しては、定時という訳にはいかない、急を要する場合もあるということで、その都度シルバーの方をお願いしているといった状況にはなっておりますが、冒頭お話したように、配達員の方の都合によって若干遅れてしまうというものがあろうかと思えます。委託先を変えてでもというお話もありましたが、こちらの方としましては、いつも迅速に、お願いして対応していただけるシルバーの方をこれからも継続してやっていきたいというふうに思いますが、配布の時間といいますか、日にちといいますか、については十分打ち合わせをしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。念のためもう1回確認なのですが、定時配布の第1、第3木曜日、金曜日に配布するものに関しては、これは金曜日中までに配布するというふうになってい

るという委託の内容でよろしいのでしょうか。あともう1点、コロナで急を要する場合の配布に関しても、今の現状ではシルバーしかというお話だと思っておりますけれども、これに関しては、例えばいつまでにか具体的に期日を切ったの依頼になっているのか、それとも出来るだけ早くというだけになっているのか。その後、いつの時点でどの住区が配布が終わっている、終わっていないという状況は確認ができていますか。そこ辺りちょっと教えていただけますか。もしそこ辺り、例えばどうしてもこの住区は担当者がその時期対応できないということであれば、シルバーでできない部分を逆に役場職員がというのが、いいのか分からないですけれども、一部だけでもそういう形で別の方法を考えていかないと、特にコロナのこと、急を要する場合の対応としてはちょっと不十分ではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

広報を含めたチラシの配付の件について、黒瀬議員の再質問にお答え申し上げます。

今、北嶋福祉保健課長が申しあげましたように、チラシの配布については原則第1、第3金曜日、具体的には第1金曜日は広報の配布日と重なっておりますので、どうしても広報に間に合わないチラシに対して、広報に折り込む形で各住区に住区担当職員がお届けする形で配布しております。ですので、場合によっては住区の中で1日、2日程度のタイムラグが生じる可能性はあるというふうに考えております。月の第3金曜日の配布ですけれども、こちらはシルバー人材センターに委託をして配布をお願いしているといったところでありまして、配布完了しましたといった確認は、今行っておりません。これまで迅速に配布をしていただけたというように受け止めているところでございますので、特に終わりましたという報告を求める形ではありませんでした。ただ、コロナに限らず緊急な情報の連絡、伝達といった観点に立てば、チラシの迅速な配布というのはやはり非常に重要なことだと考えておりますので、今後どういった形で、いつまでにできそうなのかも含めてちょっとシルバー人材センターと相談をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。これから検討するにあたって、今の第3金曜日に配布している分に関しても、定かな記憶はないのですけれども、その金曜日を過ぎて配布していた住区があったような気がしますので、今の現状を確認しながら、逆にシルバーでどうしても人員が、最

近シルバーもだんだんという話も聞きますので、そこ辺り状況を確認して今後のコロナ等の配布も含めて、配布方法を検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

すみません、質問を忘れていたので再質問の中に入れさせていただきますけれども、こちらのコロナのチラシ等、今見る限りウェブの方に載っていないような気がするので、そこ辺りも丁寧に対応していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

黒瀬議員の再々質の方にお答えしたいと思います。

確かに近頃といいますかについては、掲載は失念しておりました。大変申し訳なく思っております。今後はチラシもそうですが、ホームページの方に早々に掲載して、早めに周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

次の質問に行く前に、その辺りのチラシのオンラインでの周知方法に関しては、来年度ですね、ウェブの更新もあるかと思っておりますので、そこ辺りの村民への広報の仕方もちょうと考えていただければと思いますので。

次に移らせていただきます。同じコロナのところで、2ページに学校の臨時休業あるいは学年閉鎖等というのがあるって、オンラインでの授業を行ったということですがけれども、いよいよ本格的に使うことになってしまったというような感じのオンラインの授業になるかと思うのですけれども、実際今までもテストしていただいたりもしていたと思うので比較的スムーズに進んだのかなと思っておりますけれども、やはり実際にやってみていろいろと課題も出てくるのではないかと思います。それは大きいことから小さいことからあると思いますので、ぜひそこ辺り今後、実際にやった中で、生徒ですとか児童、また保護者も含めて、あと先生も含めて、そういったところ課題をきちんと出してですね、今後の改善につなげていただきたいと思っておりますので、その点お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

黒瀬議員の質問にお答えいたします。

今回のオンライン授業といわれていますが、正確にはオンライン学習でございまして、授業に代替できるものではございませんので、誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

この点につきましては、当然ながら、議員ご指摘のように、リモートでの学習を行っている訳ですが、突如行ったわけでもございませんし、小学校においては校内で部屋をいくつか設けてやったり、または中学校においては何回かそのようなことを実施していることは承知のとおりです。いろいろな面で課題があるのではないかとはいえますが、今のところ大きな課題はないと。ただしこれが常態化してくるということも当然考えられる訳ですので、その点は課題をきちんと先生方、それから児童、生徒、それから保護者の意見、ただ学校の方針でいろいろやっていることですので、あまりにも細かすぎるとなかなか動かないということもありますので、必要最低限のことはきちんと進めていくというふうに思っておるところでございます。なお、先日も義務教育課の方から連絡がございまして、休業もしくは学年閉鎖の際のリモート学習について、大潟村は進んでいるというふうに伺っていますが、実情はいかがですかということで、もちろんこれは研究指定になっていることもございまして、いろいろ関心が高いのだと思いますが、ありのままに伝えたところでもございまして、小学校では休業になった当日、中学校も学年閉鎖を行った当日から、もちろんこれは学校であらかじめ準備をしていたということもあるのですが、単なる学習を流せばいいというものではありませんで、計画に基づいてという一文がございまして。従って、議員もお子さんがおられますのでご存じかと思いますが、中学校の例を申し上げれば、8時15分からの朝の会から始まりまして、4時頃までの授業、終わりの会も含めて、日常、学校で行っているようなことをきちんと、休憩をはさみながら行っているというふうなことで、おそらく県内ではなかなか環境が整わなくて、やりたくてもできないという学校が多いのでいろいろお聞きしましたということでもして、大潟小・中の場合は1学級ずつという小規模なこともございますが、いろいろと保護者のご理解もいただいて、それから計画的に取り組めるWi-Fi環境が100%であるということも大きな要因で、あとは先生方と保護者の協力によって粛々と行っていければというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。何回も言いますが、課題についてはいくつもあると思います。これからきちんと整理をして、来年度に向けていきたいというふうに思います。まもなく春休みに入りますので。

よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。ぜひ課題をといるところを解決しながら、ひとつずつ潰しながら、できればオンラインではない方がいいのでしょうかけれども、オンラインをやらざるを得ない場合に、より良い環境でやれるようにしていただければと思います。

その中で課題という訳ではないのですけれども、うちも実際オンライン、子どもが自宅

からやってみてですね、課題という程ではないのですけれども、やっぱり子どもが2人いると結構環境的にどうやって受けさせればいいのかとか、そういうところもあったり、あと細かいところで別に問題ではないのですけれども、子どもが授業の昼休みの時間が一般的な12時、1時ではないので、意外とそこ辺りが大人と昼の時間がずれてきてみたいなのがあたりするので、そこ辺り、ぜひ保護者のノウハウではないのですけれども、そういったところもこういうポイントでやっていけばいいみたいなものが蓄積されていくと、また来年度以降も使いやすいようになるかなと、オンライン学習が活かしていけるかと思いますので、ぜひそこ辺り進めていただければと思います。

答えはいらないので次の質問に移らせていただきます。

10ページのふるさと納税に関してですけれども、今回3年度に関しては大幅にですけれども寄附額が下がってしまったということで、とても残念な部分ではありますが、ただ餃子に関してはやはり年度の初めからそこ辺り、懸念されていた話としていろいろなところで出ていたので、その中でいろいろ他の手は打っていただいたのですけれども、こうなってしまったのだなというを感じているところです。来年度の予算として、ふるさと応援基金の方をいろいろ活用する事業も出てきていると思いますけれども、活用するものに関しては予算に載ってくると思うので、また予算の審議の中でというふうになりますけれども、ここ辺り、大幅に落ち込んだ中でですね、来年度、またそれ以降の予算等への影響、そういうものがなかったのか、その点教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の、ふるさと納税としての財源の活用についてという観点のご質問かと思いますが、それについて申し上げます。

やはりふるさと納税ですけれども、当初2億数千万円予算として見込んでおりましたけれども、今回大幅に補正予算で減額を余儀なくされているといったところでございます。令和3年度におきましては、やはりそういったところを見込んでいた部分が、見込みよりもかなり少ないといったことは事実でありまして、その分、なんと申しますか、ちょっと困ったなといった状況にはなったわけなのですけれども、実は一般会計の中でコロナによりまして様々な事業を契約の見直しだったり、コロナも含めた様々な事業が縮小したりといったこともありまして、かなり一般会計の不用額が出ておりました。それで今年度分に関しては相殺されて、言い方はちょっと変なのですけれども、ふるさと納税を当てにしていた部分は使わなくて済んだといった形になります。来年度以降に関しましては、これは予算の中でも説明申し上げますけれども、積み立てを行いまして、それを基金として来年度また一部取り崩しをしながら、事業執行を進めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

今年度、コロナの影響により良かったというのがなかなか難しいところですが、これは最初に、多分、ノンミートだけになるという話になった中で、今年度の当初の予算が結構大きく組まれていた時にですね、それを去年の実績をあてにしての数字なのか、それとも意地でもそれを取りに行くつもりなのかという質問もさせていただいたと思うのですが、そこの細かいご答弁までは覚えていないのですが、やはりそういった形で事業の方に影響が出てきてしまうようであれば、ちょっとそこ辺りを今後も精査して予算の方を立てていただければと思います。いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再質問にお答え申し上げます。

ふるさと応援寄附金の予算計上の考え方についてでございますけれども、本年度におきましては昨年度並みということで予算計上させていただきました。来年度についても、手が届かないところに目標を置くという形ではなくて、頑張ればこの辺りまでふるさと納税の寄附金を寄附いただいて、それをきちんと財源として活用したいというような観点で予算計上をしておりますので、どうかご理解の程、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。来年度2億でしたか。ということなので、今年の実績を考えると頑張れば、頑張っていたきたいなところですので、その頑張ればという点を改めて村長の方からその意気込みをお伺いしてもよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質問にお答えします。

今年もいろいろサイト数を増やす等も考えてはいたのですが、なかなかやりきれなかった部分がありますので、来年はしっかりそうしたことにも取り組みながら、より多くの方

々に村を知ってもらえる機会を増やして、それがふるさと納税にしっかりつながっていくように、また新たな商品開発の部分でも村内の事業者とさらに協議を進めて、いろいろなものを出していただくように進めていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

最後の質問に移らせていただきます。

提出案件の中で1件、最後に質問させていただきます。

19ページの議案第30号、大潟村総合村づくり計画後期基本計画についてというところがありますので、それに関連してなのですけれども、今回この後期基本計画の策定と併せて行財政改革大綱の方も作成していたかと思います。その中で旧農業研修センターの活用というのが中に入っていたと思うのですけれども、それが行財政改革大綱に入るのであれば、村として、村の事業としてそれを何か活用していくという具体的な何か考えがあるのか、そこ辺り、行財政改革大綱に載せたところの目的、そこ辺りをぜひお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の農業研修センターの敷地の活用、その観点について説明を申し上げます。

こちらにつきましては、現在、県の施設につきまして、村ではつくし苑が県有施設を一部活用して事業を行っているところでございます。こちらはなぜ行財政改革大綱にそもそも載せたのかということでございますけれども、これにつきましては今は取得はしておりませんが、将来財産の取得に強く関わるということで、今回、行財政改革大綱の中で記載をさせていただいたといったところでございます。具体的に今、県と担当レベルで農業研修センターの敷地、あるいは施設の活用について、ロードマップも含めてどのあたりまで、いつ頃までに、何ができそうなのかというのを検討している、協議をしている段階でございます。ですので、将来的なそういった県有財産の譲渡、取得も含めて、もっと進んだらば村としてもこういう形で総合的に活用することが必要でないかということを検討する必要があると考えておりまして、繰り返しになりますが、そういったことがありますので行財政改革大綱にも村有財産の活用ということで載せさせていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。村の中、結構条件の良い場所にあるので、ぜひ活用できるなら確かに活用していただければと、それは村にせよ、県にせよ、なのですけれども、やはりそれを村が譲渡を受けて管理をするにせよ、それが有償なのか、無償なのかあるにせよ、やはり結構大きな施設、敷地になるので、仮にそれがコストがかからなく無償だったとしてもなかなかその先の維持管理というのは結構かかってくるものだと思いますので、そこ辺りはすごい精査して検討していく必要が今後もあるのではないかと思います。今後、県と協議しながら計画なり、ロードマップをとということですが、そこがもう少し具体的になってくればまた説明いただけるのかと思うのですが、今現状として、そこ辺りの、大まかでも構わないですけれども、いつ頃までに協議してロードマップを描いていくとか、譲渡を受けてどういう形にして、要は活用できそうかとかそういった県との検討している、ある程度いったんまとまる、方向性を出すような時期というのはいつ頃で考えているのか、そこ辺り具体的にあればお願いします。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

議員、冒頭におっしゃいました、維持管理に関しては、村も非常に十分に配慮すべき事項であるというふうに考えているところでございます。

いつ頃までに、どういったところまでというようなスケジュールですが、今、実はコロナでなかなか打ち合わせができない状況でおりまして、そういったロードマップのいつ頃までに何をというのも、これから県と打ち合わせをする形となっておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで暫時休憩します。

(午前11時55分)

(午前11時55分)

再開いたします。

他に質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

次に、日程第47、「令和4年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

委員会条例第5条第2項の規定により「令和4年度大潟村歳入歳出予算特別委員会」を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認め、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の定数は、委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認め、特別委員会の委員の定数は11名に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名を特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第4号から議案第48号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって議案第4号から議案第48号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

次に、日程第48、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」を、議題とします。

要望第1号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午前11時59分）

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会【第10日目】

1. 開議日時 令和4年3月18日（金）午後2時00分～午後3時29分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
農業委員会会長 大島和夫	代表監査委員 佐々木秀樹
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長兼農業委員会事務局長 宮田雅人	
教 育 次 長 石川歳男	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第4号 大潟村課設置条例の一部を改正する条例案
議案第5号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号 大潟村集合型村営住宅条例案
議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について
議案第10号 普通財産の貸付について（追認）
議案第11号 普通財産の貸付について（追認）
議案第12号 普通財産の貸付について（追認）
議案第13号 普通財産の貸付について（追認）

- 議案第14号 普通財産の貸付について（追認）
議案第15号 普通財産の貸付について（追認）
議案第16号 普通財産の貸付について（追認）
議案第17号 普通財産の貸付について（追認）
議案第18号 普通財産の貸付について（追認）
議案第19号 普通財産の貸付について（追認）
議案第20号 普通財産の貸付について（追認）
議案第21号 普通財産の貸付について（追認）
議案第22号 普通財産の貸付について（追認）
議案第23号 普通財産の貸付について（追認）
議案第24号 普通財産の貸付について（追認）
議案第25号 普通財産の貸付について（追認）
議案第26号 普通財産の貸付について（追認）
議案第27号 普通財産の貸付について（追認）
議案第28号 普通財産の貸付について（追認）
議案第29号 普通財産の貸付について（追認）
議案第30号 第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について
議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案
議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第37号 令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第39号 令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第40号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて
議案第41号 令和4年度大潟村一般会計予算案
議案第42号 令和4年度大潟村診療所特別会計予算案
議案第43号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
議案第44号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
議案第45号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
議案第46号 令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
議案第47号 令和4年度大潟村水道事業特別会計予算案
議案第48号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案

要望第1号 要望書（大潟土地改良区）

発議第2号 大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は12名であります。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案並びに陳情等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき、各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第4号から、日程第46、要望第1号までを、一括議題とします。

はじめに、総務産業委員会に付託いたしました議案第4号から議案第6号、議案第10号から議案第30号、議案第31号の関係部分及び要望第1号についての審査の経過と、結果について、総務産業委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務産業委員長、3番、三村敏子さん。

【総務産業委員長：三村敏子】

3番、三村敏子です。

令和4年第2回大潟村議会定例会において当総務産業委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果を議案番号順にご報告申し上げます。

はじめに総務部門関係から審査を行いました。

議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」について、当局からの説明の後、質疑に入りました。「男女共同参画の所管については総務企画課が適当であると考えられるかどうか。」との質問に、当局より「行動計画の策定や推進については福祉保健課の主導のもと、全庁で連携して進めていくことになるので、問題はないと考えている。」とのこと。委員より「国や県の所管は。」との質問に、当局より「全県的には、総務課の所管としているところが多いようだが、各課の業務量のバランスを鑑みると、総務企画課では難しいと考えている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より「押印が必要と整理した事務には、どのようなものがあるか。」との質問に、当局より「押印を必要と整理した事務は、契約や連帯保証、補助金事務など、金銭の授受に関するもの等である。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第5号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「会計年度任用職員は1年度ごとの任用だったと思うが、これまでは育児休業を取得できなかったということか。」との質問に、「会計年度任用職員は1年度ごとの任期更新となるが、継続して勤務している会計年度任用職員については、これまでも育児休業を取得することはできた。」とのこと。委員より「育児休業中の報酬はどうなるか」との質問に、「現在産休中の会計年度任用職員は、通常勤務しているものとして報酬が支給される。育児休業に入ると、報酬は支給されないが、会計年度任用職員については、ハローワークに申請することで育児休業手当の給付を受けることができる。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「普通財産の貸付について（追認）」から議案第29号「普通財産の貸付について（追認）」については、関連する議案であるため一括審査とすることに委員からの異議はなく、一括審査としました。当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より「貸付期間が30年となる根拠は。」との質問に、当局より、「住宅建設を目的に土地を借りる場合、借地借家法が適用され、借地権が30年とされている。この法令に基づき、国有財産法においても普通財産の貸付期間が30年とされており、村の財務規則でもそのように定めている。」とのこと。委員より「北1丁目村営住宅は、順次解体し、集合型へ移行させていくのか。」との質問に、当局より「そのとおりである。まずは、建設から35年が経過している村営住宅から移行させていく。」とのこと。委員より「戸建ての村営住宅は新築する予定はないということか。」との質問に、当局より「考えていない。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第10号から議案第29号までの議案は、各議案ごとに採決し、各議案全て、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「第2期大瀧村総合村づくり計画後期基本計画について」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「ワークショップの意見が反映されているか。」との質問に、当局より「直接的に反映されているところはないが、具体的な取り組みについての意見もあったので、実施計画へ落とし込んで事業を進めたい。後期基本計画はダイジェスト版で村民に配布する。ワークショップなどのプロセスを経て策定した計画

であることを明記したいと思う。」とのこと。委員より「事業評価はどのように行うのか。村民の意見を反映する機会はあるか。」との質問に、「毎年度の評価点検については、担当課による評価点検で、実施計画の中で行う。後期基本計画のP D C Aサイクルについては、前期計画の評価を参考として、各課における事業評価、村民アンケートやワークショップの実施などにより4年に一度、外部評価を行ったうえで、次の計画の策定に向かうものと考えている。」とのこと。委員より「前期基本計画と後期基本計画では、評価方法に違いはあるか。」との質問に、当局より「後期基本計画の具体的な評価方法については、まだ検討していないが、前期基本計画の評価方法を参考に、行政側の評価点検だけではなく、村民側の評価としてアンケート調査を実施したうえで、第3期総合村づくり計画の策定へ繋げていきたい。」とのこと。委員より「数値目標として、目標年度となる令和7年度の数値が記載されているが、各年度の目標数値も定めているのか。」との質問に、当局より「指標によっては各年度の目標値を定めているものもある。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、議案第30号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」について、総務部門の関係部分につき、当局の説明の後、委員より「企業版ふるさと納税の寄附者には、村発注事業の入札に参加し、落札した業者は含まれているか。」との質問に、当局より「含まれている。」とのこと。委員より、「法的な規制などは特にないのか。寄附額に上限はあるか。」との質問に、「寄附に対する対価がないので、規制はない。寄附額に上限はないが、寄附は10万円以上でお願いしている。」とのこと。委員より「地方交付税の増額理由は。」との質問に、当局より「国の当初予算分として交付された普通交付税については、算定費目の新設により、当初予算比で6千万円ほど増額となっている。加えて、国の令和2年度決算と令和3年度補正において、地方交付税の原資となる国税が増額補正されたことに伴い、12月に追加交付も行われているため増額となっている。国税収入については、当初コロナ禍による消費の落ち込みを想定していたところ、実際には、想定よりも消費に落ち込みはみられなかったことによるものである。」とのこと。委員より「繰越明許となる中央3番地宅地造成工事の工期は、どれくらい延長となる見込みか。」との質問に、当局より「断続的な積雪が影響し、工事の進捗に遅れがあり、工期は4月末を見込んでいる。分譲募集は5月29日に開始する予定である。」とのこと。委員より「湖東厚生病院運営費補助金は年度ごとに変動するのか。計画期間は。」との質問に、当局より「秋田県、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の5者により、令和元年度から令和5年度までを第1期の支援期間とすることを定めており、金額は基本的に毎年同額となる。経営が著しく悪化することがなければ、令和5年度については今年度と同額となる。令和6年度以降については、湖東厚生病院の経営状況を勘案し、県や関係町村と協議をして負担割合を決することになると思う。」とのこと。委員より「議会棟外壁調査の結果は。」との質問に、当

局より「全体的にタイルの浮きや亀裂が確認されており、全面改修が必要とのことだったので、当初予算へ改修工事費を計上している。」とのこと。委員より「固定資産税の償却資産で、増加しているものはどういったものか。」との質問に、「農家個人の資産ではなく、法人やリース会社において資産が増加傾向にあり、それが要因である。」とのこと。

次に、産業部門の関係部分につき、当局の説明の後、委員より「大潟村サキホコレ生産振興事業について、5万円の減との事だが、どのような事業内容か。また、5万円の予算で十分だったのか。」との質問に、当局から「サキホコレ生産班の活動に対する補助だが、新型コロナウイルスの影響で予算を伴うような活動が出来なかったので全額を減額する。予算額は、対象がサキホコレ生産班の生産者が少なく、要望もなく、予算額として十分と考える。」とのこと。委員より「機構集積協力金交付事業費補助金について100万円が減額になっているが、申請が無かったということか。」との質問に、当局より「機構集積協力金交付事業費補助金の交付要件は、離農者が農地中間管理機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付ける場合となっている。また、複数の市町村に農地がある場合は、最も農地面積のある市町村が申請を行うこととしている。そのため、村に農地を有する農家の方で離農した方もいたが、本村での申請実績は無かった。」とのこと。委員より「温泉保養センター指定管理事業について、灯油代が値上がりしたので増額するという説明だが、増減があるたびに補正するということか。」との質問に、当局より「当初に積算した灯油代に増減があった場合は補正対応する。」とのこと。委員より「「大潟村から元気を！」地域活力回復事業（飲食券配布事業）負担金補助及び交付金について115万円の減額となっているが、その分使用されなかったということか。」との質問に、当局より「そのとおりである。執行率は90.1%となっている。」とのこと。委員より「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業について、1社分を計上し忘れたとのことだが、合計で何件借入しているか。また、この事業は来年度もあるか。」との質問に、「12件である。資金の貸し付けは令和2年度の単年度事業なので、来年度はない。」とのこと。委員より「森林国営保険金は、どの程度の被害から対象となるか。」との質問に、当局より「暴風雪によって、被害を受けたものに対しては、軽微なものも損害実本数の対象としている。今回に関しては森林保険センターの調査により損害概況3割程度と判断された。」とのこと。委員より「村も調査や見廻りを行っているか。」との質問に「行っている。損害のあった地域と本数などを調査し、森林保険センターへ報告を行ったり、道路への倒木など緊急性の高いものについては、職員が撤去したりしている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、議案第44号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、要望第1号「要望書（土地改良区）」について審査いたしました。配布資料の黙読のあと、参考としての質疑を行い、委員より「総合中心地内の用水路は、土地改良区と村が土地を交換するのか。」との質問に、当局より「村の県立大学農場の北側の土地を交

換する予定としている。総合中心地内の用水路は八郎潟農業水利事業所が実施主体となり、原状復帰が原則となっているので更地になることと思う。」とのこと。委員より「多面的機能支払交付金事業について、現在の交付単価は安いのか。」との質問に、当局より「現在の交付単価は記載されているとおり10aあたり1,415円と基準より安い積算単価で算定されており、村としても現在の交付単価より上げてもらいたいと考えている。」とのこと。委員より「要望書にあるとおり、10aあたり3,700円の単価になっても事業を実施できるということか。」との質問に、当局より「そのとおりである。村としては農地水の圃場管理など、やれることは沢山あるので、予算が増えればその分事業を拡大したいと考えている。」とのこと。委員より「交付単価は北海道とそれ以外の地域で決まっているのか。」との質問に、当局より「基準単価について、本来は本州の単価は北海道よりも高いのだが、村の場合は当初想定された事業量から算定して今の交付単価となった。」とのこと。委員より「新たな事業が増えると基準単価は上がるということか。」との質問に、当局より「そのとおりである。」とのこと。委員より、要望書の総事業費が13万円となっているが、1億3千万円の誤りではないかとの指摘があり、後日差し替えることとし、採決いたしました。要望第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

次に、生活福祉教育委員会に付託いたしました、議案第7号から議案第9号、議案第31号の関係部分及び議案第32号から議案第38号についての審査の経過と結果について、生活福祉教育委員長の報告を求めます。

生活福祉教育委員長、8番、戸部誉さん。

【生活福祉教育委員長：戸部 誉】

8番、戸部誉です。

令和4年第2回3月定例会において、生活福祉教育委員会に付託のありました議案について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案の審査は生活環境課から始まり福祉保健課、教育委員会の順に行いました。はじめに生活環境課部門の審査について報告いたします。

議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」について、当局の説明を受け、審査に入りました。委員より「定住型促進住宅条例と違う箇所はどこか。」との質問に、当局より「第8条入居者の資格の部分が違う。集合型村営住宅は村外からの移住者を優先したのではないため、村内に居住又は勤務している者という条件を掲げている。もうひとつは別

表第2の料金の額が違う。」との答弁でした。また委員より「敷金の使い方で退去時の負担が明記されていない。」との質問に、当局より「現状の運用では、退去時にクリーニング等の維持補修費は退居者から負担いただいております、その費用分をこの敷金で充てて、残った額を還付している。敷金の中で賄えない費用が発生した場合は、別途負担していただいている。」との答弁でした。委員より「退居時の負担方法については、施行規則や契約書に明記しておかなければ後にトラブルの元になりかねないと思う。」との意見に、当局より「規則や運用の中でカバーしたい。今後の条例改正の機会にも見直しを行いたいと考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第7号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定数、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、審査に入り、委員より「12条において、基本団員から団員へ変更され差額が9千円の差があり、階級が上がるにつれて上がり幅が一律ではないが、これは係数で決められているのか。」との質問に、当局より「国の定めでは、団員階級は3万6,500円とされているが、その他の階級は市町村において業務や職務内容を勘案して標準額と均衡がとれるように定めることとされている。この額は基本団員報酬から団員報酬への増加の割合をかけたものになる。」との答弁でした。また委員より「4時間以上の水火災に係る出動は8千円ベースとのことだが、警戒と訓練に係る出動は2,500円と決めた理由は。」との質問に、「警戒や訓練は2時間程度おこなうので1時間あたり千円で計算し、それ以外に準備や片付け、帰宅時間を合計し2時間半ということで2,500円と算出した。」との答弁でした。また委員より「現在団員は何名で、基本団員、機能別団員はそれぞれ何名か。」との質問に、当局より「定数67に対し、現在団員は57名、内訳は基本団員が44名で、機能別団員が13名。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第8号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について」、当局の説明を受け、審査に入り、質疑、討論はなく採決に入り、議案第9号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入りました。委員より「東2・3丁目中央線舗装補修工事に係る社会資本整備総合交付金が要望より減額になった理由は。」との質問に、当局より「平成29年度から要望を行い、平成30年度から実施しているが、毎年要望したとおりの交付はされていない。県に問い合わせたところ、橋梁に関する補助が重点配分となっているため、道路の補修についてはどの市町村も要望どおりに交付されていない。道路の補修は橋梁補修や災

害復旧より優先順位が低く、重点的に配分はしていない。」との答弁でした。また委員より「この路線については残り約200mだが、来年度に全て完成させる予定か。その分の財源見込は。」との質問に、当局より「来年度については残りの約210mで要望している。交付額の内定は年度末に決定される。決定額を考慮し、村の負担を増やしてでも残りの施工を完了させるのか、もう1年延長するのか検討する。」との答弁でした。

質疑を終結し、議案第31号生活環境課部分の審議は終了しました。

次に、議案第37号「令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入り、委員より「ろ過池の陥没原因と対策方法は。」との質問に、当局より「調査自体は年度内に終わるが、分析を行って結果が出るのは5月末となる。」との答弁でした。委員より「ろ過池の分は基金として積み立てるということだが、来年度の工事の財源になるのか。」との質問に、当局より「基金は浄水場の老朽化しているろ過池の電気関係設備の更新に充てる予定。」との答弁でした。委員より「減額した結果の残額を基金に積み立てるということだが、一般会計からの繰入が残っている理由は。」との質問に、当局より「起債の交付税措置を受けるために繰入を行う必要があり、その部分を残している。それ以外は基金として積み立てていく。」との答弁でした。

討論はなく、採決に入り、議案第37号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入り、委員より「雨水が流入する問題は改善されたか。」との質問に、当局より「下水道管渠改築工事は7年目になるが、以前は雨が降ると水位が高くなりマンホールから溢れていたが現在はそのようなことはない。雨水等の流入は減っていると認識している。」との答弁でした。

討論はなく、採決に入り、議案第38号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、福祉保健課部門について報告いたします。

議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」の審査に入り、委員より「高齢者救急通報システム実証事業について、委託先と利用状況は。」との質問に、当局より「セコム株式会社に委託している。対象者はひとり暮らしの高齢者の方で、現在5人が利用している。」との答弁でした。委員より「老人福祉費補助金について、増額となった理由は。」との質問に、当局より「定員29名以下の小規模施設に適用される補助金で、当初予定していたものより条件の良いメニューで交付が受けられることを県より提示されたため、そちらの補助金を活用することとした。」との答弁でした。また委員より「高齢者等配食サービス扶助費の内容は。」との質問に、当局より「社会福祉協議会で30名ほどが利用している。65歳以上で、単身、障がい者、村民税均等割が非課税等の条件を満たす方について、配食サービス1回につき半額補助を実施している。」との答弁でした。

質疑を終結し、議案第31号の福祉保健課部門の審議は終了しました。

次に、議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「その他診療収入の増額分はすべてコロナ関係のものか。」との質問に、当局より「増となった1,300万円のうち、約1,200万円がコロナワクチン接種料金として支払われる。請求してから2ヶ月後の収入となり国保連合会を通じて支払われる。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第32号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第33号「令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「出産育児一時金の積算根拠は。」との質問に、当局より「人口維持の観点からの目標数値として、当初予算の段階では出産育児一時金を20名分としている。年度末になり具体的な出生見込みが把握できる段階で保健センター等と連携を図り、また出生届の実績をもとに、出生者の実数に併せて補正対応をしている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第33号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「財政調整交付金の交付条件は。」との質問に、当局より「歳入・歳出のバランスが悪くならないように交付されているもので、基金の積立状況、保険料の収納状況等により交付される。他市町村との介護財政不均衡の解消の目的で交付される。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第34号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「サービス収入の増の理由は。」との質問に、当局より「デイサービスの利用者数については当初の段階で月平均8.5人分と見込んでいた。実績では月平均9.3人分となり、0.8人分の増となった。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第35号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」の審査に入り、質疑、討論はなく、採決に入り、議案第36号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門について報告いたします。

議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」の審査に入り、委員より「在宅子育て応援商品券交付金の減額140万円についてどのような要因があったか。」との質問に、当局より「計画では、不足が無いように出生数を多めに見込んでいたのだが、予想

以上に出生数が少なかったことや、今年度は対象者となる未就園児がこども園に途中入園するケースも多かったことが要因。」との答弁でした。また委員より「干拓博物館の案内ボランティアは何人登録していて、案内件数は年間どれくらいか。」との質問に、当局より「案内ボランティアの会の会員数は21名。今年度の案内件数は今日時点で53件、人数にすると1490人。」との答弁でした。また委員より「学校の光熱水費の増額理由は。」との質問に、当局より「ガス代、電気代ともに、燃料調整費単価が値上がりした。特に電気使用量が毎月微増となったことに加え、値上がり幅が大きかった。」との答弁でした。

質疑を終結し、議案第31号の教育委員会部門の審議は終了しました。

関係各課が入場後再開し、討論はなく、採決に入り、議案第31号は全会一致により可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託のあった議案の審査経過と結果の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

次に、令和4年度大潟村歳入歳出予算特別委員会に付託いたしました、議案第39号から議案第48号についての審査の経過と結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、8番、戸部誉さん。

【予算特別委員長：戸部 誉】

8番、戸部誉です。

令和4年第2回3月定例会において、当予算特別委員会に付託された議案の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

最初に総務企画部門からはじめ、次に福祉保健課、生活環境課、産業振興課、教育委員会の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

議案第39号「令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第40号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第41号「令和4年度一般会計予算案」から議案第48号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」まで順次審査を行いました。

はじめに、予算概要として一般会計について、令和4年度予算総額は36億2千万円。前年度より当初予算額で1億172万5千円、増減率で2.7%の減となりました。特別予算については予算総額が19億9,299万8千円となり、前年度と比較して予算額で1,957万7千円、1.0%の減となりました。引き続き、質疑を行い、総務企画部門

では「自治総合センターコミュニティ助成について」、「償却資産について」、「旧観光物産公社事務所貸付収入について」、「臨時財政対策債の交付税措置について」、「住まいづくり支援事業費補助金について」、「空き地、空き家対策について」、「ホームページリニューアルについて」、「子どもの遊び場創生事業について」、「国際交流員招致事業について」、「移住支援金について」の質疑、意見がありました。

福祉保健部門では「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金について」、「民生費国庫補助金と衛生費国庫補助金の減額について」、「児童手当について」、「高齢者見守り事業について」、「新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業について」の質疑、意見がありました。診療所特別会計では「その他診療収入について」、国民健康保険事業特別会計では「保険税還付金について」、介護保険事業特別会計では「介護給付費の増額について」、介護サービス事業特別会計では「ひだまり苑等管理運営事業について」、後期高齢者医療特別会計では「保険料の徴収について」、質疑、意見がありました。

次に、生活環境部門では「村営住宅の入居状況について」、「蓄電池の導入実績について」、「村道の砂利道の保守管理事業について」、「堤防沿いの除草委託業務について」、「街灯整備事業について」、「無代掻き栽培等補助金について」、「防災センター赤色灯工事について」の質疑、意見がありました。水道事業特別会計では「水質検査について」の質疑、意見がありました。公共下水道事業特別会計では「下水道ポンプ場設備整備事業について」の質疑、意見がありました。

産業振興部門では「桜と菜の花まつり推進事業について」、「飲食事業者支援事業の飲食券について」、「松くい虫防除対策事業について」、「防災林整備計画策定事業について」、「農業夢プラン応援事業について」、「みどりの食料システム戦略について」の質疑、意見がありました。

教育委員会部門では「ホストタウン事業推進交付金について」、「新体育館の建設について」、「学校給食の施設整備費用について」、「東北高校駅伝や東北ボート大会について」、「ICT教育について」、「第3子の学校給食費の無料化について」、「スポーツコミッションおおがたについて」の質疑、意見がありました。

総括質疑では、村長出席のもと「少子化対策について」、「住まいづくり支援事業費補助金について」、「道路の整備について」、「国民健康保険税の激変緩和について」、「高収益作物の推進について」など、質疑、意見がありました。

すべての質疑を終結し討論に入り、1名の委員より反対討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第39号「令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」は、全会一致で原案のとおり可決すべものと決しました。

議案第40号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」は、全会一致で原案のとおり可決すべものと決しました。

議案第41号「令和4年度一般会計予算案」は、賛成多数で原案のとおり可決すべものと決しました。

議案第42号「令和4年度大潟村診療所特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号「令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号「令和4年度大潟村水道事業特別会計予算案」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号「令和4年度公共下水道事業特別会計予算案」は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、令和4年度大潟村歳入歳出予算特別委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」に反対の討論を致します。

この条例一部改正では、これまで生活環境課の事務分掌であった男女共同参画に関することが、福祉保健課の事務分掌となっています。男女共同参画社会推進のためには、ジェンダー平等の視点を全ての政策に反映させることが有効といわれています。教育・福祉・生活・環境・産業等あらゆる分野にジェンダー平等の視点を持って政策実行にあたるのが重要と思います。特に総務企画課では、総合村づくり計画の策定を担当しているため、村づくり計画策定にあたっては、ジェンダー平等の視点から策定することが、極めて大切であると思います。よって、男女共同参画に関する事は、総務企画課の事務分掌とすべきだと思いますので、福祉保健課への男女共同参画に関する事が事務分掌としているこの条例案には、反対いたします。

次に、議案第30号「第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について」、反対の討論を致します。

私からのパブリックコメントでのジェンダー平等の視点をということに関しては、大潟村を取り巻く状況の時代の潮流の中に後期基本計画策定にあたり留意すべき時代潮流として、ジェンダー平等や男女共同参画社会の推進という文言ではありませんが、地域共生社会として付け加えていただきました。私としては全ての施策にジェンダー平等の視点をと思います。

村の男女共同参画社会の実現においては実現されていると思っている人は27.3%しかありません。秋田県では社長であった女性を理事に任命し、男女共同参画社会の推進に向け、市内や県内企業の女性管理職の割合を高めることや、働き方など女性活躍を進めることに、ようやく男女共同参画社会推進基本法から20数年も経ってではありますが、重要さに気が付き、大きく舵を切ったと私は感じます。これからの村づくりに男女共同参画社会の推進が人口減少や少子化など全てに重要なことはいまでもありません。しかしながらジェンダー平等の視点による計画になっているようには、私には思えません。よって第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画については、反対いたします。

次に、議案第41号「令和4年度大潟村一般会計予算案」に反対の討論を致します。

今回の予算審議において、様々なこれまでの村民からの要望や議員からの提言などが、努力され予算化されていることを知ることができました。その努力は高く評価したいと思います。予算案に反対討論致しますが、全ての予算に反対しているものではありません。私としては、大変期待していた、保育士の賃上げが、国が賃上げすると明言していたので、当然賃金が上がるものと思っていたのです。ところが2月の段階でお聞きしたところ、周辺自治体でも賃上げしていないので、周辺自治体との兼ね合いもある、また保育士だけの賃上げとなると他の職員との兼ね合いもある、とのことでした。国は2月から9月まで、保育士の賃金を3%上げ、人事院勧告でマイナスとなる減額分も補填して、賃上げすることでした。せっかく国が国の予算で賃上げするのに、なぜ周りとの兼ね合いを考えて賃上げしないのかが疑問でした。しかし、4月からは3%村独自で会計年度任用保育士の賃金を上げるということです。周りとの兼ね合いを考えて賃上げしないが、4月からは村独自で賃上げすると。できれば、国からの補助金で2月から賃上げしていただきたいかっと思えます。2月から賃金が上がるのではないかと期待されていた保育士の方もいたのではないのでしょうか。保育士だけの賃上げに不公平感があるのであれば、全体に会計年度職員の時給を少しでも上げることを検討すべきではないのでしょうか。

これからの村産業は、主産業である農業は農家戸数が減少していくものと思われれます。2015年の調査では、第3次産業であるサービス業が村の就業人口の2割を超えています。女性が住みたい村であるためにも、賃上げが必要であると思えます。今回顕著だったのは、地域おこし協力隊の報酬をあげたとたんに応募者数が増えたことです。

また、村の住宅政策は、予算案に総合中心地内の空き地空き家対策が入るなど、大きく前進しました。しかし、農家には例外事項があったり、今の農家の状況に即していないと思います。少子化を食い止めるには、婚姻数を上げなければいけないとの村長のお考えのようですが、そうであれば、結婚相手がどのような住居を望むのかを一番に考えた事業が行われるべきかと思います。

よって令和4年度一般会計予算案に反対致します。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、賛成の方の発言を許します。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

令和4年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度一般会計予算案は36億2千万円であり、前年比較で1億172万5千円の減、率にして2.7%の減であります。

事業については、「第2期大潟村総合村づくり計画」の基本目標を達成するための施策体系になっており、また喫緊の課題や将来に向けての支援など多岐にわたる分野の事業を、特に力を入れて取り組む7つの重点施策として整理し、限られた財源を効率的に活用し、国、県の補助や交付税措置など有利な支援を活用しながら策定した努力を十分評価したいと思います。

懸案でありました旧保育園跡地の活用については、遊具を備えた広場の整備が計上されました。今後詳細な設計に進みますが、村民の意見も取り入れ、子供たちはもとよりお年寄りも集える憩いの場所として有効に活用されることを期待しております。

人口減少や少子化は、地域のみならず国全体の将来を左右する大きな課題であります。特に人口減少は都市部と地方の地域格差が大きく、本村でも強力に押し進めなければならない課題のひとつです。村外の方にこの素晴らしい大潟村にぜひ住んでもらい人口減少を抑制したいという目的で、中央3番地に新たに分譲地を造成する事業が示されました。事業目的が人口減少対策である以上、選定に条件をつけることは十分理解できます。また大潟村住まいづくり支援事業も、議会で取り上げられた課題にも配慮し、幅広く対象を広げたことは評価しています。

少子化対策については、令和3年度から始まったネウボラ事業の継続に加え、福祉医療費支給事業の対象拡大、第3子以降学校給食費無償化など、来年度予算に計上されるなど子育て支援の拡充に向け当局の努力が伺えます。今後も引き続き子育てニーズを的確に把握し、ニーズにマッチした支援策の充実に努めていただきたいと思います。

コロナ禍と言われて2年が過ぎましたが、未だに人々の生活に大きな影を落としており

ます。本予算で特に影響を受けた飲食業を支援するため、「大潟村から元気を！」地域活力回復事業（飲食事業者支援事業）」が示されました。村内飲食店で使えるプレミアム付き飲食券を発行する事業であり、需要の回復の一助になると期待しております。より多くの村民に利用してもらうためにも、使い勝手を考慮した仕組みづくりを是非お願いしたいと思います。

最後に、村当局は事業を着実に遂行することはもちろんのこと、コストマインドをもち財政チェックも怠りなく、緊張感を持って予算の執行に取り組んでいただくことをお願いし、賛成討論といたします。

【議長：丹野敏彦】

原案に反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。（なしの声）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は、挙手により行います。

総務産業委員長より報告のありました、議案第4号「大潟村課設置条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第5号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第10号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第11号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第12号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第13号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第14号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第15号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第16号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第17号「普通財産の貸付について

(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第18号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第19号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第20号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第21号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第22号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第23号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第24号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第25号「普通財産の貸付について(追認)」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第26号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第27号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第28号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第29号「普通財産の貸付について（追認）」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、議案第30号「第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画について」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業並びに生活福祉教育両委員長より報告のありました、議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第33号「令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第34号「令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第35号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第36号「令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第37号「令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第39号「令和4年度大潟村水道事業特別会計への繰り入れについて」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第40号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計への繰り入れについて」、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第41号「令和4年度大潟村一般会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第42号「令和4年度大潟村診療所特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第43号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第44号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第45号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第46号「令和4年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第47号「令和4年度大潟村水道事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長より報告のありました、議案第48号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計予算案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」について、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます
挙手多数であります。

よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第47、発議第2号「大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

11番、石井雅樹さん。

【11番：石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。

発議第2号について、条例案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

次のとおり、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

令和4年3月18日提出

提出者	大潟村議員	石井	雅樹
賛成者	大潟村議員	松本	正明
賛成者	大潟村議員	山田	照雄
賛成者	大潟村議員	川淵	文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

発議第2号

大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案

大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例

大潟村議会委員会条例(昭和63年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(委員会開会の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンライン」という。)を活用して委員会を開

会することができる。

2 前項の規定により開会する委員会において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の適用において、委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

オンラインによる方法を活用した委員会の開催を可能にするため、所要の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

次に、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。（なしの声）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号「大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後3時29分)